

第1章

かわる暮らし、 つながる地域

10万人都市として新たに誕生した本市は、整然とした街なみと自然が調和した快適な生活空間を備えた魅力あるまちづくりを進めている。その間、人口は増加傾向にあるものの少子高齢化は着実に進行しており、また、国際化や高度情報化社会の進展、核家族化の進行や地方分権社会の進展など、本市を取り巻く状況は大きく変化した。

本市では合併のメリットを最大限活かすべく、新市の一体性の確保と均衡ある発展を目指して、市民とともにまちづくりに取り組んできた。平成20（2008）年に「ふじみ野市総合振興計画」を策定し、「自信と誇りそして愛着のあるまちふじみ野」の実現を掲げた。

わが国においては、地方分権の推進により国からの権限移譲が進んだことで、自治体による自己決定の重要性と自己責任の度合いが高まった。平成12（2000）年の地方分権一括法の施行により、地域の実情に合った自治の推進が求められ、自治体による自治基本条例の制定が進んだ。本市では平成26（2014）年6月に同条例を施行した。

また、平成23（2011）年5月の

地方自治法改正により、市町村に対する基本構想の策定義務付け規定が廃止された。しかし、本市では長期的な展望に基づいた将来目標を市民に伝えるとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、基本構想を含めた総合計画の策定を継続して行っている。平成30（2018）年に「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 前期基本計画」、令和6（2024）年には後期基本計画を策定、まちの将来像として「人がつながる豊かで住み続けたいまちふじみ野」を掲げ、本市の持続可能なまちづくりを進めるための基本的な指針とした。

この間、市民生活に大きな影響を与えたものとして、新型コロナウイルス感染症が挙げられる。令和2（2020）年1月に日本でも確認されたこの感染症は、国内のみならず全世界の人々の生活に影響を与え、日常生活、社会経済のあり方、働き方や暮らし方に変化をもたらすなど、多方面に波及することとなり、本市においても新しい生活様式を見据えたさまざまな施策の検討、実施が必要となった。

第1節 新しい市のデザイン

ふじみ野市総合振興計画

市町村行政の骨格となる計画は、自治体が定める総合計画として示され、その中で、まちづくりの設計図となる基本構想・基本計画が策定される。新市としてスタートしたふじみ野市の未来を描くデザインが、市の誕生に合わせて策定された。

策定の背景

総合振興計画は今後のまちづくりの最も上位に位置付けられる重要な計画である。策定にあたっては、合併以前の旧市町の計画や「上福岡市・大井町法定合併協議会」が策定した新市建設計画を踏まえ、市民意識調査や地区別・分野別懇談会、市民意見募集などを実施、さらに知識経験を有する者や市民などで構成された審議会での審議など、市民の意見を取り入れながら策定作業を進めてきた。こうして平成19（2007）年9月の定例市議会でもふじみ野市総合振興計画「基本構想」が可決された。

構成内容

この計画は、まちづくりの基本理念や市の将来像を示す「基本構想」（平成20（29年度）、基本構想に基づいた基本方針を示す「基本計画」（前後期計画各5年）、基本計画で定められた施策を展開するための具体的な事業

を定めるとともに、予算編成の指針となる「3か年実施計画」で構成される。

【基本理念】「協働と融和」「安心と愛着」「環境と活力」

愛着」「環境と活力」

【将来像】「自信と誇りそして愛着のあるまちふじみ野」

以上の理念のもと、将来像の達成のために今後10年間で次の10の視点に基づいてまちづくりを進める。

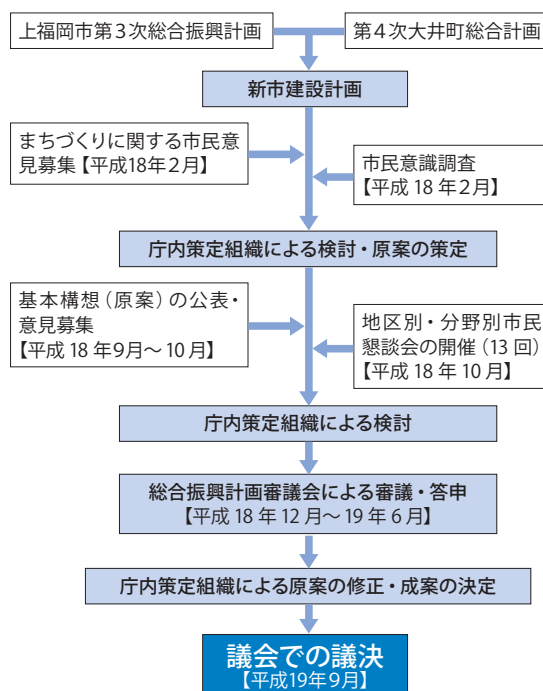
- ① 行財政改革の推進、② 都市の安全の確保、③ 安心子育て支援策の充実、④ 健康増進・福祉・

地域医療体制の充実、⑤ 魅力ある居住空間の整備、⑥ 人権尊重意識の高揚、⑦ 学校、家庭、地域の教育力の向上・養成、⑧ シニア社会への対応、⑨ 自然環境との共生、⑩ 地域経済の再生と活性化

【施策の大綱】 将来像を実現するために市として行う各種施策の指針を示すもの。基本計画において次の6つの体系の中で取り組む。

- ① スリムで効率的な協働のまちづくり
- ② 健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり
- ③ 夢のある心豊かな学びのまちづくり

図1-1 総合振興計画（基本構想）策定までの流れ

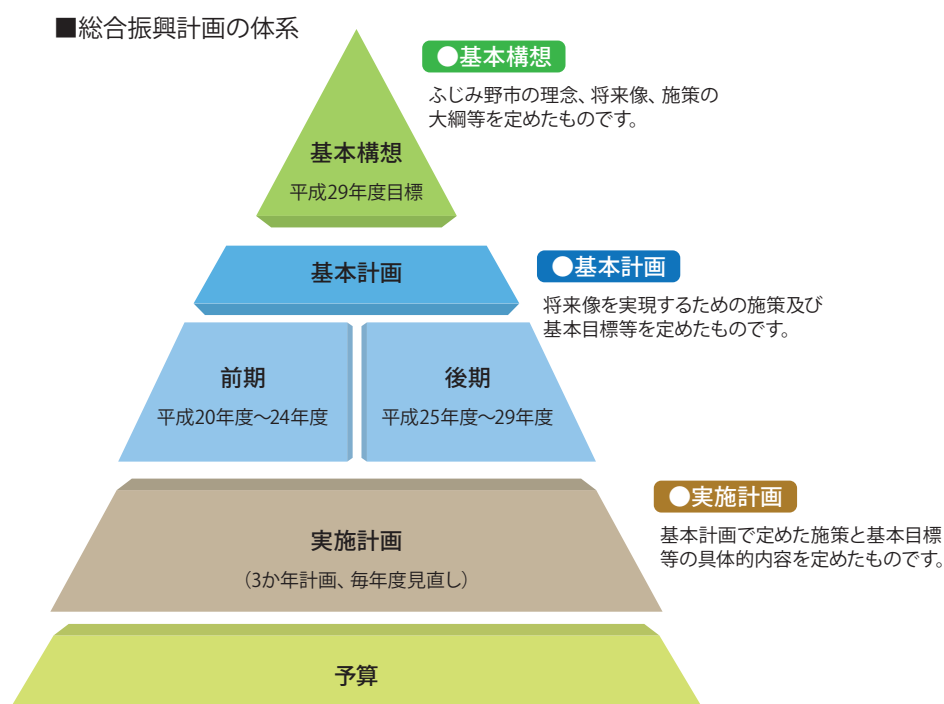


総合振興計画策定のための市民懇談会

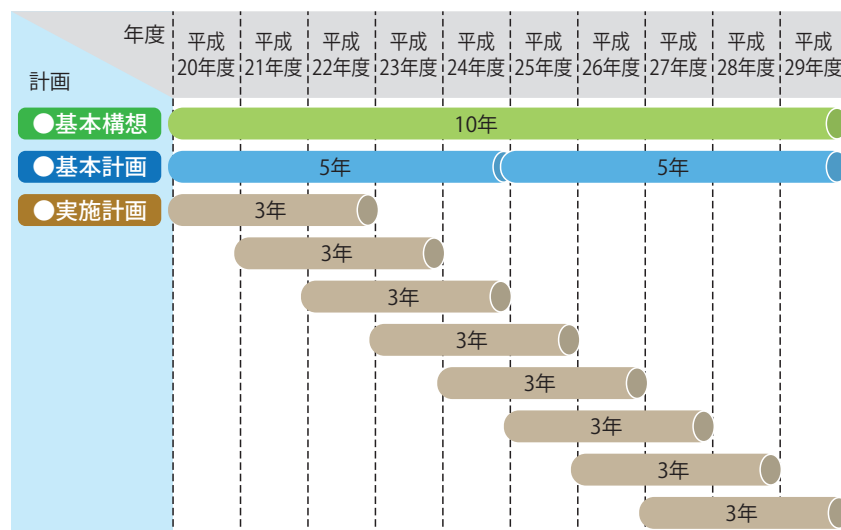
【将来人口】平成

- ④ 安心して暮らせるふれあい・連携のまちづくり
- ⑤ 環境と共生する活力あふれるまちづくり
- ⑥ 個性輝く快適で魅力あるまちづくり

図1-2 総合振興計画の体系と期間



■計画の期間



ものであった。

後期基本計画は、今後5年間のまちづくりの方向性と目指す目標を明らかにするもので、将来像を実現するために、参画と協働、そして経営的視点を取り入れたまちづくりを進めるとした。

行財政改革の変遷

行財政改革大綱（平成18年度～平成27年度）本市は旧市町の特性を活かしながら、共通する行財政課題を一体的に解消し、効率的・効果的なまちづくりの推進と市民ニーズに合致した行政サービスの向上を図るため、合併の道を選択した。

その実現には「社会資源の充実による市民サービスの向上」と「健全な行財政運営の確立で小さな自治体を作りながら住民ニーズに

29（2017）年における将来人口を12万人とする。

後期基本計画 本市は、計画策定から5年を経た平成24（2014）年度をもって前期基本計画が終了することから、基本構想、前期基本計画の理念や目標を継承・発展させつつ新たな

視点と発想を加えた後期基本計画を策定した。その内容は、この間の社会経済の変化や少子高齢化、人口減少の加速、地球環境保全に対する意識の高まり、価値観の多様化、そして平成23（2011）年3月の東日本大震災を契機とした危機管理への要請の高まりなどを踏まえた

える」という、困難な課題の解決が求められ、新しい時代と課題に対応できる行財政改革を強力に推進していく必要があった。その理念と方針を定めた計画が、平成19（2007）年3月に策定した「ふじみ野市行財政改革大綱」である。

【基本理念】 多様な行政需要に的確に対応し、

本市の目指すべき将来像の実現のため、市民活動の活性化、職員の創意ある行政事務改善への継続的な取り組みを通じて、この行政改革が本市の持続的な発展の基礎となるものと捉え、その基本理念を「良質な生活空間づくりと効率的な行財政運営のまち」と定めた。

【基本方針】 基本理念に基づき、次の基本方針により、行財政改革に取り組む。

- ① 自主的・自律的な地域経営への転換
- ② 行財政運営の持続性と小さな自治体の確立
- ③ 職員の意識改革と能力の開発
- ④ 市民のまちづくり意識の醸成

【主要施策】 行財政改革の主要施策を次の8項目に設定する。

- ① 市民ニーズに柔軟に対応する事務事業などの見直し
- ② さらに市民サービス向上のための民間活力の導入
- ③ 簡素で機能的な組織・機構の確立
- ④ 定員管理及び給与の適正化
- ⑤ 職員の意識改革と能力開発
- ⑥ 行政の情報化などによる行政サービスの向上
- ⑦ 新しいまちづくりシステムの確立
- ⑧ 財政の適切かつ健全な運営

行財政改革推進5か年計画 本市はこの大綱

と合わせ、集中改革プラン（平成18年度～22年度）として、「行財政改革推進5か年計画」を作成した。行財政改革大綱で掲げた8つの主要施策のもと、特に重点的に取り組むべき改革項目の具体的な内容や取り組み年度、数値目標を定めている。毎年度進捗状況を点検・確認して計画の見直しを行うとともに、その実施状況や結果を広報やホームページを通じて公表することとした。

ふじみ野市行政経営戦略プラン 平成23（2011）年4月には、前記の集中改革プランに代わる計画として、「行政経営戦略プラン（平成23年度～27年度）」を策定した。

策定の背景には、平成20（2008）年の米国金融危機に端を発した世界同時不況による経済への影響により、完全失業率や有効求人倍率が過去最悪の水準で推移していること、また、生産年齢人口の平均年齢が全国屈指の若い県である埼玉県は、まもなく人口減少に転じたのち全国一のスピードで高齢化が進行すると予測されていることから、税収の減少と福祉・医療関係経費の大幅な増加が避けられないとの情勢であった。それらを踏まえた新しいプランの概要は次のとおりである。

【基本方針】 総合振興計画の将来像である「自信と誇りそして愛着のあるまち ふじみ野」や行財政改革大綱の基本理念である「良質な

生活空間づくりと効率的な行財政運営のまち」に基づき、市民本位の行政経営を戦略的に実施することを念頭に置いた「市民との協働による成果重視型の行政経営」を行うとした。

【5つの基本目標】

- ① 自助・共助・公助による安全・安心なまちづくりの確立
- ② 良質な市民サービスの提供による市民満足度（納得度）の向上
- ③ 新しい公共空間の拡大・創造による市民との協働の推進
- ④ 市民に分かりやすいスリムで効率的な組織機構の確立
- ⑤ 持続可能で柔軟な財政システムの確立

【進化管理と運用】 行政経営とは、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）のもと、組織の明確な目標に向かって常に最適な行政運営のあり方を目指して、継続的に一貫した改善を行う取り組みのことである。このプランは、年度ごとの成果を市民へ公表するとともに常に見直しを行い、改善すべき点や新たに必要となる業務などが発生した場合には、積極的な改革を実施して「発展的な行政経営」を目指すこととしている。また、実施状況を適確に検証して、平成25（2013）年度からの総合振興計画後期基本計画の策定

や進捗管理に反映していくこととした。

ふじみ野市行政経営戦略方針（平成28・29年度）

本市は、平成28（2016）年3月、行政改革大綱に代わり、行政経営の指針となる「ふじみ野市行政経営戦略方針」を策定した。

経営戦略プランの計画年度終了後、新たな将来構想がスタートするまでの2年間において、実施中の行財政改革のスピードを落とすことなく継続する必要があるため、行政経営戦略プランの基本的な考え方を継承して定めたものである。

この行政経営戦略方針は、平成30（2018）年度からは市の最上位計画である「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」に位置付けた内容として進捗管理を行っていくこととなる。こうして、毎年度実施している予算事務事業の評価（行政評価）の中で検証と評価を行い、結果について市ホームページで公表を行うとともに改善すべき点については、積極的に改革を実施していくこととした。

ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 （基本構想／前期基本計画）

策定の背景 本市では平成26（2014）年6月に制定した「ふじみ野市自治基本条例」で、市政運営の指針となる総合的な最上位計画を策定することを定めた。「ふじみ野市総合振興計画」の計画期間が平成29（2017）年度で終

了することから、同30（2018）年度を初年度とする新たな市政運営の指針となる総合的な「最上位計画」として策定したのが「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」である。

策定にあたっては、平成28（2016）年7月に学識経験者や公共的団体などの代表者、公募市民などで構成される「総合振興計画審議会」を設置した。審議会では、地域の課題について市民が意見を出し合う「オールふじみ野」未来政策会議（平成25年から実施）の提言や市民意識調査、パブリック・コメントなどにより出された意見などを参考に審議が重ねられた。

市民意識調査においては、市の施策で満足度の高い分野として「環境」が最も高く、次いで「健康づくり」や「都市環境」が挙がっており、今後重点的に税金を配分していくべき分野としては「防災」が最も高く、次いで「子育て支援」、「防犯」、「高齢福祉」が高くなっている。

これらの内容を踏まえて計画を作成し、平成29（2017）年7月に審議会の答申を受け、これをもとに原案を作成し、同年9月、市議会に提案、可決された。

構成内容 13年間の「基本構想」、前期6年間、後期7年間の「基本計画」、3年ごとの「実施計画」という3階層で構成された計画では、市の理念と将来像を掲げ、その実現に向けて分野ごとの方針を定めた。令和12（2030）年

度を目標とし、将来人口を11万7900人と推計し、その後の人口減少も見込んでいる。

まちづくりの理念と将来像 まちづくりを進めるにあたっては、市政運営の全ての分野において、次の3つを理念に掲げた。

「安全と安心」：災害に強いまちづくり、暮らしの安全と安心の構築

「地域力」：まちづくりに市民が主体的に参画、交流・学び合い、地域の課題解決

「環境」：自然環境との共生、住み心地良いまちづくり

まちの将来像に「人がつながる豊かで住み続けたいまち ふじみ野」を掲げ、実現に向けた9つの分野を定めた。

- ・分野1「暮らしと地域コミュニティ」～人がつながるまち～
- ・分野2「生きがい・文化・スポーツ」～うるおいのある豊かなまち～
- ・分野3「子育て・福祉」～みんなで支え合う思いやりのあるまち～
- ・分野4「健康・保険」～元気・健康の好循環が生まれるまち～
- ・分野5「地球環境・自然環境」～豊かな水と緑が調和したまち～
- ・分野6「産業・経済」～にぎわいと活力にあふれるまち～
- ・分野7「都市整備」～快適で便利なまち～

・分野8「防災・防犯」→災害に強く犯罪のな
いまち

・分野9「教育」→地域の絆で育む学びのま
ち

重点戦略 9つの分野における取り組みを推
進するにあたっては、「情報発信と的確な市民
ニーズの把握」と「スリムで効率的な行政経営」
の視点を重視するとともに、13年間で特に優先
して取り組むべき方向性を4つの「重点戦略」
①地域力の高いまちをつくる、②生涯にわた
り健やかで元気のあるまちをつくる、③子育て
や教育の充実したまちをつくる、④にぎわいや
美しさの中にも強さのあるまちをつくる」とし
て位置付けた。

そして実施事業の「選択と集中」を図ること
によって、効率的でメリハリのある市民に開か
れた行政経営を行うこととした。

■ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 (後期基本計画)

策定の背景 先の将来構想「前期基本計画」
では平成30(2018)年度から令和5(20
23)年度までの6年間で期間とし、まちの将
来像の実現に向かって市政を進めてきた。

その間、わが国においては、新型コロナウイルス
感染症の拡大や持続可能な開発目標(SDG
s)の浸透、デジタルトランスフォーメーショ

ン(DX)の推進、少子高齢化の進展に伴う厳
しい財政状況など、さまざまな社会情勢の変化
が生じてきた。

こうした社会の変容を踏まえつつ、引き続き、
基本構想に基づき、本市の魅力や特徴を十分に
発揮し、さまざまな課題を乗り越え、本市が将
来にわたって持続可能なまちづくりを推進する
ため、令和6(2024)年3月、6年度から
12年度までの7年間のまちづくりの方向性を示
した「後期基本計画」を策定した。後期基本計
画においては、各施策の取り組みがまちづくり
の目標や持続可能な開発目標(SDGs)の達
成につながることを目指すとした。

策定にあたっては、「ふじみ野市最上位計画
審議会」を設置するとともに、令和4(202
2)年から5年にかけて、市民意識調査やタウ
ンミーティング、パブリック・コメントなど、
さまざまな手法で市民の意見を集めた。

市民意識調査では、市の施策で満足度の高い
分野として「環境」が最も高く、次いで「健康
づくり」、「都市環境」となっており、前期基本
計画策定時と同様の結果となっている。また、
今後力を置いて税金を配分していくべき分野と
しては「生活基盤」が最も高く、次いで「防災」、
「環境」となっている。

市民意識調査等の内容を踏まえて計画を作
成、令和5(2023)年7月には審議会の答

申を受け、同年9月の第3回市議会定例会で可
決された。

■ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合 戦略

本市が誕生した21世紀初頭の社会、特に地方
自治体を取り巻く環境は、少子高齢化による生
産年齢人口の減少が進展し、その結果、労働力
の減少や地域活力の低下、社会保障費の増加な
ど、さまざまな面での影響が懸念されていた。
これら人口、経済、地域社会の課題に一体的に
取り組むため、「ふじみ野市まち・ひと・しごと
創生総合戦略」が策定された。対象期間を平
成27(2015)年度から令和元(2019)
年度までの5年間としている。

策定にあたっては、産業界、行政機関、大学、
金融機関、労働関係および公募市民などの12人
の委員で構成する「ふじみ野市まち・ひと・し
ごと創生総合戦略審議会」を組織し、平成27(2
015)年7月から12月までの5回の会議で議
論を重ねた。同年10月23日に一次答申が行わ
れ、12月18日に最終答申が市長に提出された。

基本的な視点と目標 本市の総合戦略では、
将来の目指すべき方向を「雇用の創出・地域産
業の活性化」「定住・移住の促進」「結婚・出産・
子育てへの支援」「時代に合った地域をつくり、
安全な暮らしを守るまちづくり」の4つの視点

として示し、以下の基本目標を掲げた。

「一覧表」参照

1 ふじみ野市における安定した雇用を創出する

2 ふじみ野市への新しい人の流れをつくる

3 結婚や出産がしやすい環境を創出する

4 誰もが子育てのしやすいまちを創出する

5 時代に合った地域をつくり、安全なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

また、基本目標ごとに数値目標を設定するとともに、施策ごとに重要業績評価指標を設定し、基本的な方向や具体的な取り組みを示した。

本市は、毎年度、総合戦略に基づき実施した施策に対する効果検証を行い、成果を積み重ねていった。そして、令和元（2019）年度に計画期間が終了したことから、平成27（2015）年度から令和元年度までの5年間の総括を行った。

その後、「第2期ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年度～5年度）を策定、そして令和5（2023）年度には、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえて「第3期ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定、本市における地方創生の一層の充実・強化を図るものとした。

第3期の策定にあたっては、施策展開をより効果的に行うため、「後期基本計画」と一体的な計画として策定した。（資料編「総合計画等

第2節 行政と議会のあゆみ

1 市民とともに歩む行政をめざして

■ 合併が目指した健全で効率的な行政運営

合併の背景

本市では、合併によるスケールメリットとしての社会資源の充実による市民サービスの向上や、行財政の健全運営確立を最大限に活かすために、合併時に事務事業の調整および見直しを進めた。これにより行政運営の改善や合理化を図るとともに、市民の利便性の向上を目指しつつ高度化・多様化するニーズに対応することが可能となる効率的な組織・機構づくりに努めた。

財政の効率化については、法定合併協議会における協議では、合併前と比較して10年間で約120億円の効果が見込まれていた（序章参照）。平成17（2005）年10月ふじみ野市の誕生により新たな市政がスタートしたが、本市では、合併特例法による国からの財政支援などにより以下の財政効果があった。（「財政の状況」の項参照）

- ・ 合併準備支援事業交付金（平成17年度）
8000万円
- ・ 合併推進体制整備費補助金（平成18年～21年

度）
3億6000万円

・ 地方交付税の上乗せ効果
約101億円

・ 合併特例債の効果
約190億4000万円

・ 地域振興基金の財政効果
約15億5000万円

総額 約311億3000万円

合併特例債とは、合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置（起債＝借入金）のことである。合併後10か年度は「新市建設計画」に基づき行われる特に必要な事業経費のうち、95％に合併特例債が充当できる。また、その元利償還金についても70％が普通交付税で措置される非常に有利な起債である。本市では小中学校の新築・耐震補強工事や広域ごみ処理施設整備、ふじみ野市サービスセンター（ココネ）整備、防災行政無線整備などの事業に活用してきた。（資料編「合併特例債を活用して整備した施設」参照）

■ 市民の参画と協働で進める自治の仕組み

住みよい地域づくりのためには、行政サービス（公助）に加え、地域住民による助け合い（共助）が欠かせない。自治組織のさまざまな取り

組みは、まさに地域の「共助」の機能を高めるものであり、地域の多くの住民が自治組織に加入し、活動が活発化することが望まれる。本市は、自治組織をまちづくりに欠くことのできない重要なパートナーと位置付け、さまざまな活動の支援に努めている。

本市では、平成22（2010）年に「ふじみ野市審議会等の会議の公開に関する規則」、同26（2014）年に「ふじみ野市自治基本条例」を定めた（第3節参照）。審議会などの会議は原則公開とし、市民が傍聴できるようにしている。また、学識経験者や施策に関する知識・経験を有する者のほか、市民の意見を反映させるため「市民公募委員」を選任することを努力義務とした。

さらに政策形成の段階にあつて市民の意見を求めるパブリック・コメント（平成20年度、第3節参照）などは公正で開かれた市政をより一層推進し、市が事業の企画や立案、政策を決定する過程で、広く市民の意見や専門的な知識を反映させるために実施している。

■ 効率的・効果的な行政サービスの向上

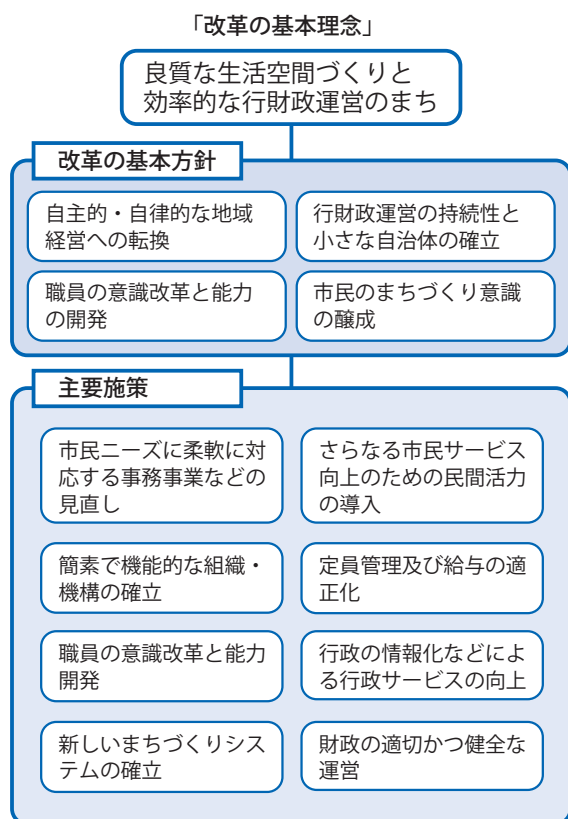
新市の行政運営には、合併による組織の再編

成や事務事業の見直し、民間委託の推進などによる効率的・効果的な行政運営が求められた。そのため本市では、社会・経済情勢の変化などに伴う新たな行政課題や多様な市民ニーズに即応した行政サービスが展開できるよう、定期的に組織・機構の見直しを行ってきた。

人員・施設の適正化 合併の効果を最大限に発揮した行財政運営とスリムで効率的な自治体の確立を目指すため、職員の資質の向上、能力の開発が求められている。その中で市民ニーズに柔軟に対応するための事務事業の見直しなどを実施する中で、さらなる市民サービス向上のための民間活力の導入、簡素で機能的な組織・機構の確立、そして、定員管理および給与の適正化を進めてきた。

合併当時（平成17年10月）の職員数は807人で、同規模の自治体と比較すると17%（約120人）多い状況だった。そこで、合併によるスケールメリットを活かすため、合併の際に旧市町関係者により組織された法定合併協議会において、合併10年後には同規模の自治体に近い水準まで職

図1-3 行財政改革大綱の構成図



員数の削減を図ることとした。平成19（2007）年2月には「ふじみ野市定員適正化計画（平成18年度～平成22年度）」を定め、総務省の示す定員モデル、同規模自治体の職員数を勘案し、同22（2010）年度までに70人程度、今後10年間で100人程度の削減を、事業の統廃合や外部委託、組織・機構改革などによって実現することを目指した。今後10年間で232人の退職者が見込まれていたが、新規採用職員の抑制や採用見送り（平成23年4月採用は0人、24年4月採用は専門職7人で一般事務職は0人であった）、再任用職員制度の活用、民間活力の導入などを積極的に推進した。その結果、10年後の平成26（2014）年4月には職員数6

図1-4 行財政改革の変遷

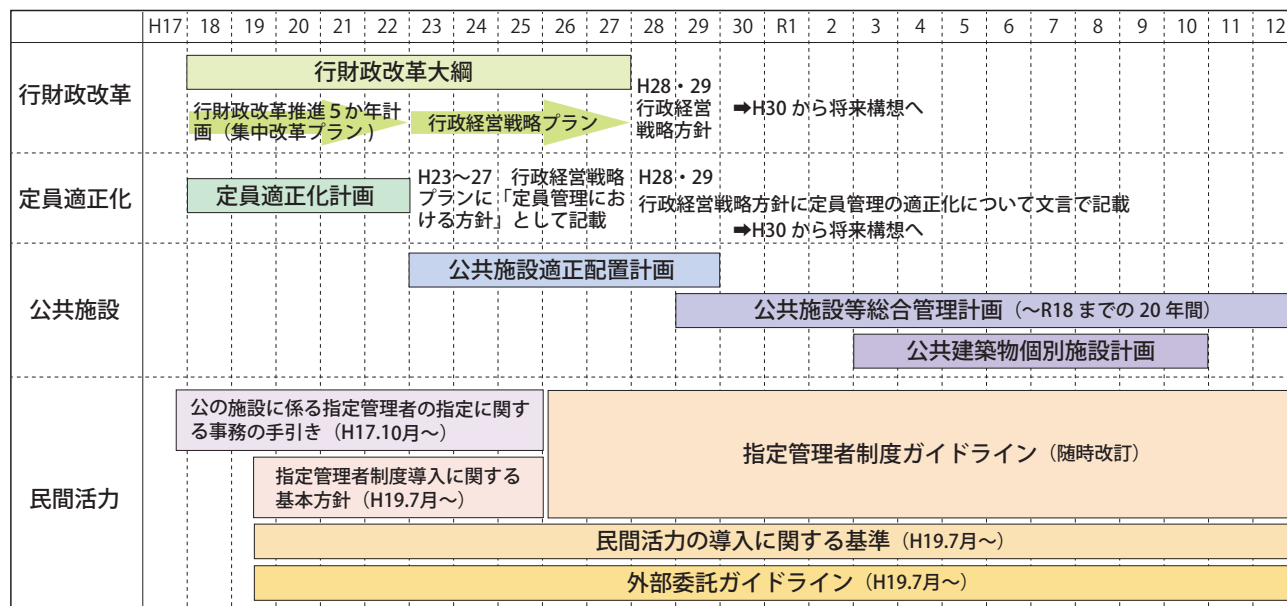
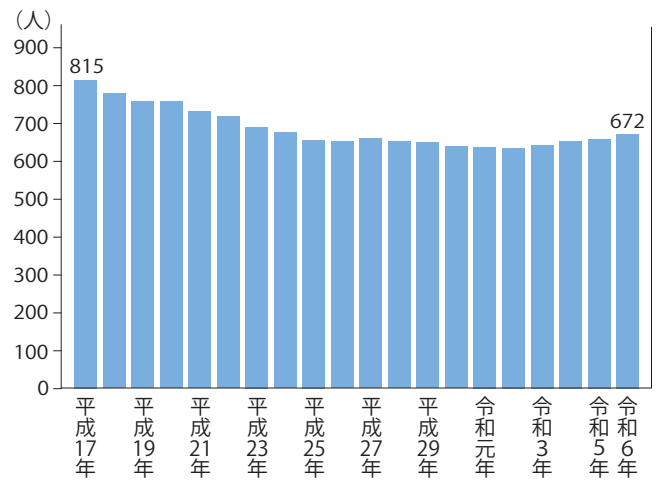


図1-5 職員数の推移



※各年4月1日現在。再任用短時間含む

35人と削減効果（172人、約21%減）が表れた。

公共施設適正配置計画と総合管理計画

本市は同規模自治体が合併して誕生したことから、庁舎や公民館など類似の施設が多く存在している。これらの多くは昭和30年代半ば頃からの都市化の進展とともに建設されてきたもので、建設後25年以上が経過したものは老朽化が進んできており、維持管理はもとより耐震性の確保など、さまざまな課題が出てきていた。

そのため本市は、平成22（2010）年9月に「ふじみ野市公共施設適正配置計画（平成23

年（29年）」を策定し、機能の複合化や集約化など、市の人口や財政規模に適した施設整備を検討することとした。策定にあたっては、施設の安全性、現状分析および財政分析、市民サービスの向上、民間活力の活用とコンパクトシティの考え方への配慮、エコロジーやユニバーサルデザインへの配慮などを基本的な考え方に掲げている。

こうして合併特例債などを活用し、小中学校の耐震補強工事や大規模改造工事、大井総合支所や本庁舎、ふじみ野市・三芳町環境センターの整備など、老朽化した施設の更新整備に計画的に取り組んできた。計画期間終了後には整備方針などの検証を行い、平成30（2018）年3月に新たな施設整備・維持管理の方針を定めた。

また、今後も更新時期を迎える公共施設などが複数あることから、平成29（2017）年3月に公共施設などの管理に関する基本的な考え方を示す「ふじみ野市公共施設等総合管理計画」を策定した。さらに、この考え方を踏まえ、今後の公共建築物の維持管理や整備に関する方向性を示した「ふじみ野市公共建築物個別施設計画」を令和3（2021）年3月に策定した。

このように、市民ニーズを的確に捉え、限られた予算の中で公共施設を適正に管理していくための公共施設マネジメントを推進してきた。

その後、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂に基づき、令和4（2022）年3月に「ふじみ野市公共施設等総合管理計画」の一部改訂を行った。

■ 財政の状況

合併前の上福岡市と大井町の平成12（2000）年度から15（2003）年度までの決算額をみると、地方税と地方交付税は3年間で約24億円減少し、逆に扶助費は約8億5000万円増加していた。また、少子高齢化の進行による福祉関係予算の増加、生産年齢人口の減少による税収の減少や十分な行政サービスの提供が困難な状況が予測された。そのため、効率的な行財政運営、自立性の高い財政の確立と強化が、合併新市に求められた。

合併による財政効果

本市は、平成17（2005）年の誕生以来、人件費の削減、事業評価や事務事業の見直し、事業仕分けや公共施設の適正配置計画の策定など、財政の健全化に取り組んできた。

その結果、財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、平成23（2011）年度に合併以来初めて県内市平均（90・1%）を下回った（89・0%）。この比率が高いほど、財政構造の硬直化（自由に使えるお金が少ない）が進んでいることを表している（19年度の本市は97・

1%)。

本市では、合併にあたって平成17(2005)年度に、県から合併準備支援事業交付金として1団体4000万円、計8000万円が交付された。また、市町村合併推進体制整備費補助金として、平成18(2006)年度からの4年間に3億6000万円が交付された。これは、合併した市町村が、新市町村の建設に関する基本的な計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を国が補助するものであった。

その後の合併による財政効果をみると、合併算定替え(一般的に市の規模が大きくなると地方交付税は減るが、合併後10年間は合併前の市の合計額で計算され、10年経過後は5年間で段階的に縮小)による地方交付税の上乗せ効果は15年間で約101億円となった。また、合併特例債による効果として、活用限度額272億3000万円に対し市の返済額は約81億9000万円となっており、約190億4000万円の財政効果があつた。合併特例債は公共施設の整備や改修に活用され、活用実績として、市役所本庁舎や大井総合支所、清掃センター、スポーツセンター(ふじみんアリーナおりひめなど)の整備のほか、放課後児童クラブや学校給食センター(なの花学校給食センター)の建て替え、小中学校の大規模改修・耐震補強等が挙げられる。

そのほか、地域振興基金の財政効果約15億5000万円を合わせると、約311億3000万円の財政効果があつた。

財務書類にみる市の財政 平成27(2015)

年1月に地方公共団体の財務書類の作成方法を定めた「統一的な基準による地方公会計」のマニュアルが国から示された。それに伴い、本市は平成28(2016)年度に固定資産台帳を整備し、同29(2017)年度から統一的な基準による財務書類を作成している。

財務書類とは「その年にどのような収入があり、それをどのように使ったのか」といった現金の動きだけでなく、「市が整備してきた資産や借入金などの負債がどれだけあるのか」という資産の情報や「行政サービスを提供するためにどれだけの費用がかかり、それをどのように賄っているか」といった収支の状況を明らかにするものである。このうち一般会計に関するものとして、資産や負債の状況を表す「貸借対照表」、行政サービスにかかった費用を表す「行政コスト計算書」、貸借対照表の純資産の部の会計年度中の動きを表す「純資産変動計算書」などがある。

本市の平成29(2017)年度決算を、統一的な基準による初めての貸借対照表でみると、資産合計は1688億9000万円(負債合計694億4700万円、純資産合計は993億6

200万円)となっている。また、基金総額は固定資産分と流動資産分の合計で137億6100万円であった。

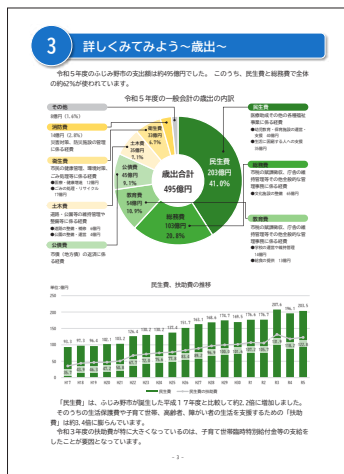
令和5(2023)年度決算の貸借対照表によると、資産合計は1437億3000万円(負債合計451億1700万円、純資産合計985億8600万円)となっている。基金総額は固定資産分と流動資産分の合計で166億2800万円に達しており、今後の財政運営を見据えた財政調整基金および減債基金などへの積み立てを行っている。

財政健全化判断比率と資金不足比率 平成19

(2007)年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で新たに定められた財政指標の数値を公表することで、地方公共団体の財政の健全性を計ることができるようになった。

令和5(2023)年度決算に基づく本市の財政健全化判断比率をみると、一般会計および各特別会計(国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療事業特別会計)は黒字となっている。また、実質公債費比率、将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。公営企業(水道事業・下水道事業)の資金不足額も発生していないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は算定されなかった。

本市はこうした財政運営の状況を年2回公表



「ふじみ野市のお金の使いみち」
(令和5年度)

している。また、多くの市民に市の財政状況や施策について理解してもらえよう、平成25(2013)年度から「ふじみ野市のお金の使いみち」を作成・公表している。解説には図や表を多く用い、市の決算額を家計簿に見立てるなど、

そこで生み出された財源と人員を、新たな市民ニーズに対応した行政サービスに再配分し、市民満足度の向上につなげるとしている。

指定管理者制度 平成15(2003)年6月の地方自治法改正により、市の出資法人などのほか、民間の事業者、NPO法人、ボランティア団体などにも「公の施設」の管理を代行することを可能にする「指定管理者制度」が創設された。この制度は、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、経費の節減などを図ることを目的としている。

本市では、平成18(2006)年3月からサービスセンター自転車駐車場と上福岡駅西口駐車

より見やすく分かりやすい工夫をしている。

民間活力の導入

本市は平成19(2007)年7月に「外部委託ガイドライン」を制定した。ここでは市民の安心・安全を第一とし、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本として、行政と民間との適切な役割分担のもと、より効率的かつ効果的な公共サービスの提供と行政のスリム化を図るため、積極的に外部委託を推進していくとした。

場に導入したのを皮切りに、制度の積極的な活用を図っている。

指定管理者の選定を公正に行うため、平成26(2014)年には外部の有識者などで構成する「ふじみ野市指定管理者選定委員会」を設置して指定管理者候補者の選定を行っている。指定管理者の選定は原則公募により、指定期間は5年間を標準(平成29年度選定までは4年間)とする。制度の適正な運用を図っていくため、市は指定管理業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査または必要な指示を行うこととしており、指定管理者に対する評価を毎年度ホームページで公表している。

指定管理者による管理運営から得られた知見は、新たな指定管理者を募集する際に仕様書へ反映するなど、官民連携によるサービスの質の向上に努めている。

〈指定管理者制度の導入施設〉

- ・平成17年度 サービスセンター自転車駐車場
- ／上福岡駅西口駐車場
- ・平成18年度 子育てふれあい広場／ふれあい上福岡地域支援センター(平成23年度廃止)
- ／心身障害者地域デイケア施設かみふくおか作業所(平成19年度廃止)／老人福祉センター太陽の家(平成25年度廃止)／かみふくおか中央デイサービスセンター(平成25年度廃止)／かみふくおか西デイサービスセン



ふじみ野市・三芳町環境センター余熱利用施設「エコパ」



ふじみ野ステラ・イースト

- ・ 平成29年度廃止
- ・ 平成20年度 鶴ヶ岡コミュニティセンター
- ・ 平成21年度 産業文化センター
- ・ 平成23年度 放課後児童クラブ／市民交流プラザ／コスモスホール
- ・ 平成24年度 大井デイサービスセンター（平成30年度廃止）／大井総合福祉センター／旭ふれあいセンター／スポーツセンターおよび運動公園／
- ・ 平成25年度 ふじみ野市自転車駐車場／児童センター
- ・ 平成26年度 ふじみ野市・三芳町環境センター余熱利用施設（エコパ）

- ・ 平成27年度 上福岡図書館／上福岡西公民館図書室
 - ・ 令和元年度 介護予防センター
 - ・ 令和2年度 大井図書館
 - ・ 令和5年度 東文化施設（ふじみ野ステラ・イースト）／西文化施設（ふじみ野ステラ・ウエスト）
- PFI法に基づく提案制度** PFI (Private Finance Initiative) とは、公共事業を実施するための一手法として、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設などの設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う方法のことである。事業全体のリスク管理が効率的に行われる

ことや、設計から運営までの全部または一部を一体的に扱うことによる事業コストの削減が期待できる。

本市では、ふじみ野市・三芳町環境センター（余熱利用施設は平成26年6月オープン。環境センターは平成28年10月稼働）

を、PFIに類似した事業方式であるDBO方式 (Design Build Operate 設計・建設とその後の維持管理・運営の各業務を一括して民間事業者者に性能発注する方式) により整備した。PFIと同様、施設の整備および運営を民間事業者に一括かつ長期的に委ねることにより、創意工夫を活かして財政負担の縮減および公共サービスの水準の向上を図ることができる。本方式の採用によって、約12%、15億7000万円を超える財政支出の削減を見込んだ。

また、なの花学校給食センター（平成28年4月稼働）は、PFI手法を用いた施設整備を行っており、市単独の事業として実施した場合と比較すると、PFI事業の方が市の財政負担額は約6%少なくなるという評価であった。また、給食サービスの向上やリスク分担の明確化により安定した事業運営、市の財政支出の平準化などが期待できた。

近年では、文化施設についてもDBO方式により整備しており、約6%の財政支出削減が見込まれた（ステラ・イーストの多目的棟は令和3年4月オープン、ステラ・ウエストは令和5年11月オープン、ステラ・イーストのホール棟は令和7年9月オープン）。文化施設はDBO方式ではあるが、整備事業者は維持管理のみを行うこととし、運営については別途指定管理者により行うこととした。このことにより、複合

施設の利点を最大限に活かした管理運営が行われている。

窓口業務委託 本市では、平成22（2010）年4月に健康保険課の窓口業務を民間事業者に委託した。平成25（2013）年4月からは、市民窓口業務の一部と出張所窓口業務全般を民間事業者に委託した。これにより新たな窓口サービスとして、申請書の書き方や手続きの仕方などを案内する係を配置することができ、窓口での手続きがスムーズにできるようになった。

同年10月からは、高齢福祉課（介護保険に関することのみ）、平成30（2018）年4月からは子育て支援課の窓口業務を委託した。

ノウハウや実績のある事業者に委託することは、コスト削減と窓口サービスの向上につながる。平成28（2016）年に委託前後の経費の比較を行ったところ、コスト削減の面では本庁職員3人減、出張所職員2人減の削減効果が表れた。サービスの向上については、接客経験者の配置や民間会社での人材育成、適性検査合格者が配置されることにより、クレーム対応の減少、アンケートでの評価の上昇という効果も表れている。

包括管理業務委託 本市では、令和5（2023）年度から公共施設を包括的に管理する手法を導入した。それまでは建物・設備ごとに必要に応じた保守管理を主に施設の所管課で行っ

てきたが、厳しい財政状況の中で、施設全体を効果的に管理し長期的な視点で予防保全につなげていくなど、公共施設の最適化に向けたマネジメントを実施していくこととした。

対象とした施設は、市役所庁舎、公民館、市立保育所、市立小・中学校など78施設（令和5年4月1日導入時点）で、保守点検、清掃、修繕などの維持管理業務を行っている。導入にあたっては、業務水準の向上や公民連携による質の高いサービス提供を受けるために、競争原理を活かした民間事業者による質の高い提案を求めることが必要であった。そのため、公募型プロポーザルにより包括管理事業者を選定した。

市民サービスの向上

1市1町が合併した本市では、旧上福岡市役所に本庁機能を持たせ、旧大井町役場を総合支所として、2拠点体制によるサービスの向上に努めている。

サービスセンター開設 平成18（2006）年5月1日、上福岡駅西口のココネ上福岡エリアに、ふじみ野市サービスセンターがオープンした。同センターは市役所出張所をはじめ、子育てふれあい広場、市民活動支援センター、

サービスセンターホール、サービスセンター自転車駐車が入る複合施設である。市民の新たな交流の場として、合併後の一体感の醸成に寄与している。

市役所出張所は、平成24（2012）年10月から旅券（パスポート）の申請・交付業務を開始するなど、市民課、税務課、保険・年金課など10課と水道サービスセンターの窓口サービスの一元化を図った。

市民活動支援センターは、ボランティア活動やNPO活動など、市民の自主的な社会貢献活動を支援する施設である。コーディネートを置き、市民活動に関する情報提供や相談、市民



ふじみ野市サービスセンター（サブエントランス）



市民活動支援センターでの活動の様子

活動展示会・交流会などを行っている。

子育てふれあい広場（平成18年9月オープン）は、子育てに対する不安や精神的負担感の軽減を支援する施設で、親子が気軽に集える場の提供や育児相談、一時預かり事業などに取り組んでいる。

休日開庁 市役所では平成21（2009）年度から、市民サービスの向上を目的として、転入・転出事務や諸届け・証明手続きなど一部の窓口業務を休日に開庁して受け付けている。

本庁および支所は毎月最終日曜日と4月の第一日曜日を、出張所では毎週日曜日を開庁日としている。取扱業務も市民からの要望に応え充実させており、市役所と総合支所ではそれぞれ24業務で、出張所ではパスポートの申請を除き平日同様の

業務を行っている。

書かない窓口 本市では、申請書記載の負担軽減や証明発行までの待ち時間削減といった市民サービスの向上を図るとともに、窓口事務の

効率化および業務量の削減を目的として令和2（2020）年10月から「書かない窓口」を導入した（出張所では令和3年10月から）。

市民課窓口では申請者の住所・氏名・生年月日などの情報や申請内容を職員が聞き取ってシステムへ入力することで、内容をあらかじめ印字した申請書を作成している。市民は印字され

た内容を確認して署名することで申請が完了し、窓口での負担が軽減される。

書かない窓口は、市民課（本庁舎）と出張所「書かない窓口」専用カウンターで行っており、本人申請による住民票の写し、住民票記載事項証明、戸籍謄（抄）本の一部、印鑑登録証明などの申請が対象となっている。令和5（2023）年度から、大井総合支所でも導入した。

公共施設予約システム 公共施設を利用する市民の利便性の向上と事務処理の効率化のため、平成23（2011）年3月から、自宅のパソコンや各施設にある専用端末により、施設の空き状況の照会や利用予約、抽選の申し込みなどができるようになった。

一方、利用者登録の際には施設の窓口に出向く必要があることや、スマートフォンやタブレット端末などに対応していなかったことなどから、令和6（2024）年4月にシステムの更新を行った。施設の窓口に出向かなくてもマイナンバーカードを活用した本人確認が可能になり、クレジットカードによるオンライン決済機能に対応するなど市民の利便性が向上した。

各種団体の統合・一体化

新市のまちづくりには旧市町の文化を尊重しながら、新しい文化を創造し内外に発信していく必要がある。そのため本市では、地域を通じ

休日開庁窓口のご案内

フロア案内



課名	取扱業務	窓口番号
市民課	住民票の写し（広域交付を除く）、戸籍に関する証明書（広域交付を除く）、印鑑登録・証明等	1
	住民異動届（転入・転出・転居等）、マイナンバーカード交付等	2
	戸籍に関する届出書の預かり	3
保険・年金課	国民健康保険の加入、脱退の受付	4
	国民年金保険料学生納付特例の受付	5
高齢福祉課	介護保険の異動の受付【転入・転出等】	6
	所得証明、課税証明、非課税証明の交付	7
税務課	所得証明、課税証明の交付、公園などの開発	11
	評価証明、公課証明の交付、公園などの開発	12
収納課	市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の収納、納付相談、納付書発行	13
	納税証明書交付、市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の口座振替受付	14
子育て支援課	児童手当、児童扶養手当、子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の受付	19 20

休日開庁の案内



「書かない窓口」での市民対応風景

た市民や組織との連携や協働により事業を実施するとともに、新たな事業を企画することで、市民としての一体感の醸成を目指すこととした。

社会福祉協議会や商工会等の統合 合併時の

確認事項として、公共的団体について、①1市1町に共通する団体は合併時に統合するよう努める。ただし、統合できない団体は統合するよう調整に努める。②統合に時間を要する団体は、当面現行のとおりとし、10年を目処に統合するよう調整に努める。③独自の団体は現行のとおりとすることを申し合わせていた。

新市における組織・団体の統合については、旧市町にそれぞれ設置されていた社会福祉協議会（平成21年統合）、商工会（平成22年統合）、シルバー人材センター（平成18年統合、平成28年入間東部に再統合）の統合整備を図った。

一部事務組合等の統合 広域的な取り組みを

進める方法として、複数の市町村が合体して一つの市町村として取り組む市町村合併のほか、個々の市町村はそのままに、複数の市町村が連携調整して取り組む広域行政がある。具体例としては広域連合や協議会が挙げられるが、特に消防・ごみ処理・し尿処理・火葬場などの運営を行うために設置される一部事務組合が多い。合併に伴い、ふじみ野市が所属することとなる一部事務組合等の取扱いは次のとおりとなった。

（1）合併日の前日にいったん脱退し、合併日

に再加入する。

入間東部地区衛生組合／入間東部地区消防組合／埼玉県市町村消防災害補償組合／埼玉県市町村退職手当組合／埼玉県市町村交通災害共済組合／彩の国さいたまづくり連合／埼玉県西部第一広域行政推進協議会

（2）合併時に再編する。

上福岡市土地開発公社／大井町土地開発公社
（3）新市に引き継ぐ。

財団法人上福岡市運動公園施設管理公社

その後、入間東部地区衛生組合と入間東部地区消防組合は統合し、平成30（2018）年4月から入間東部地区事務組合となった。また、上福岡市運動公園施設管理公社は平成18（2006）年度、埼玉県西部第一広域行政推進協議会とは同24（2012）年3月31日、ふじみ野市土地開発公社は令和3（2021）年4月30日をもって解散した。

2 開かれた議会に向けて

議会の役割と構成

議会は、二元代表制のもと、市政を進めていく上で重要な事項（条例や予算など）について審議し、意思決定を行う議事機関として重要な役割を有している。議会では開催される会議に

は、年4回定期的に招集される定例会と必要に応じて招集される臨時会がある。

市としての最終的な意思決定となる議決は本会議で行われるが、議案の審議にあたっては、部門ごとに専門的な審査・調査を行う機関として委員会が設けられている。委員会には、常時設置されている常任委員会のほか、議会運営委員会と必要に応じて設置される特別委員会がある。平成17（2005）年10月の合併直後には、総務、市民生活、福祉・教育、都市政策の4常任委員会が置かれ、各常任委員会には在任特例により44人となった市議会議員が11人ずつ所属した。また、在任特例終了後に議員定数が26人となった平成19（2007）年には、市民生活常任委員会と都市政策常任委員会を市民・都市常任委員会として、3常任委員会とし、議会広報紙の編集発行の充実を図るため新たに議会広報常任委員会を設置した。

令和元年（2019）年5月には、予算および決算審査の充実を図ることを目的に新たに予算・決算常任委員会が設置され、総務常任委員会を総務・教育常任委員会に、福祉・教育常任委員会を生活・福祉常任委員会として、5つの常任委員会（総務・教育（7人）、市民・都市（7人）、生活・福祉（7人）、議会広報（7人）、予算・決算（21人）となった。

特別委員会は、平成30（2018）年までの



合併後初の臨時議会風景（平成17年10月14日）

会」が設置された。

委員会は、条例や予算などの議案の審査のほか、市民等から提出された請願の審査や委員会が所管する事務について調査を行っている。

議員は、市民の代表として議会に出席し、議案を審議するほか、市政全般のチェックおよび政策の提言（一般質問）をし、広く市民の意見を把握して市政に反映させることなど、市民の負託に的確に応える責務を負っている。

このようにして議会で審議された内容や議決

毎年、「決算特別委員会」を設置したほか、同18（2006）年に「ふじみ野市大井プール事故再発防止策等の調査特別委員会」が、同29（2017）年には「議会に関する条例の制定に向けた特別委員会」が、令和5（2023）年には「最上位計画審査特別委員会」が設置された。

■ 議会改革への取り組み

■ 議会に関する条例の制定 平成30（2018）

年、議会および議員の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市長等の執行機関および市民との関係の基本的事項を定めた「ふじみ野市議会基本条例」を制定した。同条例には、議会および議員は市民の負託に的確に応えられる開かれた議会を目指し、議会改革に継続的に取り組むことがうたわれている。

また、時期を同じくして、市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的に「ふじみ野市議会議員政治倫理条例」を制定した。

■ 議員定数の削減 平成17（2005）年10月

14日、市役所5階の仮議場で開かれた合併後初の臨時議会には、旧上福岡市議会議員24人および旧大井町議会議員20人で構成された44人の市議会議員が顔をそろえた。合併協定書には平成19（2007）年4月30日までは旧市町の議員

が在任特例として新市の議員として在任することが記されており、在任特例期間終了後の議員定数は、合併協議により29人と決められていた。

最初の議員定数の削減は、平成18（2006）年12月の第4回市議会定例会において、議員提案により市の財政状況や社会情勢を踏まえ、議会自らが行財政改革の必要性を認識するとともに、議会改革の一環として、在任特例期間終了後の議員定数を3人減らし26人とする「ふじみ野市議会議員定数条例」を可決し、翌19（2007）年4月の合併後初の市議会議員選挙から適用された。

平成22（2010）年3月の第1回市議会定例会では、厳しい財政状況や社会の諸情勢に鑑み、翌23（2011）年4月に行われる市議会議員選挙から26人の議員定数を19人とする「ふじみ野市議会議員定数条例の一部を改正する条例」が議員から提出された。

本条例の審議については、さらに慎重審議をする必要があることから、議会運営委員会で審査することとし、次の定例会まで継続審査とすることとなった。また、平成22（2010）年5月7日に議員定数を同様に19人とすることを求める請願が提出されたことから、同委員会では条例と請願の両方を審査することになった。審査の結果は、条例は可決、請願は採択され、同年6月の第2回市議会定例会の本会議で報告

された。しかし、最終的な意思決定を行う本会議では、採決の結果、条例については否決、請願については可否が同数になったことから議長裁決となり、議長は2万5000人を超える署名を添えて提出された請願の願意を尊重し採択と裁決した。

なお、議決の結果は条例が優先されるため、議員定数の削減には至らなかった。

平成22(2010)年9月の第3回市議会定例会では、26人の議員定数を23人とする一部改正条例が議員から提出された。

本条例の審議の過程の中では、議員定数を23人とした場合の平成21(2009)年度決算額に占める議会費の推定割合が、近隣で人口や財政規模が類似する朝霞市(議員定数24人)と同程度になることが説明されたが、民意の行政への反映が後退する、行政のチェック機能が低下するなどの意見が出された。これに対しては、議会の広報・広聴機能の強化や審議時間の見直しなど議会の活性化を図ることで議会の機能を低下させないことなどが説明された。

しかし、その後、議員定数を23人とする本条例に対し、議員定数を21人とする修正動議が議員から提出された。

審議の中では、先の意見と同様のもののほか、選挙では組織、地盤がある方が有利になるなどの意見が出されたが、平成22(2010)年6

月の第2回市議会定例会において、議員定数を19人とする請願が多く署名のもとに提出された願意を尊重し、採択されたという趣旨を考え、議員定数23人では市民主体の立場で考えた場合、大義が感じられないことや、隣接する富士見市が議員定数21人で議会を運営していること、また、議員定数を21人に削減しても、現在の定数と同じ26人の新座市と比較し、議員1人あたりの人口は少なく、面積は狭いことから、十分に市民の意思を議会に反映できるとの考えなどが説明された。

議員定数を21人とする修正案の採決では、可否が同数になったことから、議長裁決により可決と裁決され、修正された条例が成立し、翌年の平成23(2011)年4月に行われた市議会議員選挙から議員定数は21人が適用された。

議会のICT化の推進 平成28(2016)

年9月、タブレット端末の利活用と議会インターネット放映の実現について検討する協議体として「議会ICT化検討会議」を設置した。

また、平成29(2017)年9月には、本検討会議で決定した事項の実施・推進を図るため、協議の場を「議会ICT化推進会議」に移し、議会のICT化推進に向けた協議を行った。

なお、タブレット端末の利活用については、導入に伴う財政負担や議会運営に係るメリット、タブレット端末使用のルールなどについて

検討を行い、平成29(2017)年6月の第2回市議会定例会からタブレット端末を導入した。このことにより、議会の審議等に必要なる議案書、参考資料などのペーパーレス化による経費削減と議会運営および事務の効率化を図った。

また、議会インターネット放映の実現については、配信の対象、配信の方法、映像の編集などについて検討を行い、令和元(2019)年9月の第3回市議会定例会から本会議の録画映像のインターネット配信を開始した。

議会公式SNSの開設 議会のICT化の推進を図ったことにより、より身近で開かれた議会を目指して、令和2(2020)年10月、市議会公式フェイスブック(Facebook)およびツイッター(Twitter)・令和7年現在のX)アカウントを開設した。こうしたSNSを通じた広報活動により、定例会や委員会などの情報、市議会に関する行事などの情報発信を行っている。令和3(2021)年6月には、新型コロナウイルス感染症の影響で対面開催ができなかった議会報告会をYouTubeによる動画配信に切り替えて実施した。

文京学院大学との連携協定 市議会は令和3

年(2021)年5月、市内にキャンパスのある文京学院大学と連携協定を締結した。これは、地域貢献・社会貢献を担う人材の育成を目的として、人材の交流と育成、大学図書館と議

会図書館との連携、市議会の政策形成に関して連携協力を推進するもので、連携協力事項については、その具現化に向けて検討が進められている。

3 ふじみ野市平和都市宣言

本市は、合併5周年にあたる平成22（2010）年10月1日に「ふじみ野市平和都市宣言」を制定し、世界平和の実現に寄与する決意を表明した。市民と職員で議論を重ね文案を練り上げ、宣言文案のパブリック・コメントを実施、寄せられた意見や要望に沿って文案を一部修正し、宣言文を決定した。

併せて9月27日から10月20日まで、市役所などで「ちいちゃんのかげおくり」の物語と関連の資料や写真パネルを展示した。また、10月9日には上福岡公民館で「市民平和の集い」を開



「ふじみ野市平和都市宣言」パネル（市役所本庁舎）

催した。集いには123人が参加し、大井中学校音楽部のミニコンサート、映画「硫黄島からの手紙」上映などを行った。本市はこの年の2月1日に平和首長会議に加盟している。

平成23（2011）年10月1日、大井中央公民館で、平和都市宣言パネルの除幕式が行われた。パネルは市役所本庁舎入口と大井総合支所ロビーに設置している。

4 ふじみ野市誕生10周年記念事業

本市は平成27（2015）年10月1日に記念すべき誕生10周年を迎えた。

その前年には「ふじみ野市誕生10周年記念事業のコンセプト」を定め、事業推進を図っていくこととした。コンセプトは、①ふるさとへの自信と誇り、愛着の醸成、②市民の思いを共有、幅広い参加、③将来への持続的効果、④シティセールスの機会、⑤行政、市民、企業などの一体化、未来へ羽ばたく起点の5点である。そして、多くの市民参加のもとで全市民的記念行事とするため、地域で活躍している各種団体と公募市民で組織する実行委員会を設置した。また、10周年の各種記念事業を効果的にPRするキャッチフレーズとシンボルマークを募集するほか協賛事業の募集も行った。

迎えた平成27（2015）年10月4日、勤労福祉センターで挙行された記念式典には上田清司県知事はじめ、地元選出の国会議員や県議会議員、近隣自治体の首長・議会議長、市議会議員、各種団体などの来賓のほか、功労者表彰受賞者、キャッチフレーズ公募の入賞者など約590人の来場者を迎えた。

式典は2部構成で、第1部は副市長による開式のことば、国歌斉唱、市長式辞、市議会議長あいさつののち、知事などの来賓祝辞、紹介があった。その後、誕生10周年のPR動画と本市出身の著名人（星野真理さん、嶋重宣さん、新田恵利さん）による祝福メッセージの上映、大井中学校音楽部による

「羽ばたけふじみん」の合唱に続き、功労者表彰式を行った。さらに10周年記念事業のキャッチフレーズとシンボルマーク公募の入賞



ふじみ野市誕生10周年記念式典



ふじみ野市誕生10周年記念事業 1/2 成人式企画委員会

者表彰、10歳児を対象とした作文の表彰と朗読があった。

第2部は

「ふじみ野市誕生10周年記念事業

1/2 成人式企画委員会」による

催しが行われた。委員

はこの年成人式を迎える9人で、委員会が立案した企画の一つ目、新たな市の魅力発掘を目的とした「ふじみ野おみやげお菓子コンテスト」では、募集した市の土産となりうるお菓子の紹介、市長の試食、受賞作品の表彰を行った。二つ目は「羽ばたけふじみん」と「ふじみんダンス」の発表で、大井中学校音楽部が合唱とダンスを披露した。

また、記念事業として、年間を通じて次のようなさまざまな催しが開催された。

・ふじみ野郷土カルタ作成事業（4～10月）

市内の名所・旧跡や名物などを題材とした郷土カルタのデザインや読み札を小学校から募

集。学校カルタ大会も実施した。

・写真コンテスト（6～11月）

市内のイベントや街なみ、四季の風景、10年間の変遷や思い出などの写真を募集。受賞作を記念式典で発表し、市役所本庁舎ギャラリー、産業まつりで展示した。

・イルカほのぼのコンサート（9月27日）

シンガーソングライターのイルカさんを招き、ヒット曲と心温まるトークを堪能した。

・平和記念誌発行事業

平和に関する作文・詩、絵画、写真の募集には232点の作品が集まり、作品を掲載した平和記念誌『平和への誓い』―ふじみ野市からの発信―を発行した。

そのほかにも、おおい祭りや上福岡七夕まつり、新河岸川夏の思い出まつり、市民文化祭など連携した関連事業が10周年を盛り上げた。

また、上福岡歴史民俗資料館では特別展「戦後のあゆみ―ふじみ野市誕生までの軌跡―」を開催し、地域の発展と市民の活動の歩みを振り返った。

第3節 市民がつどうまちづくり

1 協働を目指す地方自治

■ ふじみ野市自治基本条例の制定

時代の変化により、多様化する市民ニーズや地域の課題に行政だけで対応することは困難になってきている。市民一人一人をはじめとして地域、NPO、企業、学校、行政など多様な主体がまちづくりの担い手として、お互いの役割や責任を自覚しながら、それぞれの特性を活かし、協働（市民、市議会、行政、NPO、事業者などが対等な立場のもとに、お互いの得意な分野で協力し合って、各種ニーズや地域の課題に対して行動する取り組みのこと）してさまざまな課題の解決に取り組むことが求められている。

条例制定の背景 自治基本条例は、自治体が目指すまちづくりの理念や考え方、そして、まちづくりを推進していくための基本理念を定めたものである。自治体によって特色があるが、主に市民・市議会・行政の役割と責務、市民参加のルールや行政運営の基本的な事項を定めている。

平成12（2000）年の地方分権改革以降、

国と地方自治体の関係は、上下・主従の関係から対等・協力の関係へと変わり、地方自治体の権限は拡大した。これに伴い、自治体による自己決定・自己責任の重さも増え、自治体は画一的で均一的な運営から、地域の実情に合った自治の推進を求められるようになった。

本市においても、多様化する地域の課題に対して、行政だけではなく、さまざまな担い手と地域社会全体で協働し、解決していく力が求められている。

策定の背景 本市では、条例の制定を検討するため、平成21（2009）年1月に市民による「準備組織」と市の職員による「研究組織」を立ち上げた。この2つの組織が連携・調整を図りながら検討を進め、同年6月に市長への提言を行った。さらに平成23（2011）年1月、

公募による市民34人からなる「ふじみ野市自治基本条例策定市民協議会」を発足させ、市民主体のまちづくりを進めていく上で大切な考え方や市政参加の仕組みなどを内容とする原案策定に向けて活動を始めた。説明会などでの意見聴取に加え、素案を全戸配布しての意見募集、市民2000人へのアンケートなどを実施して、市民の意見を素案に反映させた。平成25（20

13）年5月には、策定市民協議会から市長へ原案が手渡され、これをもとにした条例案のパブリック・コメントを同26（2014）年2月から3月にかけて実施した。条例案は市議会の可決を経て、同年6月に「ふじみ野市自治基本条例」として公布・施行した。

主な内容 同条例は、市民の参加と協働による市民主体の自治を推進し、豊かで住みよいまちを実現することを目的とし（第1条）、自治の基本理念について、市民、市議会、市長は市民主体の自治を推進することと定めている。また、市民は市政に関する情報を知る権利とともに市政に参加する権利を有すること（第6条）やまちづくりの推進に努め、発言と行動に責任を持つことが責務である（第7条）としている。

さらに、市長は市民の意思を反映した市政運営に努め、公正かつ誠実に職務を遂行すること（第10条）、職員は公正、誠実、効率的および効果的に職務を遂行し、必要な知識、技能などの習得および自己研さんに努めること（第11条）などが盛り込まれた。

そして、市民による市政への参加を推進するためには、審議会などを組織する委員やその他の構成員の選任にあたって、公平性、透明性

を確保し公募による市民の選任に努めること、市の重要な政策案をあらかじめ公表し広く市民から意見を求めること（パブリック・コメント）（第22条）が求められた。

また、市民から市政に関する意見および提案（提言）や要望があれば、速やかに内容を精査し、概要を公表すること（第23条）、市政運営における処分その他の行政手続については公正の確保および透明性の向上を図ること（第24条）、効果的かつ効率的な市政運営を図るために行政評価を行い結果を公表すること（第25条）を定めた。

■ 地域を創る協働のまちづくり

本市では、市民、NPO、自治組織、企業、市など立場の異なる組織や人同士が対等な関係のもと、同じ目的や目標のために連携・協力し、相乗効果を上げながら各種の事業に取り組んでいる。少子高齢化や多様化する地域課題を解決し、拡大する公共（地域）ニーズに対応するためには、各方面のさまざまな意見や協力が必要となる。

さらに、人口の都市集中や生活様式の都市化、家族のかたちの変化などにより、市民の地域社会に対する関心の希薄化が指摘されている。また、今後の人口シミュレーションでは、令和12（2030）年からの人口減少が見込ま



市民による地域での活動（花いっぱい運動）



市民による地域での活動（防犯パトロール）

れている。厳しい財政状況の中で持続可能な市政運営を行うには、地域課題の解決に向けて市民と市が一体となつてともに汗を流し、地域を創る「協働のまちづくり」を進めていくことが重要になっている。

協働のまちづくり推進指針

本市では、ふじみ野市自治基本条例で定めた自治の基本理念および基本原則の趣旨を受けて、平成29（2017）年、まちづくりの基本となる「協働」の基本的な考え方と推進に向けた方針を次のように定めた。

（1）意識啓発と相互理解の推進

① 職員の意識改革と能力向上

② 市民の意識の醸成

（2）情報の共有化の推進

① 広報、ホームページ、SNSなどによる情報公開の推進

② 情報の交流・ネットワークづくりの推進

（3）協働の主体との連携・強化

① 持続可能な自治組織づくりの推進

② 幅広い協働のまちづくりの主体との包括連

携の推進

（4）協働の推進体制の整備

① 全庁的な推進体制の構築を図るための市のコーディネート機能の充実

② 「ふじみ野市協働のまちづくり推進隊」および「ふじみ野市協働のまちづくり庁内推進委員会」の機能充実

③ 支援拠点の運営体制の充実

④ 新たな協働の仕組みづくり（モデル化）の推進

この指針は、平成28（2016）年1月に市民により組織された「協働のまちづくり推進隊」の協力を得て策定された。パブリック・コメントを実施して市民の意見を幅広く取り入れ

ながら策定し、概要版を全戸配布した。

■ 市民の自治活動と連携の深化

自治組織

合併前の市町には、「上福岡市自治会連合会」に28自治会・町内会、「大井町町会連合会」に25町会が加盟していた。ふじみ野市の誕生にあたって新組織の設立委員会が設置され、平成19（2007）年5月、54の町会、自治会、町内会をもって「ふじみ野市町会・自治会連合会」が設立された。

令和7（2025）年3月現在、本市には58（平成25年にエステ・スクエアふじみ野町会、同27年にソラガーデン自治会、同28年に上野台二・三丁目自治会、令和3年にオハナふじみ野上野台自治会が新規加盟）の自治組織があるが、地区によって「町会」「自治会」「町内会」と名称は異なっている。活動内容も地域の歴史によりそれぞれ異なるが、住民相互の親睦を深めることのほか、より良い地域づくりのための課題解決に向けた取り組みなどを行っている。

自治組織のさまざまな取り組みは、まさに地域の「共助」の機能を高めるものであり、多くの住民の加入が求められている。本市では、自治組織をまちづくりに欠くことのできない重要なパートナーと位置付け、加入促進パンフレットの作成・配布や各種補助金の交付などさまざまな活動の支援をしている。

令和2（2020）年に、自治組織の活動拠点となる集会施設に関し必要な事項について検討するため「ふじみ野市自治組織集会施設審議会条例」を制定した。令和4（2022）年には審議会から、各地域における「管理人選出方法」「予約方法」「鍵の貸し出し方法」など6項目の答申が出された。この答申は旧市町で異なっていた管理方法などを統一するものであった。

主な活動内容

地域課題の解決にあたっては、防災や防犯など行政および関係団体と協力して取り組む必要があり、市は自治組織の運営や事業の実施に係る補助金や集会施設の光熱水費などの維持管理に係る補助金を交付している。

防災の分野では、各自治組織において自主防災組織を立ち上げ、防災倉庫への防災用品の備蓄や防災訓練への参加などを行っている。

また、関係機関をはじめとする多くの市民の参加を得て、総合防災訓練を実施している。平成24（2012）年からは、会場を開設して行う「劇場型」の防災訓練ではなく、自主防災組織と連携し、市内全ての地域防災拠点（指定避難所）を開設して多くの市民が参加できる「参加型」の総合防災訓練を開催している。

そのほかの分野でも、防犯、交通安全、子育て、高齢者、環境美化などの身近な課題をとらえ、解決していくことにより、安全・安心

な住環境を整えている。このように自治組織と行政とで役割を分担しながら、地域の実態に即した課題の解決に向け、住民が主体となって取り組むまちづくりが求められている。

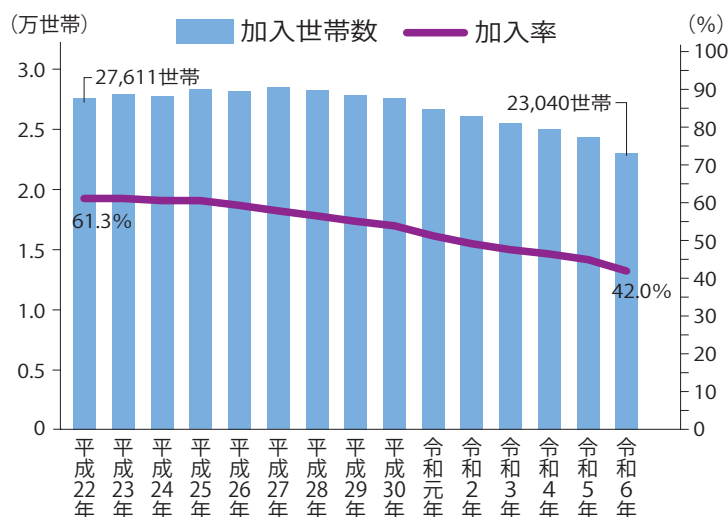
ふじみ野市自治組織連合会

市内全ての自治組織が加入する連合組織である「ふじみ野市自治組織連合会」（平成27年5月、「ふじみ野市町会・自治会連合会」から名称変更）は、各自治組織相互の連携・交流により地域の活性化を図り、より良い生活環境をつくることを目的として組織された。

主な事業として、①自治組織相互の連携と親睦を図ること、②市や関係機関との連絡調整や協力、③市や関係機関への提言、協力要請、④交通安全、環境美化、防災、防犯など自治組織における共通課題の解決に向けた事業の実施、⑤自治組織運営のための調査研究、研修の実施などがある。

平成28（2016）年2月、東入間警察署と市、そして自治組織連合会が連携し、住民に対する犯罪情報の提供と注意喚起を行い、生活の安全・安心に寄与することを目的とした「ふじみ野市犯罪情報の住民提供に関する協定書」を締結した。また、平成29（2017）年1月には市と自治組織連合会で「ふじみ野市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定」を結んだ。災害発生時に各自治組織が要配慮者の避難

図1-7 自治組織の加入率・加入世帯数の推移



支援、安否確認、保護などに必要な措置をとるための名簿情報の提供に関する協定である。

令和元（2019）年10月には「空家等の対策に関する協定」を取り交わした。この協定は、市内の空き家などが管理不全とならないよう市民から空き家に関する情報を提供してもらい、迅速な対応を行うことで空き家の利活用を促進することを目的とするものである。

そのほか、自治組織加入率50%の目標値を掲げ（令和6年現在42%）、市と自治組織連合会



大学との連携事業の取り組み

で加入促進の活動などにも取り組んでいる。

協働をつくり上げる産学との連携

大学との連携 本市では、総合振興計画のもと、市民や各種団体、事業者などの多様な主体と連携する「協働のまちづくり」を進めている。また、学校法人文京学院では、本市にキャンパスを置く文京学院大学が掲げる「地域に根ざし、社会に開かれた大学」というテーマのもと、地域社会が直面する課題解決の取り組みを進めてきた。その中で市との共同事業として、公開講座の実施や大学生の職場体験開催、祭事イベントへの協力など、さまざまな連携事業を実施してきた。

こうした経緯により、平成20（2008）年2月、市と大学の間で連携協力に関する包括協

定を締結した。その後、より充実した連携・協力活動を展開するための見直しを行い、平成28（2016）11月に新たな包括連携協定を締結した。

この協定に基づき、既存事業の連携を一層発展させるとともに、地域の課題解決に向けた環境整備の貢献や、地域の発展と人材の育成に努めていくこととなった。連携の主な内容は、教育・文化・スポーツの発展と振興に関する事項、地域コミュニティの発展に関する事項、人材育成に関する事項などである。

本市はこの協定締結以降、学校法人ホンダ学園ホンダテクニカルカレッジ関東（平成26年）、東邦音楽大学（同28年）、女子栄養大学（同29年）、県立ふじみ野高校（同）、大東文化大学（同）、尚美学園大学（同30年）などとそれぞれ連携協定を締結した。

企業・組織との連携・協定 本市は平成30（2018）年11月、株式会社KDDI総合研究所と連携協力に関する包括協定を締結した。包括的な連携のもとに協働による活動を推進し、双方の知的・物的資源を有効に活用することで地域活性化を図ることを目的とするものであった。連携協力事項は知的・物的資源の相互利用、共同による調査研究、住民への最先端技術の体験の場の提供などである。

具体的には、文化施設整備に伴う市民ワーク

シヨップでの同研究所によるリビングラボの手法を活用した提案内容の作成、また、学生を対象としたワークショップ「未来創造ラボ」での会場提供や講師派遣などの取り組みが実現した。

令和4（2022）年4月に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、脱炭素社会の実現に向けて地方自治体における取り組みが求められている中、本市では同年10月に「ふじみ野市ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。年度内に「第2期ふじみ野市環境基本計画・後期行動計画」の策定を目指していたことから、武州ガス株式会社、東京ガス株式会社と協定を結び、カーボンニュートラルシティの実現を目指すこととなった。

このほか、市内の郵便局や金融機関、損害保険会社との協働による活動を推進し、市民サービスの向上や地域活性化を図ることを目的とした地域活性化に関する包括連携協定を締結した。

一方、本市では市民の生命、身体および財産を災害から保護するために「ふじみ野市地域防災計画」の中で、市内の土木建築・建設、造園業者などで構成する「ふじみ野市災害対策協会」と、災害防止に関する協定や除雪作業に関する覚書を取り交わしている。

2 市民の考え・意見を市政に

本市では、よりよいまちづくりの実現に向けて、市民の意見や提案などを的確に把握し、市政運営に反映させるため、「タウンミーティング」や「ふれあい座談会」などの広聴手法や情報提供制度を設けている。

タウンミーティング 「あなたが市長だとしたら、どう判断されますか？」—タウンミーティングは、市長自らの市の財政状況や地域の課題などを説明し、参加した市民からの意見や質問に答えて



タウンミーティングの様子（令和5年）

表1-1 タウンミーティングのテーマ一覧

年 度	テーマ
平成22年度	あなたが市長だとしたら、どう判断されますか？
平成23年度	支所複合施設の整備と本庁舎の耐震化整備について
平成24年度	災害に強いまちづくり
平成25年度	選ばれるまち、住みやすいまちにするアクションは、今がその時！！
平成26年度	あったかいまち「ふじみ野」を目指して
平成27年度	あったかいまち「ふじみ野」を目指して
平成28年度	聴きたい、話したい まちのこと
平成29年度	～持続可能なまちにするために～ ふじみ野市の健康診断
平成30年度	未来へつなごうふじみ野市～豊かで住み続けたいまちを目指して～
令和元年度	未来へつなごうふじみ野市～豊かで住み続けたいまちを目指して～
令和2年度	（コロナ禍のため自治組織の会長と懇談）
令和3年度	（コロナ禍のため自治組織の会長と懇談）
令和4年度	未来へつなごうふじみ野市 —コロナに打ち勝ち さらに前へ—
令和5年度	未来へつなごうふじみ野市 —地域の絆を強く結ぶ—
令和6年度	未来に向けて 今、ここから
令和7年度	まだまだ成長するこのまちを「未来に向けて 今、ここから」

いく対話形式で進行する。市民が主役の市政を目指し、市民と行政が「同じ目線」「双方向」で意見交換を行うことで、市民の声をまちづくりにいち早く反映させる効果がある。できる限り多くの市民が市長に直接会って議論できるよう、各地区の集会所などを会場に開催している。平成22（2010）年に始まったタウンミーティングは、令和7（2025）年度までに、自治組織単位で延べ381回開催され、参加した市民の延べ人数は1万2720人に達した。

参加者へのアンケートでは、「年に一度は必ず開催」「年に複数回開催」を合わせて約80%の市民が必要と答えており、取り上げてほしいテーマとして高齢者政策、行政運営、子育て政策などが挙げられた。

市政への提案 市民の声を市政に活かすために、市長への意見や提案などを直接届ける制度が「市政への提案」である。寄せられた意見や要望の全てに市長が目を通して回答し、市政運営に役立てられている。平成19（2007）年4月から令和7（2025）年3月までの18年間に、2976件の提案が寄せられた。

市長と語る「ふれあい座談会」 開かれた市政を目指し、市民の意見や提案などを市政運営に反映させるための「ふれあい座談会」を開催している。各種団体などの求めに応じて市長が地域に出向き、要望のあったテーマについて説明したり、市民からの提言や提案について討議したりすることによって、協働によるまちづくりを推進するために行われている。

座談会では、障がい者関係団体、保育園・幼稚園のPTA連合会などから団体の抱える問題点や要望などが寄せられ、市長や担当課長がそれに答えるかたちをとっている。平成22（2010）年度から実施しており、令和6（2024）年度までに33回開催された。

ワークショップ 市民の参加と協働により事

業の展開を広げる手法の一つとしてワークショップの開催がある。企画段階から広く市民の参画を得て、住民と行政が意見を交わす双方向の議論の場として、本市でも次のような取り組みが行われている。

平成21（2009）年6月に全面積が開設となった福岡中央公園の拡張整備計画では、同17（2005）年から18（2006）年にかけて5回のワークショップが開催された。隣接する自治組織代表者5人、各種団体から5人、公募による9人の計19人が「福岡中央公園公園づくりワークショップメンバー」として3チームに分かれ、災害時の一時避難所の機能も有した中で、多目的広場、トイレの位置、歩道拡張や緑道の整備、ユニバーサルデザイン、安全性などについて、幅広い議論を交わした。

また、平成29（2017）年3月に策定された「ふじみ野市文化振興計画・スポーツ推進計画」および令和5（2023）年3月に第2期計画を策定するにあたって、文化振興やスポーツ推進における課題や、新たな取り組みなどを把握するために、市民や公民館利用者団体、本市の中高大学生を対象にワークショップを開催した。こうした機会を通じて、方向性やビジョンの再確認やそれを実現するための具体的なアイデアを検討し、個人、団体、行政が一体となって計画をつくりあげることが主眼とした。

パブリック・コメント 政策形成における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、住民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする手法に「パブリック・コメント」がある。行政の基本的な政策などの策定にあたり、その案を公表して意見や情報の提出を受け、これに対する考え方を公表していく一連の手続きをいう。

本市では「ふじみ野市パブリック・コメント手続実施要綱」を制定し平成20（2008）年度から実施、市の計画などの策定段階において、市報やホームページを通じて市民の意見を求めることとした。これに基づいて平成21（2009）年1月、「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども読書活動推進計画」、「ごみ処理広域化基本計画」についてのパブリック・コメントを行った。

そして平成26（2014）年度には、重要な政策に関する条例や計画などについてパブリック・コメントを求めるよう、自治基本条例に定めることとなった。

3 未来を見据えた新たな取り組み

「オールふじみ野」未来政策会議 本市は、平成25（2013）年度からの新たな試みとし

て、「オールふじみ野」未来政策会議を組織した。この会議は、地域の課題についてさまざまな立場の市民に意見を出し合ってもらい、よりよい施策立案につなげていくとする未来志向の会議である。市民自らが地域の課題について考え、解決策を検討・提案し、行政のパートナーとなることを目指して進められてきた。

平成25（2013）年度は「旧福岡高校の利活用」と「シティプロモーション（ふじみ野市の魅力発信）」をテーマとして施策の検討を行い、同26（2014）年3月には市民メンバー



「オールふじみ野」未来政策会議（平成26年公開討論会）

や来場者80人が公開討論を行った。

平成26（2014）年度は「持続可能なふじみ野市を目指して」公民館の適正な受益者負担とは」を検討テーマとした。厳しい財政状況の中で、老朽化した公共施設の修繕費用など施設の維持に伴う財政負担や運営管理経費について検討を行い、会議の最終回には適正な受益者負担のあり方についての公開討論を行った。

平成27（2015）年度のテーマは「将来にわたって魅力と活気にあふれるふじみ野市を目指して」ふじみ野市まち・ひと・しごと創生」。45人のメンバーが7月からの会議を通して施策検討を行い、11月には最終回として公開討論会を行った。

平成28（2016）年度は市の最上位計画である「ふじみ野市総合振興計画」が翌年度で終了することから、「ふじみ野市の目指す将来像に向けた市民主体の役割とは」をテーマに議論し、結果を次期計画に反映することとした。



「オールふじみ野」未来政策会議が編集した「ふじみんのいいとこ探し 総集編」（令和2年3月発行）

平成29（2017）年度からは、会議メンバー自らが、「ふじみ野市の魅力を幅広くPRすること」について企画・実践していく取り組みを行い、市報の同31（2019）年1月号から、裏表紙に「ふじみんのいいとこ探し」を掲載し、「市の魅力」を発信した。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2・3（2020・2021）年度は取材活動を一時休止していたが、同4（2022）年度に取材活動を再開した。

国際化に対応した新たなサービスの推進 他国籍を有する住民の数は全国各地で増加傾向にあり、地域経済や生活文化における存在感を高めている。留学や就業でわが国を訪れる外国人も、新型コロナウイルス感染症がまん延した数年を経て回復基調に戻り、さまざまな背景や環境下にいる多様な住民を包摂するダイバーシティの考え方は、重要な政策のテーマとして認識されるようになってきた。

本市においても、日本語を母国語としない外国籍市民に向けた多言語による相談窓口などの対応が求められてきた。本市は、平成27（2015）年から、外国籍市民の支援を行っているNPO法人ふじみの国際交流センターへ委託し、多言語による生活情報の提供や生活相談ができる環境を整えることで、多文化共生のまちづくりを進めている。



外国籍住民に対する生活相談の様子

他言語に対応した案内では、外国語版生活ガイドブック（8か国語対応）の作成とホームページ開設（7か国語対応）、各災害に関するハザードマップ（7か国語対応）、ごみ分別アプリ（5か国語対応）や窓口での翻訳アプリの活用なども行っている。また、日本語教室なども開催し、さまざまな国籍の市民が暮らし交流することで新しい文化や活気生まれ、国際化時代の魅力に寄与することを目指している。

令和7（2025）年4月時点で本市の住民に占める外国籍人口の割合は3・3%（3785人）となっている。

住みよさランキング 本市は、東洋経済新報

社による「住みよさランキング」において、平成24（2012）・25・27・28・令和元（2019）年に埼玉県第1位に選ばれた。令和6（2024）年のランキングでは、1位が東松山市、2位本庄市、3位戸田市、そして4位が本市となっており、長い間、県内上位に位置している。

このランキングは「安心度」「利便度」「快適度」「富裕度」で評価され、上位となっている理由は、買い物の便利さなどで評価される「利便度」と転出入人口比率などで評価される「快適度」で高評価を獲得しているためである。併せて、令和4（2022）年に市が実施した市民意識調査をみると、18歳以上の市民を対象にしたものでは8割以上が「ふじみ野市に住みたい」と回答しており、その理由として「買い物がいやしく便利」「親しい人間関係がある」「交通の便が良い」ことを挙げている。また、同時期に実施した小中学生調査においても6割以上が「大人になってもふじみ野市に住み続けたい」と回答している。

第4節 新しい自治推進のすがた

市の魅力発信

本市では、次世代を担う若者やファミリー層から、魅力ある住みよいまちとして選ばれ続けられるよう、学校施設などの子育て・教育環境の整備やシティプロモーション（市のイメージを高め知名度を向上させる活動）を実施し、市の魅力を発信してきた。

今後も本市がもつさまざまな魅力を効果的・戦略的に内外に発信し、ふじみ野市のブランド力を強化することにより、交流人口の増加やその先の移住・定住につなげていく取り組みを継続していく。



上福岡七夕まつり



おおい祭り（山車ひっかわせ）

具体的には、市外からも多数の来場者を集める「上福岡七夕まつり」「おおい祭り」（令和6年の来場者は合わせて約25万人。第2章第1節参照）をはじめとする観光資源や文化財、「ふじみ野ブランド産品」などについて情報発信し、本市のイメージアップを図っている。また、ふじみ野市PR大使「ふじみん」を活用し、各種イベントへの参加や啓発グッズなどの利用により、市のPR活動を積極的に進める。さらに、

インターネットやSNSなどを通しての周知活動を行い、観光客やロケーションサービスによる撮影の誘致を図っている。

ふじみん 平成22（2010）年、ふじみ野市観光協会ではイベントや観光キャンペーンなどで活躍するマスコットキャラクターをつくろうと、イメージデザインを募集した。市内外から343点の応募があり、一般投票などでの結果を参考にマスコットキャラクター選考委員会を開催、塩崎マサヨさん（大阪府大阪市）の作品が最優秀賞に選ばれた。

キャラクターのモチーフは、天然記念物になっている（しだれ）桜の花びらの妖精である。富士山ビュースポットから見る富士山を頭に、服には市章をあしらった、上福岡七夕まつりの飾り付けをイメージした色とりどりのスカーフを着けるなど、市の特色でんこ盛りにした愛らしいキャラクターである。

デザイン決定後に愛称を一般公募したところ、市内外から200件の応募があった。愛称「ふじみん」を考案した22人の中から抽選で村田一心くん（ふじみ野市・当時11歳）が命名者代表に決定した。ふじみんの「ふじ」はふじみ野のふじと富士山のふじから、「みん」はふじ

み野のみんなという意味で、「ふじみ野のみなさんが楽しく暮らせますように」という願いを込めて名付けられた。

平成23（2011）年3月17日付で、市長から「ふじみ野市PR大使」に任命された「ふじみん」は、現在、LINEスタンプになって、SNSでも活躍している。市観光協会ではふじみグッズ（ボールペン、Tシャツ、エコバックなど）を開発し、同協会のほか大井総合支所、



ふじみ野市 PR 大使「ふじみん」



ふじみんダンスユニット

信・収集ツールとして利用者が急増している。また、東日本大震災時の経験から、災害発生時における効果的な情報発信・収集ツールとしても定着してきた。市からの積極的な情報発信による市民との情報共有化と、市民の声や意見などを素早く市政へ反映させる仕組みづくりは、生活インフラとしての時代の要請でもある。

本市では平成25（2013）年に職員がSNSを利用する際の基本的な考えや留意点を明示

サービスセンター、福岡河岸記念館、エコパやインターネットで販売している。

応援ソング 平成25（2013）年7月、第13回おい祭りの会場で、ふじみ野市応援ソング「羽ばたけふじみん」（作詞・作曲・編曲・渡辺修身・みうらとみかず）とヘルシーダンスが初めてお披露目された。また、この曲に合わせたダンスを踊る「ふじみんダンスユニット」が市内のダンススクールメンバーや市職員有志で結成された。

SNSによる情報発信

SNSは、市民の情報発信・収集ツールとして利用者が急増している。



ふじみ野市役所広報担当 Facebook アカウント



ふじみ野市広報広聴課のXアカウント



テレビドラマ「相棒」撮影が行われた市役所

した「ふじみ野市ソーシャルメディア利用ガイドライン」を定めた上で積極的に活用しており、YouTube（100本以上）やFacebook（5課6アカウント・フォロワー数2163）、X（旧Twitter）8課8アカウント・フォロワー数8470）のほかLINEやInstagramでの情報発信を行っている（実績は令和7年3月末現在）。

ロケーションサービス 本市は、公共施設を利用したテレビドラマやコマーシャル、映画などの撮影に協力することで市の魅力を積極的にアピールしていくことを目的に、ふじみ野市ロケーションサービス業務を実施している。具体



ふるさと納税返礼品（バイオリン）

的には、公共施設の撮影場所提供に向けての調整（事前相談、調整、申請受付）や撮影にあたって必要なサービスなどの調整（食事などの事業所紹介など）を行っている。

平成18（2006）年10月のフジテレビのドラマ「のだめカンタービレ」を皮切りに、同局のドラマ「CHANGE」（同20年4月）、テレビ朝日のドラマ「相棒season9」（同22年12月）・season18（令和元年11月）・season22（同6年2月）、映画「箱入り息子の恋」（平成25年6月）など、市役所はじめ市内の各所で撮影が行われた。

ふるさと納税 自分の選んだ自治体に寄付をした場合、自己負担額を除いた全部または一部が所得税、市民税・県民税から控除される制度である。控除

された部分をふるさと納税したのと同じような効果が生じることから「ふるさと納税」の愛称で、全国の自治体に普及した。

本市では平

成27（2015）年から受け入れを始めており、翌28（2016）年7月からは、シティブロモーションの一環としてふるさと納税寄付金の使い道とお礼の品を設定し、市の魅力を市内外に発信している。寄付金の使い道を「子どもの育成」「元気・健康、福祉」「歴史と文化」「防災・安全」「地域力の向上」「環境」「おまかせ事業」の7分野に設定し、返礼品提供事業者を随時募集している。

寄付額は、平成27（2015）年度の155万円から、28（2016）年度187・4万円、29（2017）年度245・5万円、30（2018）年度779万円と増加し、令和2（2020）年には2222・5万と飛躍的に伸びた。その後令和3（2021）年1559・7万円、4（2022）年1508・9万円、5（2023）年2483・8万円、6（2024）年2444・6万円と推移している。

返礼品では、バイオリンを筆頭に、ゲームソフト、手作り座布団、海鮮キムチセット、英国紅茶セットなどが多く選ばれている。

また、「企業版ふるさと納税」は、国の認定を受けた地方公共団体が行う「地域再生計画」に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度である。企業にとっては、法人関係税の軽減効果を得ることが

でき、地域振興やSDGsの達成など社会貢献につながる、企業版ふるさと納税を通じた連携により新たな事業展開の可能性が広がるといったメリットがある。

本市では令和4（2022）年に実施要綱を定め、市外に本社が所在する企業を対象に、1回あたり10万円以上の寄付を受け付けている。寄付額は令和4（2022）年が100万円、同5（2023）年が380万円、6（2024）年が140万円となっている。

■ 新たな課題への対応

情報化基本計画 ICT（情報通信技術）の急速な発展と普及は、社会全体の高度情報化を促し、不断の技術革新は、産業経済は言うに及ばず市民生活にも大きな変化をもたらしている。本市は、平成20（2008）年3月に「ふじみ野市情報化基本計画」を策定、続けて同25（2013）年度からの「ふじみ野市第2次情報化基本計画」を策定した。

現在は平成31（2019）年2月に策定した「ふじみ野市第3次情報化基本計画」のもと、「人がつながる豊かで住み続けたいまちふじみ野」の実現に向けて、国・県、関係団体との連携や共同利用を図りながらICTの効果的な活用の推進を図っている。

情報化基本計画では、本市の情報化に向けた

課題を解決し、情報化を効果的に推進するため、次の4つの基本目標を定めている。

- ① わかりやすく便利な市民サービスの充実
- ② 魅力的でいきいきとした情報の発信
- ③ スリムで信頼される行政経営の実現
- ④ 安心・安全な行政運営の提供

また、計画の実施には投資対効果の検証を十分に行うとともに、情報セキュリティの確保や個人情報保護の観点から、利便性とのバランスを十分に見極めつつ実施することを定めている。

D X推進方針 令和3（2021）年9月、

わが国のデジタルシステムの統一と官民のデジタル化の推進による国民の利便性向上を目的として、デジタル庁が設置された。行政手続きのオンライン化や、地方自治体で使用する住民基本台帳や住民税など20の行政分野のシステムの標準化などが重点項目として取り上げられている。

これを受け、本市では行政のデジタル化を着実に推進し、戦略的に各施策を遂行していくことを目的に、「ふじみ野市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進方針」を策定した。令和4（2022）年度から7（2025）年度までの4年間を対象期間として、①行政手続のオンライン化、②マイナンバーカードの普及、③オープンデータの推進、④市役所業務の

デジタル化、⑤情報システムの標準化・共通化を基本施策に掲げている。

Fメール 「ふじみ野市メール配信サービス」（ふじみ野Fメール）は、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して市政情報などを市民に届けるサービスである。

平成19（2007）年9月から、防犯情報メール（担当・くらし安全課）として運用が始まった。平成20（2008）年12月に防災無線放送内容メール、同23（2011）年6月には秘書広報課が担当する「Fメール」がスタートした。

その後「市からのお知らせ」「子育て情報」の内容を追加、続いて「資料館・記念館情報」「保健センターからのお知らせ」「ふじみんからのお知らせ」「選挙のお知らせ」「職員採用情報」を加え、計9つのトピックスを運用している。また、職員専用の「職員メール」、学校保護者・保育所保護者・児童発達支援センター保護者専用の各メールも運用している。

登録時に選択したカテゴリーのメールのみ受



Fメールのポータル画面

信できる（登録後の変更可）仕様で、購読者数は、令和7（2025）年3月末現在で1万4863人となっている。

SDGsの取り組み 「SDGs」とは、

「Sustainable Development Goals」の略称で、「持続可能な開発目標」と日本語訳されている。平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された。

本市は、「ふじみ野市将来構想」において「人がつながる豊かで住み続けたいまち ふじみ野」をまちの将来像に掲げている。その実現に向けて推進する施策や事業は、おのずとSDGsと関わりが深いものとなっていることから、後期基本計画において、各施策とSDGsとの関連を示し、その達成に向けて取り組んでいる。

令和3（2021）年10月、SDGsを推進するための基本的な理念と考え方を示した「ふじみ野市SDGs推進方針」を策定した。方針では、「理解する」「つながる」「行動する」という3つの基本的な方向性のもと、職員研修や市民への情報発信、さまざまなステークホルダー（利害関係者）との連携を行いながら、市民とともにSDGsを正しく理解した上で、できることから取り組むことを明記している。

働きやすい職場環境への取り組み 本市では

職員に対し、育児休業や介護休暇などの短時間勤務制度やフレックスタイム、家庭と仕事の両立支援などの取り組みを導入し、誰もが働きやすい環境づくりを推進している。

例えば、近年、男性の育児休業取得率の向上が全国的に課題となる中、本市の令和5（2023）年度育児休業取得率は、男性で67%、女性で100%となっており、さらに同6（2024）年度は、男女ともに100%となっている。

その成果として、埼玉県が実施する「多様な働き方実践企業認定制度」で、平成28（2016）年度以降最高ランクの「プラチナ」を獲得し続けている。

この制度は、仕事と家庭などの両立を支援するため働き方改革に取り組み、テレワークや短時間勤務など多様な働き方を実践している企業などを県が認定するもので、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる企業をプラチナ認定企業として認定している。なお、プラチナ認定企業となる条件は、①男女がともに仕事と育児・介護を両立できる、②テレワークやフレックスタイムなど独自の取り組みを導入している、③出産した女性等が現に働き続けている、④女性管理職が活躍している、⑤働きやすい職場環境づくりをしている、⑥働き方に対する取り組みを表明している、⑦

男性従業員の育児休業等の取得が定着している、⑧働き方改革を積極的に進めている、⑨従業員が長く働き続けている、以上9つの項目のうち7つ以上満たすこととなっており、本市においては8つの項目を満たしていることからプラチナ認定企業とされている。

第5節 コロナへの対応と暮らしへの影響

■ 全世界を襲ったパンデミック

令和元（2019）年12月、中国の武漢で新型コロナウイルス感染症の発症が確認され、翌2（2020）年1月、日本国内でも初めて確認された。3月には世界保健機構（WHO）が「パンデミック」（世界的大流行）と認定、未曾有の感染拡大に各国で感染症への対策が講じられた。

国内では政府による緊急事態宣言発出、東京オリンピックの1年延期、マスクの配布、Go ToトラベルやGo Toイートなどの経済支援策、ワクチン接種、そして個人レベルの生活様式の見直しなど、さまざまな対策が講じられた。

日本では当初、新型コロナウイルス感染症を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に定める「2類感染症相当」に位置付けていたが、感染症の確認以来約3年後の令和5（2023）年5月から感染症法に定める「5類感染症」に移行した。ようやく日常生活も落ち着きを取り戻し、新型コロナウイルス感染症の影響でこれまで中止や活動制限されてきた経済活動やそのほかの事業も徐々に再開した。

今後も予断を許すことなく、パンデミックを想定した「ウィズコロナ時代」の新しいライフスタイルを考えていく必要がある。

この3年余りの間の本市では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、新たな感染症への対応と対策を行った。小中学校や各公共施設での感染症対策、イベントや催事への影響などについての個別の対応は各章に説明するが、かつてない事態に社会のシステムや人々の暮らしに大きな影響と変化をもたらしたパンデミックとなった。

感染症対策本部の設置と緊急事態宣言（令和2年） 本市では令和2（2020）年1月に新型コロナウイルス感染症対策会議を設置し、小中学校の臨時休校、イベント自粛、公共施設の休館などの感染防止に努めた。同年3月には「ふじみ野市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。本部会議では、国や県、保健所と連携した感染拡大防止に向けた対策を講じていくとし、市民の安全と健康を守ることを第一に考え、感染拡大防止策として、小中学校の休校、公共施設の休止の延長、市主催のイベントの中止・延期などを決定した。

同じく3月には不織布マスクの入手が困難と

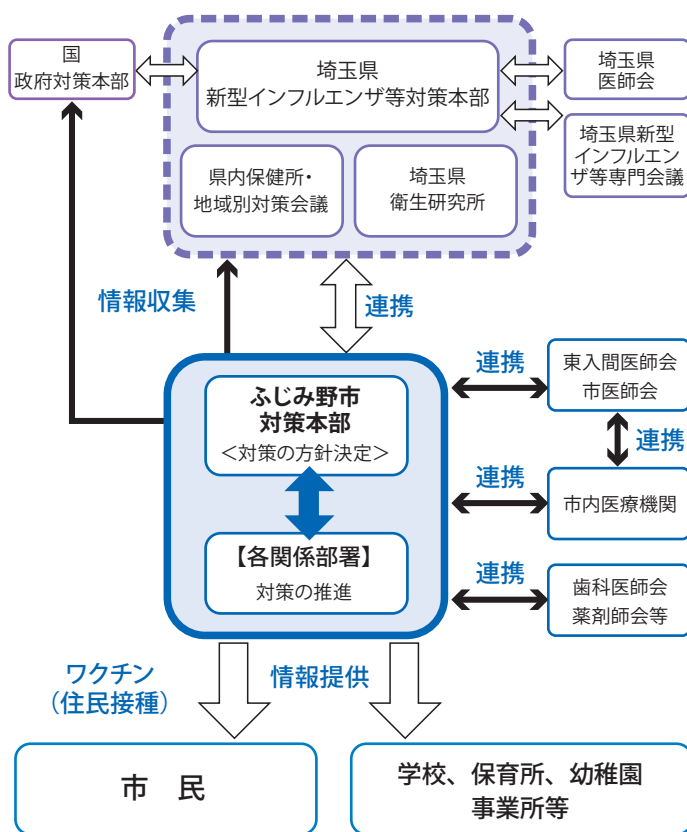
なったことから、市が災害時用に備蓄していたマスクをふじみ野市医師会とふじみ野市歯科医師会を通じ、医療従事者へ配布することを決定した。

4月7日に政府対策本部は、埼玉を含む7都府県を対象に新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発出した。以後、4月16日に対象区域は全都道府県に変更となり、5月4日には期間を5月31日まで延長することとした。その後、各都道府県における感染状況等を踏まえ、段階的に緊急事態措置を実施すべき区域は縮小していき、5月25日に全ての都道府県が該当しないこととなったため、政府対策本部は緊急事態解除宣言を行った。

本市では4月8日から小中学校を再開させることを決定していたが、入学式は予定どおり行われたものの、再開は4月13日、さらに5月11日、5月31日と延長された。

市の広報車は「不要不急の外出は控えましょう」と市内を巡回して呼びかけ、感染防止ポスターの掲出、市役所内では在宅勤務、サテライトオフィス、勤務時間の弾力化など分散化勤務の取り組みが始まった。また、市の窓口業務・相談業務の対応として、各課窓口にスクリーン

図1-8 ふじみ野市新型インフルエンザ等対策の推進体制図



感染拡大防止のための基本的な対策を周知

における基本方針」を定め、感染拡大の防止を図るとともに、新しい生活様式の定着を目指していくものとした。

8月には、感染症対策の最前線となる保健所体制の維持および県と市との業務連携強化を図るため、専門職である保健師を朝霞保健所に派遣し、新型コロナウイルス感染症に関する電話相談や感染者の退院後の健康管理などの業務に従事した。さらに、12月には新型コロナウイルス感染症拡大時における市と県との連携強化のため、埼玉県と「埼玉県市町村職員の新型コロナウイルス感染症等の拡大防止等のための保健所業務

の実施に関する協定書」を締結し、県職員を併任する保健師として派遣を行った。

また、10月には新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時感染を防ぐため、子どもと妊婦に対し、インフルエンザ任意予防接種費用に対する公費補助を実施した。

緊急事態宣言の再発出とワクチン接種開始

(令和3・4年) 令和3(2021)年1月8日に2回目の緊急事態宣言が発出され、公共施設(貸出施設)の夜間利用禁止、図書館の滞在時間制限の継続、外出自粛キャンペーン、職員

(透明アクリル板)を設置した。公共施設も5月31日まで利用休止、それ以降も利用制限が続いた。

5月からは、事業者向けの支援である持続化給付金および個人向けの支援として一人あたり10万円を支給する特別定額給付金の申請受付が始まった。5月4日に緊急事態宣言の延長が決定した中、市独自の支援策も始まった。小規模事業者等事業継続における臨時支援金、持続化給付金の申請補助、児童扶養手当受給世帯への緊急支援給付金、ふじみ野市特別出産給付金、

水道料金の減免、プレミアム商品券の販売、感染症対策防護服の提供(2市1町共同購入)、国が配布を予定していた布マスクの発送が遅れたことによる妊婦を対象とした不織布マスクの配布(10月まで)、臨時休校中の学習支援のための学校パソコンの開放、タブレット端末1900台の追加購入などである。

5月25日には緊急事態宣言が解除され、小中学校は6月1日から再開、2グループによる分散登校となった。また、「公共施設利用再開における基本的方針」「イベント・事業等の開催

10月27日にふじみ野市と埼玉県で締結した「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書」に基づき、保健所の指示によりやむを得ず自宅で療養する方への生活支援として、埼玉県から提供されたパルスオキシメーターの貸与に加え、本市独自の支援策として3日分程度の食料品の提供を実施した。

令和4（2022）年1月頃はオミクロン株による市中感染で新規陽性者数の急速な増加傾向が続いていたため、国は県境をまたぐ移動を控え、目的地以外立ち寄らないよう徹底を求めた。1月21日には再びまん延防止等重点措置の対象区域として本市は埼玉県から指定され、3月21日に解除となった。

収束に向けての動きと5類移行（令和5年）

令和5（2023）年2月10日、国の基本的対処方針が改訂され、マスク着用について、「3月13日から屋内外問わず、個人の判断に委ねる方針」が示された。これを受けて本市は、3月13日以降の市職員のマスク着用は国の方針に則り、「個人の判断に委ねる」とした。しかしながら、窓口対応などでは、高齢者、妊婦など重症化リスクの高い方と接する場合もあるため、当面の間、これまでと同様、マスクを着用するという方針を決定した。

感染症法における新型コロナウイルスの位置付けが、5月8日から季節性インフルエンザと

同じ「5類」に移行された。これを受け、本市では、「公共施設利用における基本的方針」およびこれに基づく施設ごとのガイドラインを廃止し、自宅療養者への食料品支援を終了した。また、同日をもって新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止した。この間、48回におよぶ本部会議を開き、国や県の要請に対応するとともに、本市独自の対策を講じてきた。なお、その後も基本的感染対策は有効であることから、引き続き手指消毒剤、検温器、各窓口のパーティションを設置することとした。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき行われていた、医師により新型コロナウイルス感染症と診断された患者の「全数把握」は、5月8日以降「定点あたりの報告件数」に移行した。この報告件数は、定点医療機関である指定届出医療機関で1週間に診断された患者数を、報告のあった指定届出医療機関の数で除して算出するものである。

そして、令和3（2021）年2月から特例臨時接種として始まった新型コロナウイルスワクチン接種は、同6（2024）年3月31日で終了した。同年4月以降の新型コロナウイルスワクチンの接種については、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に

位置付けた上で、同法に基づく定期接種として実施することとなった。

新型コロナウイルス感染症拡大により、人と人とのつながりが希薄化し、地域力の低下を招いたが、当たりの日常の大切さを見つめ直し、身近な人と手を取り合い、支え合うことの必要性、基礎自治体の機能やエッセンシャルワーカーの重要性に気付くきっかけとなった。また、キャッシュレス決済やリモートサービス等、デジタル技術を活用して、行政サービスの利便性を向上させるなど、変化に対応する柔軟さを発揮してきた。

令和5（2023）年には、「上福岡七夕まつり」「おい祭り」をはじめとする行事が再開され、市民が集い楽しむ本来のにぎわいが戻りつつある。

新型コロナウイルスワクチンについてのお知らせ

無料での接種は

令和6年3月31日まで終了します

接種対象 生後6か月以上のすべての方 ※接種は強制ではありません

重症化リスクの高い高齢者・基礎疾患のある方は、ワクチン接種を推奨されています

無料接種をご希望の方は早めに

お問い合わせ先：新型コロナウイルスワクチン接種サポートセンター

新型コロナウイルスワクチンの無料接種終了のお知らせ



ふじみ野市自治組織連合会会長

原田 晴男さん

昭和22（1947）年、ふじみ野市（旧福岡村）に生まれる。地元のJAに就職。平成22（2010）年下福岡自治会会長、平成29（2017）年度から、ふじみ野市自治組織連合会会長。

●自治組織あつてのまちづくり

合併となるからには、みんなでいい街をつくっていかねばいけないという思いがありました。合併の良い面は、今これだけのまちがきちんとできあがったということです。いろんな交流を通して、成熟したまちづくりができてきているのではないのでしょうか。

また、この20年で環境も変わってきましたし、考え方も違ういろいろな人が集まってきました。手を携えて生きていくには、誰かと連携を取りな

がらやらなくてはいけません。力を発揮できたのは、自治組織だからこそ思っています。

●「見守り」をキーワードに

行政サービス（公助）に加え、地域住民の助け合い（共助）、もう一つあるのが自助です。中でも、一番大事なのが自助ですね。そういう意味では、私たちがやってきている防災訓練は、実は東日本大震災以前から取り組んでいるものです。

自治組織として大事なのは、「見守り」だと思います。防災訓練をやり、防犯から始まって、地域高齢者をどうするとか、さらに子どもたちへの対応も活動に含まれてきます。こういうものが一つの「見守り」というキーワードの中に含まれていますので、ここが自治組織として、これからやっていかなくてはならない大きな活動ではないかと思っています。

●加入率の低下に歯止めと問題の共有化を

自治組織への加入率がどんどん落ちてしまっているという大きな問題があり、これをどうやってクリアしていくかという課題が、今生じています。その要因として、高齢化が進んできたことと同時に、高齢者だけの世帯が増えてきたことがありますね。例えば、自治組織の単位として班があるのですが、その班長を決める際に、もう私は高齢だ

からできないので、自治組織を抜けさせてください」という状況が、今あちこちで起きています。それに、どう歯止めをかけていくかが課題となっています。

また、班長の仕事で一番大変なのは会費集めで、いろんな会費を集めなければなりません。なり手がいないなら、持ち回りではなく、できる人を決めて、活動できる人にやってくださいとなります。ただ、市全体でこのような対応ができるのかというと、これはまだ疑問が残ります。当面の間は、こうした問題点を自治組織間で共有し合って、それにどう対処していくかということを考えていく必要があります。

●市政に住民の意見が反映される取り組み

タウンミーティングは、市長をはじめ部局の皆さんが出てこられて、座談会形式で実施されています。そこでは市民から出た具体的な要望が浮かび上がってきますね。市では一つ一つの実施方を具体的に検討した上で、きちんとした施策としてできあがってくる――我々も成果を感じています。このように市民の意見を直接聴くことで、まちづくりに活かされているのではないかと考えています。

第2章

学びと誇りが 育む市民文化

平成13（2001）年4月、国の文化審議会は、その答申において、郷土の豊かな自然や言葉、昔から親しまれている祭りや行事、歴史的な建物、地域に根ざした文化活動などは、それ自体が独自の価値を持つだけでなく、郷土への誇りや愛着を深め住民共通のよりどころとなることから、「文化を大切にする社会」を構築していくことが必要であるとした。

だが、全国各地に伝えられてきた祭事や民俗芸能などの地域文化はいま、担い手の高齢化や団体構成員の減少が進んでいる。本市では、こうした誇るべき文化資産を保存・活用し次代へ継承していくため、幅広い世代が郷土の歴史文化に関心を持ち、ふるさと意識を高められるような取り組みと情報発信を行っている。

また、新しい市民文化の発揚と交流の場として「ふじみ野市民文化祭」が合併直後から始まった。令和5（2023）年には、文化芸術の振興を目的とした「ふじみ野市文化協会」が設立された。市民文化の興隆によるまちづくりは、多様な価値観と創造性を育むことで、多文化共生社会への理解や成熟した市民社会を形

成する原動力となっている。令和3（2021）年には「ふじみ野ステラ・イースト」、同5（2023）年には文化施設と大井図書館が一体化した「ふじみ野ステラ・ウエスト」がオープンした。さらに令和7（2025）年には上福岡図書館がリニューアルオープンし、文化芸術や社会教育・生涯学習に対する充実が図られた。

一方、スポーツの面では、市民の健康増進と体力向上の推進に寄与することを目的として、平成18（2006）年に「ふじみ野市体育協会」が設立（令和3年「ふじみ野市スポーツ協会」と改称）された。本市では、各種のスポーツ大会のほか、ロードレース大会、駅伝競走大会などが市民の生活シーンに浸透し、スポーツセンターや運動公園などスポーツに取り組むための環境整備に取り組んでいる。また、平成27（2015）年に「文化・スポーツ振興条例」を施行し、同年の「元氣・健康都市宣言」を契機に「元氣・健康フェア」を開催するなど、スポーツを取り入れた総合的な健康づくりを進めている。

第1節 地域の誇りを伝える

祭りの魅力とにぎわい

本市では、地域ならではの特性を活かした新たな魅力の創出に努め、「訪れたいまちふじみ野」の実現に向け、市の内外の交流人口を増やしていく取り組みを進めている。

祭りもその一つで、市のPRやにぎわいの創出、さらに新市としての一体感の醸成などが期待された。戦前からの民間行事や地域住民のふれあい、活性化のために新たに始まった祭りが、合併から20年を経て市内外から多くの観光客を集める行事として定着してきている。

上福岡七夕まつり 七夕といえば彦星と織姫が1年に一度出会うことができる星祭りというイメージが強いが、戦前の旧福岡村周辺では農業の神である作神に作物を供え豊作を感謝する行事として、七夕が月遅れの8月6・7日に行われていた。町場でも各家庭で庭に竹を立て色紙に文字を書いて飾りをしていた。店の多かった上福岡駅前通りでは、くす玉を作ったりしてにぎやかに飾り立てていた。

戦後になると商店街が中心になって、娯楽を求め演芸などが行われるようになった。昭和20年代の終わりから主催が旧福岡商工会に移り、

竹飾りコンクールが行われるようになり、昭和32（1957）年には来場者が2万人を突破した。これは当時の町の人口を上回るものであった。東京オリンピックが開催された昭和39（1964）年には町と商工会の共催となり、催しに「五輪音頭大会」が加わり、ミスコンテストや児童生徒の装飾写生コンクール、児童鼓笛隊などが行われるようになった。

昭和53（1978）年になって転機が訪れた。それまで商工会を中心に行われていた七夕祭りを市民のまつりにしようと、名称を「上福岡七夕まつり」とし、実行委員会が主催する行事とした。会場を2つ設けて出し物も多彩になった。昭和40年代から行われていた野外納涼盆踊りは50年代に「福岡小唄」「上福岡音頭」が踊られるようになり、さらに「阿波踊り」も加わった。60年代になると盆踊りコンクールが行われ、踊りは上福岡七夕まつりのメイン行事となった。

平成9（1997）年から祭日が8月の第1土曜日・日曜日に変更された。みこしも復活し、担ぎ手を市民から募集してにぎわいに花を添えた。週末開催となったこともあり、前年より2万人増の12万人が来場した。

竹飾りコンクールは現在も継続しており、上福岡駅周辺の商店街を中心に、商店会や自治組織、小中学生など市民が趣向を凝らした約250本の竹飾りでまちが彩られる。また、阿波踊りの競演や市民盆踊り、ダンスや太鼓ショーなどのイベントも行われ、例年2日間で約17万人が来場する。

令和2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症のまん延により中止していた本行事も、同5（2023）年には通常どおり69回目の開催を迎えることができた。

上福岡七夕まつりは、竹飾りを中心とした伝統飾りを意識しながら、時代に応じたコンクールや踊りなどの現代的要素を取り入れてきた。夏の風物詩として多くの市民の参加を図りつつ、地元産業と観光の振興に寄与するため、70年近く開催されている伝統ある祭りである。

〈まつりの主なあゆみ〉

- ・第14回（昭和43年）200本余りの竹飾りで来場者を魅了。約10万人が来場
- ・第24回（昭和53年）150人の市民が福岡小唄に乗り市内総流しを実施
- ・第25回（昭和54年）上福岡音頭、上福岡小唄を初披露。来場者が11万人突破



昭和40年代初頭の七夕まつりでにぎわう中央通り



おおい祭り

・第30回（昭和59年）大みこしの競演や3000人の市民による上福岡音頭総流しを実施

・第43回（平成9年）開催日を第1土・日曜日に固定。約12万人が来場

・第47回（平成13年）410本の竹飾りで来場者を魅了。約15万5000人が来場

・第49回（平成15年）来場者が17万人を突破

・第52回（平成18年）ふじみ野市として初の開催。約13万5000人が来場

・第65回（令和元年）16万8000人が来場。

コロナ禍前最後の開催

・第69回（令和5年）4年ぶりの開催。17万4

000人が来場

おおい祭り

合併前の大井町では地域ごとに

祭りが開催されていたが、町全体での祭りはなかった。転入者も多く、地域のお祭りに参加できない人も多くいた。そのため新住民と地元の人たちが「イキイキと楽しく触れ合え、活気のあるまちを」という思いから、「新しいふるさとまつりをつくろう」という機運が生じていた。

そして、次の時代を担う子どもたちのふるさと意識を醸成するため、地域の文化や歴史、風習などを取り入れた総合的なふるさと祭りとし、「おおい祭り」が平成13（2001）年7月から始まった。全町民をあげての祭りとして開催され、約2万人が来場した。

第2回の平成14（2002）年には初めてみこしが登場し、より一層盛大な祭りとなった。

平成18（2006）年に開催された第6回目は、ふじみ野市となって初めて

のおおい祭りとなった。囃子やみこし、よさこいなどが披露されるストリート会場と、組み太鼓や民謡、盆踊りやカラオケなどが披露される東久保中央公園会場に分かれ、3万人を超える来場者でにぎわった。

例年7月中・下旬の開催だが、平成19（2007）年9月の第7回目は初めて秋開催とした。あいにくの大雨の中ではあったが、2万人の来場者でにぎわった。平成27（2015）年7月開催の第15回目は市制10周年記念事業として、会場直通の循環バスを運行した。平成28（2016）年の第16回目ではロボット製作を行っている株式会社本田製作所の提案により、サプライズ企画として漫画「ヤッターマン」のキャラクターである「ヤッターワン」を展示、来場者数も7万人を突破した。令和元（2019）年に開催した第19回目では、新たに消防車両が公園会場内に展示され、来場者数が過去最高の7万2000人を記録した。

会場は東久保中央公園やその周辺道路、さらには大井東中学校体育館を利用して、歴史ある4台の山車の曳き回し、陽気な「阿波踊り」、鳴子が響き渡る「よさこい大井」など、来場者の心が躍るようなさまざまなイベントを開催した。

祭りの規模は年々大きくなっているが、令和2（2020）年度から4（2022）年度に

かけては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。令和5（2023）年から4年ぶりに復活、第23回おい祭り（おいまつり）が盛大に行われ、7万5000人の来場者でにぎわった。

〈祭りの主なあゆみ〉

・第1回（平成13年）新しいふるさとの祭りとして開催。約2万人が来場

・第6回（平成18年）ふじみ野市となって初めての開催。来場者が3万人を突破

・第7回（平成19年）初めての秋（9月）開催

・第9回（平成21年）来場者が6万人を突破

・第14回（平成26年）来場者が6万5000人を突破

・第15回（平成27年）市制施行10周年記念事業として開催。会場直通の循環バスを運行

行

・第18回（平成30年）来場者が7万人を突破

・第19回（令和元年）コロナ禍前最後の開催

・第23回（令和5年）4年ぶりの開催。7万5000人が来場

000人が来場

桜まつり

平成初期に提灯（ちようちん）を設置し始めたのが始まりで、3月下旬から4月上旬にかけて、福岡中央公園に咲く約100本の桜を楽しむに多くの人でにぎわう。例年、桜の開花時期に合わせて提灯を設置し、午後6時から午後9時まで桜の木がライトアップされる。東武東上線

福岡駅から徒歩5分と利便性もよく、訪れた人



ふじみ野市観光協会桜まつり（産業振興課）



福岡河岸まつり

が昼夜ともに花見を楽しめる。

福岡中央公園の整備が充実したことで、市の観光スポットとしてより注目を集めることを期待して、各種媒体を活用した周知活動を進めている。まちづくりの主役は市民であることから、地域のにぎわいを創出するため、主催のふじみ野市観光協会と住民が一体となって地域を盛り上げる催しとして親しまれている。

福岡河岸まつり

平成21（2009）年8月に第1回が開催された福岡河岸まつりは、江戸時代に新河岸川周辺で栄えた福岡河岸の歴史を後世に継ぎ、燈籠にさまざまな思いを込めて祈るとともに子どもたちに夏の思い出を提供する

目的で始まった祭りで、毎年お盆の時期に行われる。主催のふじみ野市商工会北部振興会と、川崎・清見・塚の各自自治組織との共催で、地域の各団体から選任された実行委員会により運営されている。

会場は新河岸川にかかる養老橋付近で、近くには福岡河岸記念館がある。昼間は模擬店の出店や子どもたちの太鼓の演奏などが行われ、年齢を問わず地域の人々でにぎわう。日が落ちてくると養老橋周辺の燈籠に明かりが灯り、家族や地域のご先祖に感謝し、これからの健康と地域の発展を願う姿がみられる。ふじみ野市の新たな夏の風物詩になってほしいとの願いが込められている、地元の人から愛される祭りである。

平成27（2015）年の第7回福岡河岸まつりでは、恒例の「新河岸川燈籠流し」が拡大して行われた。さまざまなイベントが開催されたのち、先祖への思いや祈りが込められた燈籠が流された。

なお、平成29（2017）年からは安全面を考慮し燈籠流しが燈籠飾りに変更された。

令和5（2023）年の第15回は、新型コロナウイルス感染症のまん延により中止されていたまつりが4年ぶりに開催され、上福岡駅と市役所、会場を結ぶ送迎バスも運行された。午後3時から開催し、模擬店、こども広場、イベント広場（太鼓、河岸まつりライブ）、燈籠飾りでにぎわった。また、まつり当日は福岡河岸記念館が無料で公開された。なお、夕方からの荒天に伴い、19時にまつりは中止となった。

文化の継承

本市には地域の歴史・文化を伝えるさまざまな種類の文化財が残されている。しかし、伝統芸能である無形民俗文化財などは、地域文化の担い手である関係者の高齢化や関係団体の減少が進み、その保全・継承が懸念される状況にある。そのため市民が文化財に対し関心を持ち、愛護意識を高められるよう、幅広い世代を対象とする講座などを充実させ、文化財への理解を深めるような取り組みが必要となっている。

座敷箒の継承

かつて、ふじみ野市・富士見市・三芳町から所沢市一帯は「座敷箒」の産地として知られていた。江戸時代の文化・文政期（1804～1830年）に上練馬で修業した大井村市沢の内田兄弟によって、箒づくりの技

術が伝えられたとも伝わる。

古文書には、明治7（1874）年の苗間村物産に「箒穂」、同9（1876）年の福岡河岸の船荷に「箒草」などが現れ、明治から大正期にかけて、当地の畑作で作る箒草（ホウキモロコシ）で座敷箒を作り、出荷していた歴史をもつ。座敷箒には、長柄箒・手箒・荒神箒などの種類があり、明治時代以降、産地が埼玉であつても「東京箒」の名称で全国に売り出されていた。

その後は住宅事情や生活様式が変化した昭和30年代を境に箒職人は減少していく。現在では材料を作る農家もなくなり、駒林の永倉一男氏のみが座敷箒づくりの技を今に伝えている。また、市民による技術の継承活動も続いている。

お囃子 市指定無形民俗文化財として、いく

つかのお囃子が伝えられている。市内では古くから疫病除け、厄除けを祈願するために、夏越しの祓い、別名「天王様」の夏祭りが行われてきた。そのときに引き回される屋台の上で囃子が演じられており、地域の祭りなどで継承されている貴重な民俗文化である。

具体的には以下の4つが市指定の無形民俗文化財に指定されている。それぞれの保存会がその伝承と担い手の育成に努めており、7月の日曜日に開催されるおおい祭り等で披露されている。

【苗間はやし】明治4（1871）年頃に馬宮村（現在のさいたま市）から伝わった木下流

という新囃子を受け継いでいる。現在は、毎年7月25日のみ演じられる。戦前は24日・25日の2日間だったが、昭和12・13（1937・1938）年頃から25日になった。

【大井はやし】7月の第2日曜日の大井の天王様で行われる。昭和30年代頃までは川越街道沿いに露店が立ち並び、近在の村々からの多くの見物客でにぎわった。木組みの屋台は上部が回る造りで、花や提灯で飾られる。ヤタイ（狐の踊り）、ひょっとこ・おかめの踊り、獅子舞など多彩な演目で見入る人を魅了する。

【大井旭はやし】大井の中組・下組・坂下が合併して結成した囃子で、上組（大井はやし）の屋台とともに大井地区内を巡行しながら下組の屋台の上で演じられた。祭りが盛り上がり、大井はやしと大井旭はやしの屋台同士が出会ったときに「ひっかわせ」が行われる。このときに囃子のたたき合いが始まり、どちらか相手の太鼓に引き込まれた方が負けとなる。

【亀久保はやし】明治10（1877）年頃から亀久保に伝わるお囃子である。亀久保神明神社において、1月1日の元朝祭や7月25日の天王様などで、笛と太鼓と鉦によるにぎやかな演奏と、おかめ、ヒョットコ、獅子などの



(右上から時計回り) 苗間はやし、大井はやし、大井旭はやし、亀久保はやし

面を付けた踊りが繰り広げられる。140年余りの歴史と、屋台・衣装・道具などの維持、後継者育成による技術継承などが認められ、53件目の市指定文化財となった。

指定文化財・登録文化財 市内には国登録有形文化財として、回漕問屋吉野屋土蔵（平成10年9月指定）、旧大井村役場（平成14年2月指定）、県指定史跡として、権現山古墳群（平成14年3月指定）、県指定有形民俗文化財として武蔵野台地北部の畑作用具（平成6年3月指定）

をはじめ、市指定の文化財（有形・無形民俗、史跡、名勝、天然記念物、考古・歴史資料、古文書、彫刻、絵画）など、地域の歴史・文化を伝える各種の文化財が残されている。（資料編「指定文化財一覧」参照）

後述する市内の資料館では、新たに収集した資料に対する調査研究成果の発表や常設展示室の展示内容を補完する場として、企画展や関連講座を開催している。

文化財ガイドマップ 市内には現在58（県指定2、市指定56）の指定文化財と46の神社仏閣があり、これらを解説する62の説明板が設置されている。

本市では地域の歴史資料を展示・保管している上福岡歴史民俗資料館や大井郷土資料館、福岡河岸記念館を訪ねて郷土の歴史に触れ、歴史を感じる空間を散策してほしいと、平成27（2015）年、イラストマップや写真入りのハンディーなガイドマップ「埼玉県ふじみ野市文化財ガイド（先人からのメッセージ）」を制作した。

また、令和4（2022）年9月から、まちさんぽツアーガイド養成講座を実施している。その上で、令和5（2023）年5月には、子どもや市内に住む日本語を母語としない人たちにも市の歴史や文化財の魅力を分かりやすく伝えるために、「やさしい日本語 まちさんぽツ

アー」を開催、参加者同士の交流を深めながら本市の魅力を一緒に楽しむ機会となった。

資料館の改修と整備

市内の資料館にはさまざまな文化財や資料が展示され、その収集・保存、調査研究が行われるほか、生涯学習の場としての役割を担っている。現在、新たな資料の収集や調査研究成果を市民に分かりやすく伝えるため、展示のあり方や保存スペースについて検討を進めている。

上福岡歴史民俗資料館 昭和58（1983）年に開館した上福岡歴史民俗資料館のメインテーマは「新河岸川その社会と文化」。上福岡地区の考古・歴史・民俗を中心に、常設展示・特別展示・企画展などの展示会や学習講座などを開催している。1階は展示会、2階では特別・企画展や学習講座などを開催している。大井郷土資料館の移転（令和5年）に伴い、旧大井村役場では川越街道と大井宿の展示を、上福岡歴史民俗資料館では主として古代・中世の通史展示を行っている。

大井郷土資料館 大井郷土資料館は昭和63（1988）年、大井図書館と併設された複合施設として開館した。旧大井町域の歴史、民俗、考古分野の展示を行っている。地割図をもとにした聞き取り調査で幕末の大井宿の様子を復元した大型模型など、宿場関連の展示が特徴

的である。常設展示室は令和5（2023）年10月に国登録有形文化財である旧大井村役場に移転、事務室および資料整理室は同年11月から旧商工会館大井支所に一時的に移転した。

福岡河岸記念館 市指定文化財・福田屋（回漕問屋）の建物を福岡河岸記念館として保存・公開している。明治時代初期から中期頃の船問屋の様子を再現し、平成8（1996）年に開館した。建物は往時の様子を伝える貴重な文化遺産として、市の文化財（平成元年）や県の景観重要建造物（平成23年）に指定されている。



上福岡歴史民俗資料館

館内では、江戸時代から昭和初期まで江戸（浅草）と当地方を結んでいた新河岸川舟運の明治時代の船問屋の様子を再現しており、文庫蔵内部の展示室では舟運と問屋の暮らし、十代目当主星野仙藏氏の功績などを展示している。

資料館のリニューアル 大井郷土資料館は開館以来、郷土の歴史や文化を伝える展示や学習講座、体験学習などを開催し、市民から長らく親しまれてきた。併設されていた大井図書館は令和5（2023）年11月に「ふじみ野ステラ・ウェスト」に移転した。そのスペースを有効活用して上福岡歴史民俗資料館と大井郷土資料館を統合し、市の歴史・文化を総体的に学ぶことができる博物館として、令和8（2026）年にリニューアルオープンする予定となっている。

第2節 交流が育む市民文化

■市民の一体感の醸成を目指して

ふじみ野市は、文化芸術を通して、子育て世代、高齢者、障がい者、外国籍市民など、これまで地域での交流の機会が少なかった人たちの社会参加を促進することで、多くの市民がいきいきと文化芸術活動に取り組める環境づくりを進めている。

ふじみ野市民文化祭 市民の文化活動の発表と交流を行い、市民文化の創造を促すものとして、第1回の市民文化祭が新市発足後の平成17（2005）年から始まった。合併直後とあつて、10月から11月にかけて上福岡地区、大井地区それぞれに分かれて行われた。一つは「上福岡市民文化祭」（主催…ふじみ野市教育委員会、主管…ふじみ野市上福岡文化団体連絡協議会）、もう一つは「おおい文化祭」（主催…ふじみ野市各文化団体・大井中央公民館・ふじみ野市教育委員会）であった。

上福岡市民文化祭では、上福岡公民館と上福岡西公民館、勤労福祉センターを会場に、ミュージック・フェスタ、作品展示会、文化講演会、郷土探訪、芸能発表会、囲碁・将棋大会が行われた。おおい文化祭では、大井中央公民館を会

場に、子どもフェスティバル、青年祭、作品展、芸能祭、バザーの広場、秋の茶会、囲碁・将棋大会、カラオケ大会、子ども劇場、洋舞音楽祭が行われた。

第2回（平成18年）のテーマは「交流」とし、子ども将棋・オセロ大会、青年祭、ミュージック・フェスタ、囲碁・将棋大会、洋舞音楽祭、作品展、芸能祭、文化講演会、カラオケ大会、芸能発表会が行われた。11月に勤労福祉センターホールで行われた芸能発表会では、51団体が134もの演目において、日頃の練習の成果を披露した。また、公民館の活動は地域に根差したものであることから、地域特性を活かすこととして第2回目からは東西2会場での開催が恒例となった。

第3回（平成19年）以降はジャンルが絞られ、ミュージック・フェスタ（独唱、合唱、独奏、合奏など）、作品展（書道、山野草、押し花、茶道、刻字、手芸、文芸、写真、絵画など）、子どもフェスティバル、芸能発表会（新舞踊、民踊、民舞、詩吟、唄仕舞など）、青年祭などが開かれた。

第6回（平成22年）から会場名を「おおい会場」（大井中央公民館・亀居分館）と「かみふ

くおか会場」（勤労福祉センターホール、上福岡公民館）と銘打って開催された。

平成27（2015）年11月には第11回市民文化祭特別企画として、「ふじみ野ふるさと展」が各公民館で開かれた。市誕生10周年を記念して「郷土ふじみ野」をテーマに募集した絵画と写真作品が展示された。それぞれ小中学生の部



市民文化祭

と一般の部から、「ふじみ野ふるさと賞」が選ばれた。

令和2・3（2020・2021）年は、新型コロナウイルス感染症のまん延により中止となり、再開した同4（2022）年の第18回目は上福岡西公民館とふじみ野ステラ・イーストの2会場で、19回目は上福岡西公民館とふじみ野ステラ・ウエストの2会場で行われた。

市民活動交流会 ふじみ野市の誕生を機に市民の自主的な活動が活発に行われ、まちづくり



市民活動交流会での発表

に対する参加意識が高まってきた。市民活動交流会は、市民と行政の協働を推進するために、福祉・教育・防犯・環境等のさまざまなテーマに沿った協働のまちづくりを考える取り組みである。地域がつながり、市民力を発揮できるまちづくりを目指して、市民活動団体のPRおよび市民活動団体と市民相互の交流を図っている。市民活動支援センターの登録団体と交流会の目的に賛同した市民活動団体の協力を得て開催している。

交流会では、団体活動の紹介や作品展示、ステージ発表では演奏、ダンス、体操などが披露され、救急救命の体験などもある。展示会は市役所本庁舎1階ギャラリーで、交流会は市民交流プラザ（フクトピア内）で行っている。企画立案も企画市民会議として、市民ボランティアが企画・立案している。平成19（2007）年からの交流会は次のようなテーマで開催されてきた。

『私の市民活動』（平成19年）／『まちの活性化を!』（同20年）／『世代をこえて』（同21年）／『協働への第一歩』（同22年）／『よい人よいまち』（同23年）／『いざという時の地域力!』（同24年）／『10万市民の地域力!』（同25年）／『広げよう人の輪!』（同26年）／『ふじみ野10才!未来をひらく』（同27年）／市民活動フェスティバル『こんなに

あるよまちを動かす市民力』（同28年）／『つながろう一人一人のやさしさで』（同29年）／『つながろう〇〇〇から地域力』（同30年）／『こんなにあるよ〇〇〇から地域力』（令和元年）／『入ってみよう地域の輪』（同2年）／市民活動展示会（同3・4年）（両年は交流会休止）／市民活動展示会・交流会『広げよう!笑顔あふれる地域の輪!』（同5年）／市民活動展示会・交流会『広げよう!笑顔あふれる地域の輪!』（同6年）

市民活動支援センターは、上福岡駅西口前ふじみ野市サービスセンター内に設置され、市民活動団体の活動拠点として活用されている。市民活動やボランティア活動など、地域課題の解決に向けた自主的な活動を支援する施設として平成18（2006）年5月にオープンした。「打ち合わせスペース」や「交流スペース」などを備え、社会貢献したい人や市民活動の団体が自由に利用できる。

団体の活動は福祉・子育て・環境・国際交流・まちづくりなどさまざまで、市内117団体（令和7年3月現在）が活動している。市民活動コーディネーターが、市民活動に関する団体の情報提供、助成金の紹介や相談のほか、団体間の交流促進など活動内容の充実を図る支援を行っている。

また、市民活動団体の抱える課題を解決する

ための講師を招き、団体の活動をサポートする「プラスワン講座」なども開催している。

アートフェスタふじみ野 アートフェスタふじみ野は、「音楽とアートの祭典」として、市内アーティスト、包括連携協定締結大学、企業、行政などがもつ多様な文化芸術の力を活用し、子どもから高齢者まで多くの市民がアートに出会い楽しみ交流する機会を提供し、文化芸術へ参加する市民の裾野を広げること、また、アートに関わる人同士が交流する場を作ることを目的に開催している。

第1回は、平成28（2016）年10月に産業文化センターおよび隣接するショッピングセンターソカふじみ野（現・トナリエふじみ野）で開催した。「踊る・感じる・創る・観る・奏でる」をテーマにさまざまな分野のアーティストを招致し、「アート」に関するコンサートやパフォーマンス、ワークショップなど、参加・体験型のプログラムを行った。企画はアートフェスタふじみ野実行委員会が行った。

令和2・3（2020・



アートフェスタふじみ野の様子



ふじみ野産文フェスティバルの様子

2021）年は新型コロナウイルス感染症のまん延により初めてオンデマンド・ライブ配信での開催となり、アーティストとともに動画作品を作成し、文化・スポーツ振興課公式YouTubeチャンネルで配信した。令和4（2022）年は、産業文化センターのほか、ふじみ野ステラ・イーストホール棟と前年4月にリニューアルオープンした多目的棟、イオンタウンふじみ野ヒマラヤ杉広場の4会場で、2日間にわたって開催した。

令和5（2023）年度は同年11月にリニューアルオープンしたふじみ野ステラ・ウエストを会場に2日間にわたって開催し、約6600人

が来館した。

ふじみ野産文フェスティバル 平成29（2017）年8月に「ふじみ野産文フェスタ」を開催した。当初は市内を中心に活動しているサークル等に発表や出店の場を提供し、施設を周知する目的で開催されたが、「ふじみ野産業文化祭」「ふじみ野産文祭」と名を変えながら継続し、現在は「ふじみ野産文フェスティバル」として一般利用者の発表の場として定着している。本市のさらなる文化芸術の振興を図るとともに、芸術活動の場となることで地域のコミュニティの創出を目的としている。

ワークショップとステージパフォーマンスが行われてきたが、令和2（2020）年は新型コロナウイルス感染症のまん延により中止、同3・4（2021・2022）年は舞台発表の場として来場者を関係者のみに限定して実施した。

令和5（2023）年のフェスティバルでは、4年ぶりに一般観覧者への公開が行われた。チアダンス、フラダンス、キッズダンスをはじめ、歌、バトントワリング、楽器演奏、合唱など盛りだくさんのパフォーマンスが繰り広げられ、1600人以上の来場者を集めた。

■ 市民による文化芸術の創造・発信

ふじみ野市では、文化芸術活動をソフト・ハ

ドの両面から支えることにより、地域文化を支えてきた市民や文化団体などとの連携を強化してきた。また、文化芸術を通じて多様な市民の参加と交流が育まれるよう環境整備を進めている。

文化芸術活動地域支援事業 令和5（2023）年度より小学生高学年から中学生を対象に、生涯にわたり文化芸術に親しむきっかけづくりとして、市とふじみ野市文化協会、NPO法人ふじみ野市音楽家協会が「文化芸術活動地域支援事業」を実施している。合唱・楽器演奏を行う音楽コース、アート作品の制作などを行うアートコース、ヒップホップダンスや演劇ワークショップを行うパフォー

マンスコース、食文化・生け花・茶道などを行う文化コースからなる。各活動では、ふじみ野市文化協会やNPO法人ふじみ野市音楽家協会に所属するアーティストが指導にあたり、文京学院大学、文化施設指定管理者の協力を得て実施している。

文化芸術アウトリーチ派遣事業 本市の特徴的



学校へのアウトリーチ



文化芸術活動未来応援事業のコンサート

な文化振興事業の一つにアウトリーチ派遣事業がある。芸術家などが学校や福祉施設などに出向いて、文化芸術に関する働きかけを行うものである。学校へのアウトリーチとして、音楽分野では東台小学校での卒業式に向けての合唱指導（平成30年度）や福岡小学校でのフルートとチェンバロの生演奏鑑賞（令和3～6年度）、アート・美術分野では上野台小学校での漫画家RIKKI氏のマンガ教室やeスポーツ教室など（令和元年度）を実施した。また、福祉施設・国際交流関係の事例では、高齢者あんしん相談センターでの声楽家による音楽会（令和元年度）や本市在住外国人のための身近な和食づくりな

ど（令和元年）の実績がある。

文化芸術活動企画提案型委託事業 本市で活動するアーティストが文化芸術事業を企画・実施し、アーティストの活動支援を行うとともに、質の高い文化芸術事業を実施する事業である。

市民が身近な場所で幅広い文化芸術に触れる機会を創出し、参加意識を高めることで地域の魅力を発信している。

ふじみ野ステラ・イーストおよびステラ・ウェストのホール事業を行う「ホール活用プロジェクト」、アート系ワークショップを実施する「アートに触れようプロジェクト」、身近な地域のさまざまな場所で演奏会を行う「街中に音色が響くプロジェクト」の3プロジェクトで事業を行い、令和4（2022）年度以降、毎年数多くのコンサートやワークショップを実施している。

文化芸術活動未来応援事業 令和元（2019）年度より、市の魅力を高め、地域の活性化、にぎわいを作り出す市民等の自主的・創造的な文化芸術活動への補助を実施している。

令和元（2019）年度は、産業文化センターおよび勤労福祉センターを会場とするオペラ公演やファミリーコンサートなどの5事業に補助を行った。令和2（2020）年度は、ふじみ野ステラ・イーストホール棟を活用したワークショップやセミナーを含むコンサートなど4件に補助を行ったが、いずれも新型コロナウイルス

ス感染症のまん延に伴い延期となり、3件を同3（2021）年度に、1件を同4（2022）年度に実施した。

令和3（2021）年度はコンサートやオペラ公演など3件、同4（2022）年度はさまざまな公共施設を活用したコンサートやワークショップなどの8件を採択し、うち1件は新型コロナウイルス感染症の影響により中止、同5（2023）年度はアウトリーチ活動を含むコンサートおよびワークショップなど5件を、同6（2024）年度はコンサートやワークショップなど4件を実施した。

文化芸術活動チャレンジ事業 文化芸術に関するコンクールなどへの出場を応援する制度として、文化芸術活動チャレンジ事業を実施している。国・都道府県が主催・共催・後援している文化芸術に関する関東大会以上の大会などを対象とし、出場のための交通費・宿泊費を補助するものである。

令和2（2020）年度は第11回日本バッハコンクールオンライン大会出場の1人、同4（2022）年度は第15回現代音楽演奏コンクールなど6大会の6人、同5（2023）年度はアカヴィーヴァデッレフォンティ国際ピアノコンクールの1人、同6（2024）年度は第15回ヨーロッパ国際ピアノコンクール in Japan 東京地区大会の1人を対象に補助した。

ふじみ野市文化協会 令和5（2023）年4月、本市を中心に活動する文化・芸術団体、市民などが協働し、市の文化芸術を振興することを目的として、ふじみ野市文化協会が設立された。設立にあたっては、市内で活動しているさまざまな団体の意見を踏まえ、各団体や若手アーティストなどへの声かけを行って参加を募った。

協会では、文化芸術事業とそれらの目的を達成するための活動を通じて、市民間のコミュニティづくりやまちづくりに寄与することとし、次のような取り組みを進めている。

「情報の発信」 文化協会のサイトやSNS、チラシなどの伝達手段を駆使して、参加団体や個人の主催するイベントの広報や紹介

「事業の創生」 文化芸術振興事業の開催や市内の小中学校・福祉施設へのアーティストの派遣、地域の文化活動に参加しにくい世代を対象にした「地域文化クラブ」の開催

「活動のサポート」 活動を行う団体や個人の会員に対して、文化施設の優先予約や市の助成金申請のアドバイスなどを提供

「人を繋げる」 世代間・団体間の交流促進や情報発信を通じたより広い人々の関心の拡大

具体的な活動として、ワークショップやアウトリーチ等の手法を活用した、世代を問わず文化芸術に親しむ機会の提供や、地域に残る囃子

などの伝統芸能の継承に取り組んでいるほか、毎年開催するアートフェスタにおいては、協会に所属するアーティストの多様な人材を活用した企画を実施している。市民に文化芸術に親しみ楽しんでもらう場を創ること、普段は文化施設やホールに足を運ばない世代に対して参加してみたくなる企画などを工夫すること、そして、本格的な音楽やアートに触れる機会を通じて、本市の文化レベルの向上を図ることを目指している。令和6（2024）年度からは、ふじみ野市誕生20周年記念として、市民による「第九の合唱」に市とともに取り組んでいる。

「ふじみ野音頭」 文化芸術の虹の架け橋として、また、ふじみ野市文化協会設立と「ふじみ野ステラ・ウェスト」完成を記念して、令和5（2023）年に「ふじみ野音頭」「We Loveふじみ野」の2曲を市民手作りで作成した。

「ふじみ野音頭」は盆踊り風に、「We Loveふじみ野」は子どもや若者も親しみやすく踊りやすい振り付けの曲となっている。「あったかいまちふじみ野」をテーマに、市内の風景や名所を歌詞に織り込んでいる2曲を、おい祭りや上福岡七夕まつりのほか、小・中学校の運動会や体育祭などの会場で披露し、市のシンボルとして親しまれるよう広めていくこととした。

【ふじみ野音頭】 作詞…志摩頼子、作曲・編



「We Love ふじみ野」 実演の様子



「ふじみ野音頭」ジャケット

曲・演奏・歌…小林浩、和太鼓…美馬健二・
船津清（福岡太鼓）、振付…珠山陽舟（ふじ
み野市邦舞連盟）、サウンドエンジニア…
SOUND SHOT 飛田恵三、ジャケットイラ
スト：RIKI

【We Loveふじみ野】 作詞…志摩頼子、作曲・
編曲・演奏・歌…中尾雅子、和太鼓…美馬健
二・船津清（福岡太鼓）、振付…珠山陽舟（ふ
じみ野市邦舞連盟）、サウンドエンジニア…
SOUND SHOT 飛田恵三



ふじみ野市文化協会理事長

小林 浩さん

昭和33（1958）年、本市（旧福岡町川崎地区）に生まれる。東京学芸大を卒業後、日本国内外で多くのオペラに主演。作曲や編曲を手がけ、指揮者としても多くのオーケストラや合唱団を指導している。令和3（2021）年5月から同5（2023）年4月まで特定非営利活動法人ふじみ野市音楽家協会会長、同年5月から同協会理事。令和5年4月からふじみ野市文化協会理事長。

●伝統文化の継承への取り組みと新たな展開

令和6（2024）年度に、文化協会での伝統文化芸能保存継承等業務委託を受け、伝統芸能を受け継ぐ団体に対する調査を行いました。そこで見えてきた課題は、担っている方の高齢化と後継者不足でした。現在はワークショップなどの機会を通じて、各団体の熟練者から若い世代に伝えてもらうことを計画している段階です。

そのための具体的な取り組みとして、まずは多くの市民が伝統芸能に触れる機会をつくること

重要と考え、例えば、邦舞連盟・和太鼓等の団体には文化協会に入っていただきました。いろんな行事で発表の機会を設け、広くアピールしていただきたいと考えています。

もう一つはコラボレーション異なるジャンルが共演することで新たな可能性が開ける機会を協会が主体となつてつくっていききたい。おはやしの舞台と日本舞踊、子どもたちに人気なヒップホップダンス、さらに吹奏楽と、異なるジャンルを組み合わせた創作ができないかと模索しています。

市の令和6（2024）年度文化協会企画提案型委託事業では、「まつり」をテーマに、現代の文化と伝統文化の融合を舞台上で表現します。また、ふじみ野市ならではの文化創造という観点から、市の歴史を織り込んだオペラ作品の創作も面白いのではないかと考えています。

●市民が文化芸術活動に親しめる環境づくりを

都内に行けばさまざまな文化芸術に触れられますが、遠出することが困難な人や出かける機会のない人たちが文化に触れやすい環境をつくれないうだろうかと考え、文化協会では、音楽・アート・パフォーマンス・教育普及の4つの部門からなる部会制を整えました。例えばアート部会では、社会的包摂を意識したアートキャラバン事業を立ち上げました。また、文化施設の指定管理者とともに、高齢男性など普段文化活動に参加されない方を主なターゲットにした「大人のアート倶楽部」など参加しやすい事業を企画しています。また、市民アート展を計画し、子どもたちや障がいのある方の作品と県展に入選するような作品と一緒に

展示できればと考えています。

さらに、特に中学生において、新型コロナウイルス感染症の影響や塾通いで部活動も思うようにできず、学校の先生たちの負担も大きいという状況下で、子どもたちを地域の活動に結び付けられないかと考えていました。国や市の部活動地域移行・連携の流れもあり、市の文化芸術活動地域支援事業業務委託を受け、その受皿として「地域文化クラブ」を開催しています。このクラブでは、音楽、アート、生活文化、舞踊などを体験し文化芸術を生活の中に取り入れるきっかけづくりにもなる取り組みを行っています。また、若い音楽家に対して、演奏や発表する機会の創出なども検討しています。

●新しい文化拠点に期待

ふじみ野ステラ・ウェストはオープンから1年経ちましたが、稼働率も順調のようです。ふじみ野ステラ・ウェストならではの特徴は、文化施設のホール・ギャラリーなどと図書館が一緒になっているところですね。なじみのある施設が併設していることで足を運びやすく、さまざまな文化に出会える、複合施設のよさが発揮できているのではないのでしょうか。

今後は、文化協会が核となつて行政、指定管理者、各文化団体、市民同士の連携・協働などを結び付けていくことが豊かな文化振興のカギだと思います。素晴らしい多目的ホールもできあがって、それをより活かすためにハード・ソフト両面において、文化協会としても携わっていかねればと考えています。

第3節 生涯に学ぶよろこびを

生涯学習・文化振興の拠点

誰もが、生涯にわたって、自らの能力や意欲に応じて学習できる機会が確保されることが求められている。本市はこれまで、人生をより豊かにする生涯学習、文化・芸術活動に親しむための環境整備を進めてきた。生涯学習とは人々が生涯にわたって取り組む学習のことであり、文部科学省の定義によると、自己学習と、教育による学習（社会教育などを含む）により構成される概念となっている。本市では、個々の学習や教育活動から一歩進み、市民一人一人が日常生活や地域社会の充実など、市全体のまちづくりに必要な知識・技術の学びを通して生きがいづくりの促進を図るとともに、市民の生きがいづくりを関連部局と迅速に連携しながら施策展開につなげることを目的として、公民館などで行われる社会教育事業を除き、平成27（2015）年度より生涯学習を教育委員会から市長部局に移管し、「生きがい学習」という独自の位置付けとした。また、時代の変化や人々のニーズの多様化に合わせた形で生涯学習を進めていくことが求められている中で、公民館などの社会教育施設や文化施設のあり方に関しても

検討を進めてきた。

公民館の整備と機能の転換 地域にあって誰もが利用できる施設として公民館を設置し運営してきたが、合併10年後を機に、その機能や位置付けについて見直すこととなった。公民館は、第2次世界大戦後、民主化を推進するための成人教育の拠点として、社会教育法（昭和24年）に位置付けられた教育施設である。

旧上福岡市では昭和26（1951）年、旧大井町では同29（1954）年に公民館設置条例が施行された。当時は現在のような大きな施設はなく、旧上福岡市には7つの分館があり、公民館事業が展開されていた。その後、上福岡公民館（昭和42年開館）、上福岡西公民館（同62年開館）が開館し、各種講座の開催、市民による自主的なサークル活動が盛んに行われた。

旧大井町では、昭和38（1963）年に中央公民館が設置され、家庭教育学級や各種講座、文化祭などが開催された。昭和46（1971）年から分館が設置され始め、同50（1975）年までに18分館が設置された。昭和55（1980）年に現在のステラ・ウェストの地に新中央公民館が開館し、近隣では初めての600人規模のホールを持った公民館として注目を集めた。

各旧市町に公民館が建設された後には「公民館大会」や「社会教育を考えるつどい」などが開催され、社会教育活動がさらに活発に行われていた。

このように、本市の公民館は合併前から地域の社会教育施設として、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与することを目的に、社会教育活動を行うサークルやグループに活動の提供や、幅広い世代向けに各種講座開催などを行ってきた。その中で、時代とともに多様化するニーズに合わせ、公民館施設の機能も見直しが図られた。

平成22（2010）年に策定した「ふじみ野市公共施設適正配置計画」では、公民館施設について「新規施設整備と廃止、機能変更」と定めており、新たな（仮称）市民文化施設として他機能との複合化による整備を検討すること、現状の公民館は適正に維持しつつ、施設そのもののあり方の見直しに基づく機能変更・廃止検討を行うこととした。

また、平成27（2015）年3月には「ふじみ野市公共施設白書」を作成したが、これは公共施設の適正配置に向けた取り組みに対し、検

討の基礎となる公共施設の状況を的確に把握するためのものであった。そして、施設の老朽化、耐震性、合併により同規模類似施設が多数存在すること、また、多様化する市民ニーズへの対応などの課題があることを踏まえ、人口減少社会を見据えた上で、最小の経費で最大の市民サービスを提供する「行政経営」への転換を図る必要があるとした。

だが、本市での利用状況をみると、上福岡公民館の利用者数は平成17（2005）年度に9万7000人であったが、同27（2015）年度には4万9000人と半減した。また、上福岡西公民館でも、合併当初に10万人程度の利用者があったが6万3000人と4割ほど減少しており、利用者増加への取り組みが課題として取り上げられるようになった。

市議会でも平成26（2014）年頃から利用者減を背景に、施設の老朽化、受益者負担や公共施設の整備問題などの議論が本格化し、耐震診断を行った上で、同29（2017）年文化施設等の整備に係る方針において、耐震性のある施設への大規模改修と耐震性のない施設の建て替えの方針を示した。

令和元（2019）年6月には、「ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画」を策定した。そして大井中央公民館、上福岡公民館・コミュニティセンター、勤労福祉センターについて整

備を行うため、それぞれの施設の整備方針、施設の理念、基本方針などを示した。

令和元（2019）年9月の第3回市議会定例会では、上福岡公民館およびコミュニティセンターの大規模改修工事業に7億4393万円、大井中央公民館と勤労福祉センターを文化施設へ建て替える文化施設整備事業（維持管理含む）として、100億3557万円の補正予算が認められた。この整備にあたっては、効率的かつ効果的に事業の推進を図るため、DBO方式（民間の事業者に設計から工事および維持管理業務を一括して発注する方式）による整備を選択することによって、5%程度の経費削減が見込まれた。

こうして令和2（2020）年9月の第3回市議会定例会で上福岡公民館の事業移管が提案され、次に同4（2022）年3月の第1回市議会定例会で大井中央公民館の上福岡西公民館への事業移管が提案された。その結果、上福岡公民館を令和2（2020）年度、大井中央公民館を同4（2022）年度をもって廃止する改正案が可決された。

公民館を文化施設へ転換することについては一部に反対する意見もあった。令和6（2024）年3月の第1回市議会定例会において、公民館条例の廃止見送りと上福岡西公民館を社会教育施設として存続させることを求める請願が

出されたが、より使い勝手がよく多角的な活動に利用される施設への転換が望ましいとするなどの反対意見が上回り不採択となった。

文化施設の充実 本市では、平成29（2017）年3月に策定した「ふじみ野市文化振興計画」において、文化芸術拠点としての文化施設を充実することにより、市民が良質な文化芸術を身近な場所で鑑賞できる環境を整える方向性を打ち出した。また、令和5（2023）年3月策定の「第2期ふじみ野市文化振興計画」では、施設同士の連携によって地域のつながりを促進することで、広域的な「ふじみ野の文化」の創出と魅力あるまちづくりに寄与することとした。そして令和元（2019）年度の「ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画」により、東西2つの文化拠点が相次いで誕生した。

ふじみ野ステラ・イースト 令和2（2020）年度に実施した、多目的棟（旧上福岡公民館およびコミュニティセンター）の大規模改修工事が完了し、翌3（2021）年4月から、隣接するホール棟（旧勤労福祉センター）と合わせ、新しい文化施設「ふじみ野ステラ・イースト」に生まれ変わった。市民の文化芸術の振興と生涯学習に関する活動を推進し、市民相互の交流の促進を図ることで、市民文化の発展に資するための文化施設が誕生した。

新しい名称「ステラ（stella）」は、ラテン語

およびイタリア語で「星」を意味する。夜空にある無数の星のように多くの人が集い、にぎわい、学び、育み、市民一人一人が輝く星になってほしいという願いを込めて命名した。

ステラ・イーストでは、情報発信の拠点として、市民に「ふじみ野」を知ってもらう機会を提供するコンテンツを展開している。これは、本市在住のイラストレーターRIKI氏の協力を得て、市の歴史や自然、文化・芸術に関わるテーマを題材にふじみ野の魅力を発信する「ふじみ野歴史アニメ映像コンテンツ」で、1階ロビーの大幅面で放映しており、全てのコンテンツはYouTubeチャンネルでも閲覧できる。なお、ステラ・イース

トは令和5（2023）年4月から指定管理者制度を導入している。

多目的棟は、各階にミーティングルームを有するほか、DIYルーム、キッズルーム、音楽スタジオや和室などさまざまな市民ニーズに対応する施設となっている。



ふじみ野ステラ・イーストの内観



ふじみ野ステラ・ウェストの内観



産業文化センター

ホール棟は、音響が良くさまざまな演出が行え、屋外イベントに活用できるスペースなどの新たな機能を併せもつ、市の文化・芸術振興の拠点として建て替えを行い、令和7（2025）年9月にオープンした。

ふじみ野ステラ・ウェスト 令和3（2021）年3月に閉館した大井中央公民館に替わる西文化施設などの整備工事が同5（2023）年9月に終了し、文化施設と大井図書館が一体化した複合施設「ふじみ野ステラ・ウェスト」として11月にオープンした。西文化施設にはホール（806席）のほかギャラリヤやスタジオオ、ミーティングルーム、キッズルーム、和室、

キッチンスタジオ、DIYルーム、焼窯室など充実した設備が整っている。

ステラ・ウェストにもオープン当初より指定管理者制度を導入し、運営を民間委託している。

産業文化センター 東武東上線ふじみ野駅から徒歩6分の好立地に、平成5（1993）年11月、産業文化センターが開館した。産業の振興と市民文化の向上を図るため、地域連携やまちづくりに貢献することを目的とした施設である。講演会や発表会などに利用できる168席（補助席30席）の多目的ホールをはじめ、3つの会議室、高い天井とガラス壁面が特徴のギャラリヤなどを有する。産業文化センターも平成

21（2009）年度から指定管理者制度を導入している。

同センターは、主催事業として生涯学習講座を実施しており、文科系では英会話、中国語、韓国語、唱歌・童謡・楽器など、運動系ではピラティス、ヨガ、空手、太極拳など

がある。

上福岡西公民館 公民館は、地域住民の交流の場、学習の場として、講座やイベントの開催、サークル活動に利用されてきた。昭和62（19



上福岡西公民館



大井中央公民館

87）年9月に開設された上福岡西公民館は、上福岡駅から徒歩5分と利便性がよく、親子や赤ちゃん連れでの利用に便利な貸室や和室も設置されている。館内には図書室も併設されており、図書や雑誌のほかCD、DVDの貸し出しも行っている。そのほかにも、ホール（161席）、視聴覚室、ギャラリー、保育室、美術工芸室、調理室などの設備が市民生活のさまざまな用途に利用されてきた。また、市内の新田に本館分室があり、洋室と2つの和室（10畳・15畳）を備え、学習や交流の場として利用された。

一方、「ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画」に基づき、上福岡公民館は令和3（2021）年度から、大井中央公民館も同5（2023）年度から、西公民館へ事業を移管された。そして令和6（2024）年3月、「ふじみ野市立公民館条例を廃止する条例」が議会で可決され、公民館は同7（2025）年9月までに廃止となり、文化芸術活動や社会教育、生涯学習などを推進する文化施設として活用されることとなった。近年地域コミュニティの基盤となる社会教育活動が求められている中、今後の社会教育は、あらゆる場所・機会をとらえて活動が展開できるよう、「市民とともにつくる社会教育事業のあり方」等の検討を進めている。

市民の学習活動を支える図書館

「人生100年時代」「超スマート社会（Society5.0）」に向けて社会が大きな転換期を迎える中で、生涯を通じた学びや学習機会へのニーズが高まってきた。年齢を問わず誰もが生きがいを持ち充実した人生を送るために、学びの機会を確保することは市としての重要な責務であることから、生涯学習推進のため、図書館の充実を図ってきた。

ふじみ野市立図書館 現在のふじみ野市立図書館は、上福岡図書館（現在の施設は平成6年開館）、大井図書館（昭和63年開館、令和5年移転）、上福岡西公民館図書室（昭和62年設置）と地域文庫・移動図書館から構成されている。

上福岡図書館は「暮らしに役立つ図書館」として、市民や学校、行政などの課題解決を支援する情報提供に力点を置いている。また、大井図書館は「地域に根づく身近な図書館」を目標に、地域文庫やボランティアとの連携による児童サービスの充実を図ってきた。なお、平成27（2015）年10月に上福岡図書館と上福岡西公民館図書室、令和2（2020）年4月に大井図書館が指定管理者による運営に移行した。

平成28（2016）年度からは市内全13小学校に司書の学校図書館支援員を配置し、学校図書館の運営支援を行っている。



新上福岡図書館の新聞・雑誌コーナー



新大井図書館のおはなしのへや

本市は、「第三次ふじみ野市立図書館サービス計画」（令和2年3月）で、図書館のあり方を次のように位置付けており、整備・運営の理念としている。

【ミッション（使命）】市民の暮らしが豊かになるよう、「知りたい、学びたい、楽しみたい」を支えます

【ビジョン（展望）】①地域の情報拠点を目指します、②市民の学びを支える図書館を目指します、③市民とともに歩む図書館を目指します

上福岡図書館は、昭和53（1978）年6月、「上福岡市立図書館設置条例」に基づき、上野

台団地83号棟1階に設置された。平成6（1994）年9月には現在地に移転開館したが、設備の老朽化等に伴い、令和5（2023）年11月から改修工事を行い同7（2025）年2月にリニューアルオープンした。

新装となった図書館は、自動貸出機や予約棚など新しい機器の導入、分かりやすい書架配置、ウッドデッキを増設したくろぎコーナーの充実など、親しみやすく利用しやすい図書館に生まれ変わった。

大井図書館は、昭和51（1976）年5月、

亀居分館内に設置され、同55（1980）年7月に中央公民館内に移転、同63（1988）年

7月に大井中央2丁目に郷土資料館と併設して開館した。令和5（2023）年11月、「ふじみ野ステラ・ウェスト」内に移転開館し、資料の貸し出し、読書相談や調べ事相談のほか、おはなし会、映画会などの事業を行っている。

移転後の大井図書館は、1階から4階まで資料の種類別に分かれ

ており、各階には自動貸出機を設置している。1階には図書館カウンター（図書館総合案内）、予約本受取コーナーと雑誌、2階には一般書（文庫・小説）、3階にはこどもカウンター、おはなしのへや、こどものほん、読み聞かせ本とティーン、4階にはしらべものカウンター、一般書（文庫・小説以外）、視聴覚ブース、参考図書、郷土資料と新聞という構成となっている。

以前は8つ存在していた地域文庫は、4文庫となり、旧大井中央公民館の分館に設けられ、江川文庫（江川分館）・こぼと文庫（鶴ヶ岡分館）・たけのこ文庫（緑ヶ丘分館）・つつじ文庫（大井分館）がボランティアにより運営されている（令和5年4月の大井中央公民館廃止により各分館は会館となった）。また、移動図書館「ともしび号」は、主に図書館から遠い地域の小学校6校にボランティアと図書館職員が専用車両で巡回して図書資料の貸し出しサービスを行ってきたが、令和5（2023）年度から、新しくなった移動図書館車で小学校全13校に巡回を拡大した。

令和6（2024）年度末の蔵書点数は上福岡図書館約33万9000冊、大井図書館約16万6000冊、上福岡西公民館図書室約3万6000冊、移動図書館約7000冊、地域文庫約1万1000冊、ほかにCD・DVDなどの視聴覚資料約1万8000点の合計約57万700

0点を数える。

■ 生きがい学習の啓発活動

生きがい学習とは、自己実現や個々の生活を彩るための学習、教育活動を通して得た知識や技術などを、地域社会の充実や課題解決に活かすための学習をいう。本市では、市民のニーズに応じた学習メニューを充実させ、学びへの意欲や学習活動の支援を行っている。

生きがい学習ガイドブック 本市は、平成30（2018）年に『生きがい学習ガイドブック』を作成した。本書には学習機会の充実に役立てるため、市が主催する「講座・教室・催し物」や市内で活動している「団体・サークル・ボランティア」、さらには公共施設の情報なども掲載している。市役所本庁舎、支所・出張所のほか文化施設などの公共施設で配布している。

生きがい学習推進事業の充実 本市は、地域の指導者・支援者を「生きがい学習ボランティア



『ふじみ野市生きがい学習ガイドブック2024』



市民大学ふじみ野の学び合い講座

ア」として登録し、学習したい人へ橋渡しをする制度や、市の仕事や疑問点などを市の職員が出向いて説明する「生きがい学習まちづくり出前講座」を実施している。また、市が主催するイベントや講座などで、保育サービスを行う「保育ボランティア」の活動も実施している。

市民大学ふじみ野 市民大学は、地域の問題解決に向けたニーズに対応した学びを実施し、そこで身に付けた知識・技能・経験などを活かしてもらうことで、生きがい学習によるひとつくり・まちづくりの実現を図る取り組みである。

「市民の学び 地域の学び 知の好循環」を基本理念に、市民による市民のための学びの場

を提供している。これによって市民と地域、市民大学ふじみ野が連携を図り、地域課題の解決に向けた提案や実践する人材の育成を目指している。

市民大学ふじみ野は、平成28（2016）年10月に開校し翌月から講座が始まった。地域課題の解決に資する活動を行っている特定非営利活動法人ふじみ野みらいに運営を委託している。

講座は、専門性の高い講座から人気の講座までを実施する「レギュラー講座」、市民が市民に対して教え学ぶ双方向の学びの枠組みである「学び合い講座」、会場を講義室外に移し、市民大学ふじみ野の周知を図る「特別公開講座」で構成されている。講義内容は、「教養」、「歴史」、「文芸」など多岐にわたり、公開講座として、文京学院大学教授や市内の病院・企業に勤める専門家による講義も行われている。

第4節 スポーツを通じたまちづくり

普及振興と育成事業

本市は、市民が生涯を通して気軽にスポーツに親しみ、健康づくりに取り組むことができる機会の充実や環境整備を進めるとともに、スポーツを通じた地域の交流、コミュニティづくりを推進している。

ふじみ野市スポーツ協会

本市におけるスポーツ・レクリエーションの普及振興とスポーツ団体の育成を図り、市民の健康増進と体力向上の推進に寄与することを目的として、平成18（2006）年4月、「ふじみ野市体育協会」が設立された。その後、令和3（2021）年4月に「ふじみ野市スポーツ協会」と改名された。活動方針としては、①スポーツをする環境の整備、②主体事業の充実、③普及活動による会員拡大支援、④組織体制の連携・強化、⑤スポーツ・レクリエーションの指導者育成、⑥広報活動（広報誌・ホームページ等）の充実を掲げている。

協会の主な事業は、主催事業である「チャレンジ教室、ヘルスウォーク」実施のほか、市からの委託事業として「市民スポーツ大会」、市との共催事業として「ふじみ野市ロードレース

大会」、「入間東部地区駅伝競走大会」、そのほか各種スポーツ教室などを実施している。

平成19（2007）年度には協会のシンボルマークが決定し、同23（2011）年度からは市教育委員会主催の「ふじみ野市スポーツフェスティバル」から「生涯スポーツフェア」と名称変更し、体育協会と教育委員会との共催となった。なお、現在は、スポーツ協会主催で「チャレンジ教室」として実施されている。

平成25（2013）年度からは「市民体育大会」も「市民スポーツ大会」となり、同27（2015）年度からは、市、市歯科医師会と協会の三者が主催する「元氣・健康フェア」が開催されている。令和3（2021）年には事務局がふれあいプラザかみふくおか2階から上野台体育館事務所へ移転し、現在は第3庁舎2階に事務所を設置している。

設立年（平成18年）の加盟団体数は26団体で、平成24・26（2012・2014）年度の28団体を最多として、令和6（2024）年度は以下の23団体となっている。

○加盟団体

朝野球連盟／インディアカ連盟／弓道連盟／
グラウンド・ゴルフ連盟／剣道連盟／サッカー

協会／柔道連盟／少年野球連盟／NPO新体操連盟／水泳連盟／スキー連盟／ソフトテニス連盟／ソフトボール協会／卓球連盟／テニス協会／バスケットボール協会／バレーボール連盟／吹矢協会／ふじみ野リトルシニア野球協会／武術太極拳連盟／野球連盟／陸上競技連盟／レクダンス連盟

連携団体として、子どもが主体となりスポーツ活動を行う「ふじみ野市スポーツ少年団」が平成18（2006）年4月に設立され、青少年の健全育成を目的に活動をしている。令和6（2024）年度の加盟団体数は、3種目9団体となっている。

ふじみ野市エクストリームスポーツ協会

令和4（2022）年4月に発足したエクストリームスポーツ協会は、エクストリームスポーツ（速さや高さ、危険さ、華麗さなど、アクロバティックで過激な要素をもつスポーツの総称）を通じて健全な精神と体力の維持向上を図り、地域社会の発展に寄与することを目的としている。スケートボードや自転車競技の一種であるBMX競技などの普及を進めており、ふじみ野市運動公園拡張部の調整池をスケートパークとして活動している。

主な事業内容としては、①会員相互の鍛錬とエクストリームスポーツに関する研究、②各種エクストリームスポーツの普及および練習会の開催、③会員相互の親善交流がある。

総合型地域スポーツクラブ 総合型地域スポーツクラブとは、多世代、多様目、多レベル（志向）の3つの多様性をもつスポーツクラブのことで、スポーツが文化として地域に根付いているヨーロッパなどでは、この形態のクラブが主流となっている。

日本においても平成7（1995）年度から育成が始められ、スポーツ基本法やスポーツ振興基本計画により推進されている。令和5（2023）年7月には創設準備中のものを含め3551クラブが育成され、それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしている。本市でも、より多くの世代がスポーツに親しむ環境を整えることを目的として、平成21（2009）年3月に「ふじみ野ふあいぶるクラブ」が設立された。市や県のスポーツ振興関連部署やスポーツ協会（体育協会）と連携し、学校・地域内のスポーツ関係者との関係づくりを広げながら、地域におけるスポーツ活動（普及・育成）モデルになるよう活動している。



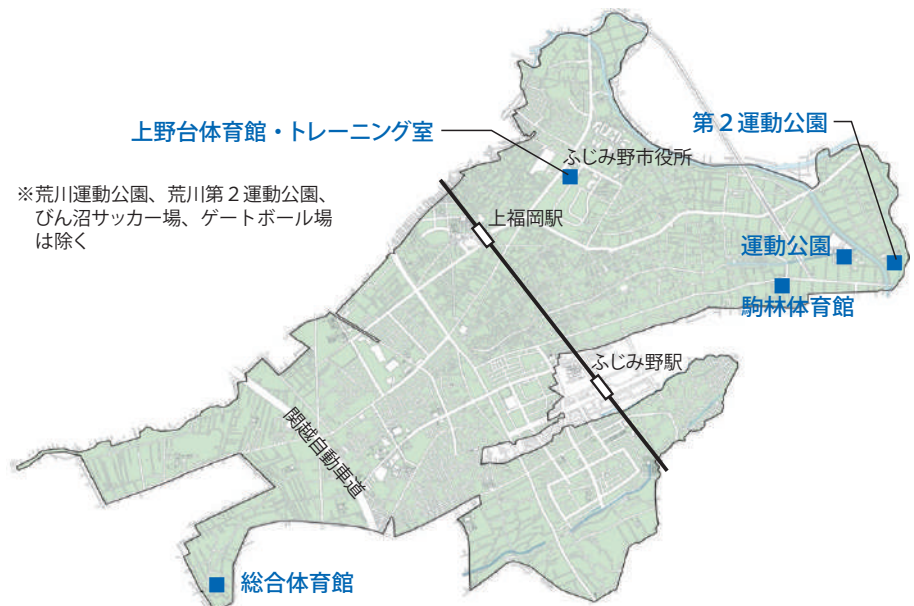
ふじみ野ふあいぶるクラブ

また、同クラブでは、さまざまなスポーツ体験や交流ができるイベントを年4回ほど開催（市委託事業含む）するほか、7つのスポーツ種目と文科系科目（コース）で定期活動を実施している。定期会員数は約500人で、年間延べ約1万5000人が参加した（令和6年）。

■ 施設の整備状況

本市は、平成27（2015）年1月の「元気・健康都市宣言」を契機として、心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するための拠点となるスポーツ施設の整備やその有効

図2-1 スポーツ施設及び運動公園等



活用、利便性の向上などの環境整備を図っている。

運動公園、第2運動公園、荒川運動公園、荒川第2運動公園およびびん沼サッカー場は、平成24（2012）年度から指定管理者による運営を行っている。

また、平成30（2018）年4月には、「ふ



ふじみ野市立スポーツセンター

じみ野市立スポーツセンター条例」を施行した。それまで個別に制定されていた各スポーツ施設の条例を一本化したもので、利用上の取扱いの統一を図り、利便性の向上に努めた。

市内および近隣市の主なスポーツ施設としては、以下のようなスポーツ施設や体育館、運動場などが市民のスポーツの拠点として利用されている。

ふじみ野市立スポーツセンター 総合体育館、多目的グラウンド、弓道場、テニスコート、そして、上野台体育館、駒林体育館からなる。

総合体育館は、昭和56（1981）年4月に供用を開始した。アリーナ、多目的室、柔剣道場、会議室、幼児室、ジョギングスペース、

ウォームアップスペースなどからなる。

平成27（2015）年から29（2017）年にかけて大規模改修工事を行い、施設のバリアフリー化をはじめ、ウォームアップスペース、照明のLED化、武道館、ロビーおよび会議室への空調設備の設置など、より安全で快適に利用できるようになった。同年10月にオープンングセレモニーが行われ、「ふじみ野市立大井総合体育館」から「ふじみ野市立総合体育館」に名称が変わり、公募の結果「ふじみんアリーナ おひめ」が愛称となった。

アリーナはバスケットボール・バレーボールコート2面、バドミントンコートは6面取れる広さがあり、別棟には柔剣道場や空調使用可能な多目的室もある。アリーナ2階にはジョギングスペース、会議室などがある。

少年野球・ソフトボールや少年サッカー・フットサルが行える人工芝グラウンドの多目的グラウンド（旧大井清掃センター跡地）は、本市として初めてスポーツ振興くじ助成金を活用して整備され、平成27（2015）年4月にオープンした。

近的と遠的を併設しアー

チェリーも行える弓道場は、運動公園（旧上福岡市）と総合体育館（旧大井町）にあった施設を統合して、プール跡地に新設された。なお、クレイコートから砂入り人工芝のオムニコートになったテニスコート4面は、弓道場とともに、平成30（2018）年11月にリニューアルオープンした。

上野台体育館は、旧上福岡市立第4小学校と統合し廃校となった第2小学校の体育館を活用して、平成15（2003）年4月にオープンした。アリーナとトレーニング室（平成30年4月供用開始）からなる。

駒林体育館は、昭和56（1981）年9月にオープンした。市立さぎの森小学校体育館の上に複合整備したもので、アリーナ、ミーティングルーム、幼児室からなる。熱中症対策の一環として、令和7（2025）年3月には駒林体育館に、同年5月には上野台体育館に空調設備が設置された。

ふじみ野市運動公園 ふじみ野市運動公園は、新河岸川沿いに整備された運動公園で、昭和54（1979）年4月に野球場の供用を開始した。軟式に対応する野球場1面をメインの設備として、プール（平成17年に老朽化により休止）、クレイのテニスコート4面、弓道場、広場からなっていた。

平成28（2016）年からの改修により、プー

ル・クレイのコート・弓道場を解体して、人工芝のフットサルコート2面、砂入り人工芝のテニスコート6面(平成30年3月リニューアルオープン)を整備した。そのほかテニスネットとサッカーゴールのラインが引かれた壁打ち練習ボードやバスケットボールの3×3コート2面もあり、これらは予約不要で無料で利用できる。令和2(2020)年11月には拡張部(約3500㎡)に子ども広場がオープンした。なお、川を挟んで「ふじみ野市第2運動公園」が近接している。

ふじみ野市第2運動公園 第2運動公園は、平成25(2013)年3月に閉校した県立福岡高校の施設を同28(2016)年12月に市が買い取り、整備したものである。閉校後の一時期は県の管理により市民に開放されていた。

同校の体育館と武道館は平成30(2018)年4月にリニューアルオープンした。体育館は公募による「ふじみアリーナ ひこぼし」という愛称をもつ。解体した校舎跡地とグラウンドを一体整備して、リニューアル後はアリーナ、卓球場、柔道場、剣道場、多目的球場を備える運動公園となった。

荒川運動公園(富士見市) 昭和58(1983)年に供用開始、野球場3面、サッカー場1面がある。

荒川第2運動公園(さいたま市) 平成12(2

000)年5月に供用開始、野球場2面がある。
びん沼サッカー場(さいたま市) 平成14(2002)年10月に供用開始、サッカー場1面がある。

学校体育施設の開放 本市では、平成21(2009)年10月からスポーツの普及と活動の場の確保を図るため、教育活動に支障のない範囲で学校の体育施設を市民に開放している。利用者は、市内在住・在勤もしくは在学し、スポーツ活動を目的とする10人以上の構成員(在住・在勤者が70%以上)を有する営利を目的としない団体で、事前に登録した団体としている。

市立の全小中学校(小学校13校・中学校6校)が対象で、小学校では体育館およびグラウンド、中学校では体育館、武道場、グラウンドおよびテニスコートを開放している。

■ 成果発表の機会

市民は、日頃の運動や競技の成果を競い合う中で、技術の向上や心身の成長を確かめ合うことができる。また、新しい関係を築き、世代間の交流を深めていく上でも、恒例となる大会開催や定期的な成果発表の場は大切な舞台となっている。本市では、こうした機会をとらえ、協働のまちづくりを進める場としてもスポーツ大会やスポーツ競技の開催を推進している。

ふじみ野市市民スポーツ大会 第1回ふじみ

野市市民体育大会は、平成17(2005)年8月から翌年にかけて行われた旧上福岡市の第34回市民体育大会を引き継ぐかたちで、同18(2006)年8月から開催された。8月下旬のソフトボール大会を皮切りに翌年2月のスキー大会まで、24種目の競技(種目は、野球、ソフトテニス、テニス、長距離走、卓球、柔道、バレーボール、剣道、スキー、バドミントン、ソフトボール、弓道、サッカー、バスケットボール、太極拳など)が行われた。

市民体育大会は、スポーツの日常化を図ることで、生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の振興に寄与し、市民の健康増進と体力の向上を目的として開催している。この大会は、ふじみ野市、市教育委員会、市体育協会主催としてスタートしたが、平成25(2013)年の第8回大会から市と市体育協会主催となった。各競技種目の開催については、市がスポーツ協会に委託して実施している。

同時に第8回大会から、「ふじみ野市市民スポーツ大会」と名称変更した。平成27(2015)年の第10回大会は、「ふじみ野市誕生10周年記念事業」と冠して大会を実施、総合開会式や各競技開催時には誕生10周年を積極的にPRするものとした。

令和2(2020)年の第15回大会は、新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、規

模を縮小（5競技と2教室）した代替事業を計画していたが、緊急事態宣言の発出などにより中止となった。

市民スポーツフェスティバル 「市民スポーツフェスティバル」は、市が町会や自治会、町内会などで組織された実行委員会に委託して、地域住民がスポーツを楽しみ、健康増進やコミュニティとしての親睦を深めることを目的としている。

合併した平成17（2005）年の10月に東地域、西地域でそれぞれ開催した。東地区では1か所で、西地区では学校区ごとに分かれて毎年実施している。東地区では平成11（1999）



ふじみ野市市民スポーツ大会

年から、西地区では「町民体育祭」として開催されていたものである。

平成18（2006）年はブル事故の関係で、令和2・3（2020・2021）年は新型コロナウイルス感染症まん延の影響を考慮し中止となったが、同6（2024）年はパリ2024オリンピック競技大会の開催に合わせて、史上初の東西地域合同による「オールふじみ野市民スポーツフェスティバル」が開催された。

ふじみ野市ロードレース大会 スポーツの振興と市民の健康づくりの一環として、誰でも気軽に参加できる大会として始まった。小学生からシニアまで幅広い年齢層が一堂に会するほか、親子でも参加できるコミュニティ・スポーツのイベントとして親しまれている。

本市誕生翌年の平成18（2006）年1月15日に上福岡新春ロードレース大会、22日に大井新春ロードレース大会が開催された。前者が市役所通用門付近スタート、中央児童館前ゴール、後者が東原小学校スタート・ゴールの学校周辺をコースに設定した。種目は、親子の部（子どもは小学校1～3年生）、小学生女子・男子の部（4～6年）、中学生女子・男子の部、一般女子・男子の部、壮年男子の部であった。

平成19（2007）年の第2回大会から統一大会として開催され、旧上福岡コースで行われた。その後、上野台公園の折り返しコース、市



ふじみ野市ロードレース大会

役所周辺特設コースへと変わり、令和4（2022）年の第18回大会から第2運動公園および周辺特設コースで行われている。

第11回大会（平成27年度）からはネーミングライツ（命名権）を導入し、大会名、ゼッケン、ポスターなど掲示物への団体名の表示を募集した。第16・17回大会は新型コロナウイルス感染症のまん延により中止となったが、第18回大会（令和4年度）を3年ぶりに実施、この年から12月開催となった。

入間東部地区駅伝競走大会 市域を超えた広域のスポーツイベントとして「入間東部地区

駅伝競走大会」が親しまれている。富士見市・ふじみ野市・三芳町2市1町の交流とスポーツ振興、健康体力づくりを目的として、昭和44（1969）年から半世紀以上続く歴史のある大会である。

3市町に在住、在勤または在学する中学生以上（一般の部中学生以上の者で構成されるチームの2区のみ小学6年生可）が参加し、主に2月中旬に開催されている。2市1町をめぐるコースだったが、交通事故の危険性を考慮して、平成30（2018）年から交通量の少ない地域を周回するコースに変更になった。

例年50組以上が参加するが、第47回大会（平成28年）には過去最高の111組の参加があった。第49回大会（平成30年）からはネーミングライツによる冠大会となっている。第52・53回は新型コロナウイルス感染症のまん延により中止となった。

令和6（2024）年の第55回大会では出場93チームが一般・壮年・女子の3部門に分かれ、18・9kmのコースを5人1組でタスキをつないだ。



入間東部地区駅伝競走大会



ふじみ野市スポーツ協会前会長
風間 清武さん

昭和41（1966）年、ふじみ野市（旧上福岡市）に生まれる。武蔵越生高校の陸上部で活躍。川越市内で自動車整備会社を経営。平成25（2013）年、陸上競技連盟からふじみ野市スポーツ協会理事となり、平成29・30（2017・2018）年に副理事長、令和元（2019）年副会長、同2（2020）年から7（2025）年5月まで会長を務める。

●時代とともに体育協会からスポーツ協会へ

体育協会ができたのが昭和35（1960）年、福岡村の時代です。続いて3年後の38（1963）年には大井村に体育協会ができました。

合併後の平成18（2006）年に、ふじみ野市体育協会が設立されて、その後、令和3（2021）年から「ふじみ野市スポーツ協会」という名称に変更しました。「体育」とは教育の延長、「スポーツ」は自分からすすんで楽しむもの、そういった意味合いから、これからはスポーツの時代では

ないかということを変更しました。

しかし、私が会長に就任してからすぐ、コロナ禍に見舞われました。大会や練習での会場使用を全部止めなくてはならず、施設利用者からは、どうにかしてくれないかという問い合わせが毎日のようにありましたね。いくら体を鍛えていても、目に見えない病原体には、ぐうの音も出ませんでした。

●名実ともに一つになったスポーツ大会

市から委託されている一番大きな行事は「市民スポーツ大会」です。「市民体育大会」の名称で始まりましたが、第8回から市民スポーツ大会と名称が変わり、10回大会は新市誕生10周年記念として大々的に催されました。

そのほか、ふじみ野市では「市民スポーツフェスティバル」を開催しており、以前は自治組織ごとに西と東で分かれていました。これを4年ごとのオリンピックイヤーと一緒にやろうじゃないかということと、今年ようやく実現しました。また、協会では11月に開催している「チャレンジ教室」があります。これは新しい競技へのチャレンジ体験ができます。

「ヘルスウォーク」は、春秋の気候の良いシーズンに10kmぐらいを目標として歩くことで、市民の健康づくりのきっかけにもなっていますね。平成27（2015）年度からは、市と歯科医師会、当協会の三者が主催する「元氣・健康フェア」が始まりました。現在は市と歯科医師会、市と当協会とで主催を分けて実施していますが、当協会主

催のイベントは、健康づくりや体力づくりを目的としたスポーツイベントとして6月に開催しています。グラウンドゴルフなどは高齢者が中心ですが、子どもたちにもすごく人気があります。

3年前に改称した「ロードレース大会」の歴史は結構長く、本市誕生の翌年からは上福岡と大井で別々に開かれていたものを統一大会にしました。また、以前は本市と富士見市、三芳町の3市町を走る大会だった「入間東部地区駅伝競走大会」も、回を重ねて令和6（2024）年度は56回大会となります。広報部会で年1回発行する広報紙「スポーツライフ ふじみ野」を見て、加盟団体に入ってくる人たちもいらつしやいます。

●これから広げたいスポーツシーン

スポーツ協会のほかに、スポーツ関係団体として「エクストリームスポーツ協会」というスケートボードやBMXなどいわゆるB3スポーツ（*）を推進する団体や、「ふあいぶるクラブ」という総合型地域スポーツクラブがあります。これからはそれぞれの団体が協力し合いながら盛り上げていきたいと思っています。

そして、ふじみ野市の事業として「まぜこぜ運動会」という、障がいの有無や国籍を問わず誰でも遊びながら運動しようという試みが行われています。スポーツの面からも、子育てするならふじみ野市^①となったらいいなと思っています。

*BMX・board（スケートボード）・blade（インラインスケート）の3種類の総称。

第3章

切れ目のない 育ちへの支援

わが国の少子化は、世界に類をみないほど急速に進んでおり、こうした状況が社会生活や将来の経済基盤に及ぼす影響が強く認識されるようになった。国では、少子化の進行や女性の社会進出などの動向に対応した少子化対策を推進してきた。平成6（1994）年に「エンゼルプラン」を策定、同11（1999）年には「少子化対策推進基本方針」に基づく「新エンゼルプラン」が策定されたが生率低下に歯止めがかからず、同16（2004）年には「少子化社会対策大綱」および「子ども・子育て応援プラン」を策定した。その後も、女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けている。

人口の増加と子育て世帯の転入が続いてきた本市では、平成27（2015）年に社会全体で子育てを支援する「子ども・子育て支援事業計画」、同30（2018）年に切れ目のない支援策として「子どもの未来応援プラン」を策定した。令和4（2022）年には子どもの権利を守り、体力向上を図ることで、子ども

の豊かな成長を育む「ふじみ野市こどもの未来を育む条例」を制定、切れ目のない子育て支援の拡充が子育て世代に支持されるまちづくりを進めている。

また、教育現場においても、幼保一元化や小中一貫教育など、子どもの育ちと学びを取り巻く環境は大きく変わってきた。わが国の教育が直面している課題として、いじめ・不登校の児童・生徒への対応、特別支援教育の充実、外国人児童・生徒への対応、子どもの学力低下への対策や家庭の貧困による教育格差などが挙げられている。

本市では、ふじみ野市総合振興計画に掲げる「夢のある心豊かな学びのまちづくり」の実現に向けて、平成28（2016）年策定の「ふじみ野市教育振興基本計画」において、あったかな絆で育む「共育」を目指した。令和2（2020）年策定の第2期基本計画では、生涯にわたって能動的に学び続けることができる児童・生徒の育成という点が加えられ、同7（2025）年度からの第3期基本計画では、子どもを真ん中に置き、社会全体のウェルビーイングの実現に向けた施策に取り組んでいる。

第1節 安心して産み育てられるまち

■ 妊産婦・乳幼児への支援の充実

本市は、この地で子どもを産み育てたいと思う人へ、子どもを産むまでの支援と、産後の健康やかな成長を促進するための支援の充実を図ってきた。誰もが出産に希望や期待を抱いて臨むための取り組みとして、妊娠時からの相談体制や育児サポートを充実させ、住み続けたいまち、子どもを産み育てたいまちとして保育環境の整備を行っている。

こども家庭センター 平成28（2016）年の児童福祉法等の改正により、市区町村は「子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めることとされ、本市では同31（2019）年4月から子育て支援課こども福祉係に子ども家庭総合支援拠点の機能を整備し、胎児期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な相談支援に取り組んだ。

また、平成29（2017）年の母子保健法の改正により、「子育て世代包括支援センター」の設置が努力義務とされ、同年、本市では妊娠期

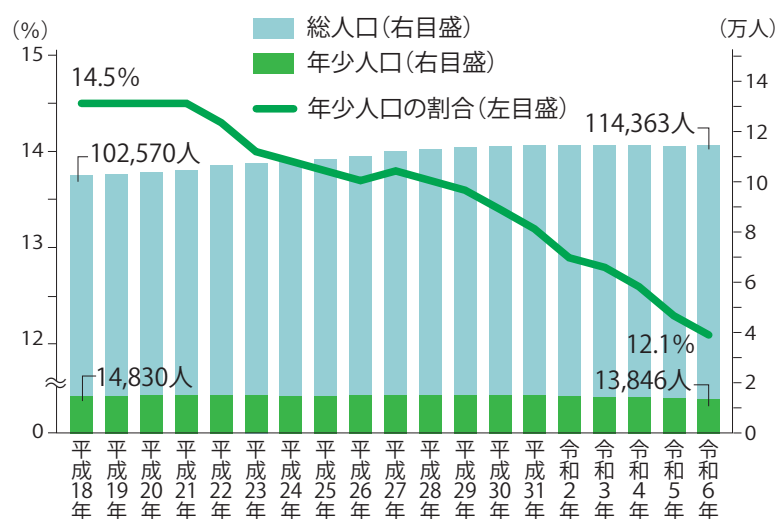


子育て支援センター相談風景

から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターを保健センター地域健康支援係に整備した。保健センター地域健康支援係の母子保健事業を活用し、また、上野台子育て支援センター、大井子育て支援センターとも相互に連携し、子育て世代包括支援センターの機能を果たした。令和元（2019）年度には、出産後の支援強化として、赤ちゃん学級や産後ケア事業等の新たな事業を開始した。その後、令和4（2022）年の児童福祉法等の改正により、

「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施する「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。本市

図3-1 人口の推移と年少人口の推移



資料：人口調査表

では令和6（2024）年4月に組織改正し、子育て支援課こども福祉係をこども家庭センターとし、保健センターの地域健康支援係に併任辞令を交付し、母子保健機能および児童福祉機能の一体的な運営を行う体制を整備した。さらに令和7（2025）年4月から保健セ

ンター地域健康支援係をこども家庭センター母子保健係へと組織改正し、こども家庭センターは母子保健を担う母子保健係と児童福祉を担うこども相談係の2係体制となり、さらなる連携強化に努めながら、相談支援を行っている。

出産・子育て応援給付金事業 核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくなく、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境整備が喫緊の課題であった。そこで、本市では、全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援（保健師・助産師による面談）と経済的支援（給付金）を一体とした事業を令和5（2023）年4月から実施している。対象者には、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用時の費用負担の軽減を図るため、出産・子育て応援給付金を支給している。

支給にあたっては、妊娠届出時や出産後の乳児家庭全戸訪問時などにアンケートをもとに面談を行い、対象者のニーズに即した必要な支援につなぐことで、妊娠期から子育て期までの伴走型の相談支援を一体的に実施している。出産応援給付金は妊娠1回あたり5万円、子育て応援給付金は子ども1人あたり5万円が支給される。令和4（2022）年4月1日以降に妊娠届出をした人と出生した子の養育者で、他市区

町村で同様の給付を受けていない人が対象である。

妊産婦・乳幼児訪問事業 本市では、新生児訪問・妊産婦訪問指導として取り組んできたが、平成22（2010）年度からは虐待予防を踏まえて、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業を開始した。

これは生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問するものである。本市においては、保健師・助産師等の専門職が実施しており、赤ちゃんの体重測定、育児・授乳相談、健診や予防接種の案内、地域子育て情報などの提供を行っている。

そのほか、乳幼児健診の実施に伴う未受診者訪問、心身のフォローを必要とする母子訪問を実施している。

母子健康教育・相談事業 核家族化が進み、身近に助言者や援助者のいない環境に置かれている妊婦も多くなっている。本市は、妊娠・出産・育児に関して不安を抱く妊婦に対して、適切な情報提供と支援を目的に母子健康教育・相談事業を実施している。妊娠期から出産・育児期の各時期に応じた健康や育児、発育発達などに関する教育・相談・訪問などを行っている。

教育事業のパパママセミナーは平成17（2005）年度以前から実施しており、沐浴実習のほか、保健師・助産師・管理栄養士などの専門

家による、妊娠・出産・産後の心と体、栄養、歯科などについての講話を2日間の日程で行っている。

乳幼児健康診査事業 乳幼児健康診査（乳幼児健診）は、母子保健法により市町村において「1歳6か月児」および「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。疾病または異常の早期発見に努め、適切な保健指導を行うことはもとより、虐待予防や育児不安など養育上の問題を早期発見する機会として、また、子どもの心の健全な発達の促進と保護者の育児負担の軽減の場として重視されている。

健診の受診時期は1歳6か月児（身体測定、内科診察、歯科健診や歯みがきの話、育児相談など）、3歳児（身体測定、内科診察、歯科健診や歯みがき・食事の話、尿検査、視機能（屈折・眼位）検査、育児・発達などの相談）のほか、本市では4か月児健康診査、10か月児相談も実施している。費用は全て公費負担（無料）で、4か月児健康診査では身体測定、内科診察のほか、離乳食についての話や育児相談などを行っている。10か月児相談では身体測定や発達確認、離乳食や歯の話、発育・発達・育児相談などのほか、ブックスタート事業（絵本のプレゼント）がある。

赤ちゃんの駅 「赤ちゃんの駅」は、外出時のおむつ替えや授乳などに利用できる施設とし



移動式赤ちゃんの駅

て、埼玉県が多様な事業者などの協力を得て行っている事業である。本市では平成22（2010）年から、この取り組みを始めた。これにより、乳幼児をもつ子育て家族が安心して外出できる環境づくりを推進している。利用可能施設は、埼玉県内のスーパーマーケット、デパートや病院など、来訪者を特に限定しない民間施設と公共施設などで、県のホームページで確認できる。本市内では42か所に設置されている（令和7年3月現在）。

本市ではまた、「移動式赤ちゃんの駅貸出事業」として、市内で開催されるイベントで、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うスペースとして、移動式赤ちゃんの駅を貸し出している。

質の高い安全な保育の提供

本市では、多様化する保育需要に対応した保

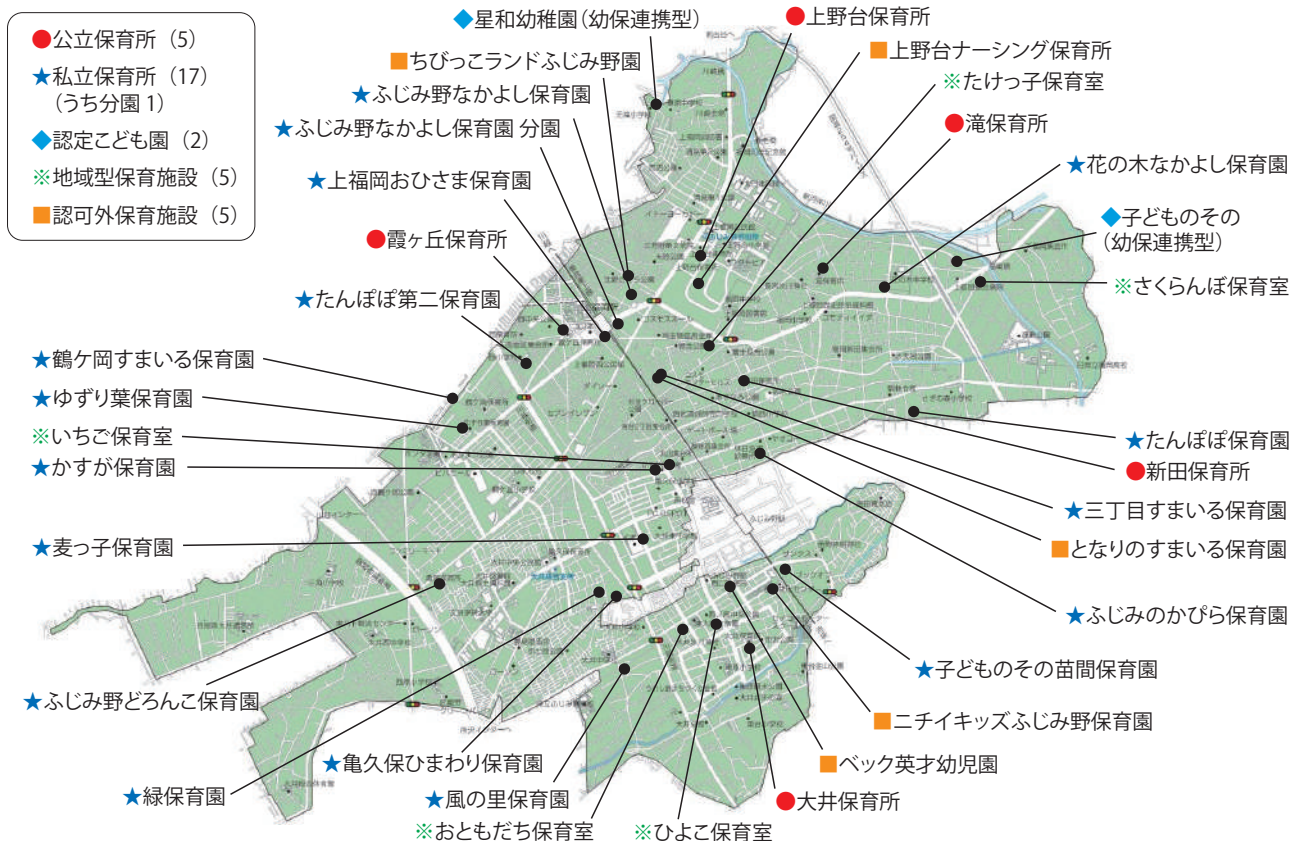
育環境の整備を進めてきた。そのために保育基盤の確保・充実、保育所・認定こども園などの民間事業者の誘致による待機児童の解消や、民間事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの運営を促進し、多様な保育の場の提供を行っている。

認可保育施設の誘致

公立の保育所施設の耐震化の問題（後述）や新築の公立保育所の建設や運営に対する国からの補助が打ち切られたことから、平成26（2014）年度から民間の認可保育施設の誘致を進めることで、待機児童の解消や子育て支援のより一層の充実を図って行く方向へと舵を切った。

認可保育施設は、自

図3-2 ふじみ野市内の保育所





保育所で元気に遊ぶ子どもたち

治体の認可を受けた上で国や県の補助金・保育料などによって運営されている。本市からも、事務費（人件費と管理費）や事業費（一般生活費）が委託費として支給されるほか、施設用地費補助金などが支給されている。小規模保育施設は原則0～2歳児を対象に定員6～19人と少人数で運営される施設で、定員5人以下の家庭的保育と定員20人以上の従来の認可保育施設の中間に位置する。

本市では子育て世代に優しいまちを目指す各種の政策などにより、子育て世代を中心に転入超過が続いていた。合併時の認可保育施設は公立が9施設、私立が6施設で、平成26（2014）年には公立が9施設、私立が7施設の合計16施設、定員数は公立が890人、私立が710人の合計1600人に対し入園児数が1638人と、定員を上回る弾力的な運営がなされ、

保育所の新設や定員を上回る入所者受入に対応していた。その後、令和元（2019）年には施設数22、定員2308人に対し、在園児童数2169人となった。令和4（2022）年には市内の認可保育施設は公立5施設、私立16施設、認定こども園2施設、小規模保育施設4施設、事業所内保育施設1施設の合計28施設となり、現在に至っている。

待機児童の推移をみると、平成29（2017）年の24人をピークに減少傾向で推移し、令和6（2024）年4月には2人となった。

認可保育所公私合同会議の開催

本市では、情報を共有することで子どもへの健やかな育ちを支える保育の質の向上を目指し、平成27（2015）年7月から公立保育所と民間保育所の公私合同会議を実施している。また、認可外施設の職員も参加できる公私合同研修会も実施しており、対象となる施設は、私立保育施設16施設、認定こども園（保育部）2施設、地域型保育施設5施設、公立保育施設5施設、認可外保育施設5施設の計33施設となっている（令和6年度）。

耐震補強など安心安全な保育の提供

平成23（2011）年度、特定建築物である滝保育所の耐震診断を実施したところ、耐震性不足と診断された。また、平成25（2013）年度に特定建築物以外で旧耐震基準の保育所6か所について耐震診断を実施した結果、全ての保育所が

耐震基準を満たしていないことが報告された。

西保育所と亀居保育所は既存部材が脆弱であり、補強した場合に保育所としての使用が困難になる可能性が指摘された。また、亀居保育所は借家であるため、市では工事ができない状況にあった。平成27（2015）年4月に認可保育所3施設が新設され、これらを代替保育所とすることで地域保育を継続して実施することが可能であることから、この2施設は同年3月をもって廃止となった。

一方、鶴ヶ岡保育所と亀久保保育所も、借家であるため市費での耐震補強工事が実施できず、家主も実施できないとしていることから、天井の落下防止などの緊急工事にとどめ、0歳児の受入停止や保育士の加配を実施した上で平成28（2016）年3月に廃止となった。

当時、国の三位一体改革により、公立保育所の建設および運営費については国からの補助が打ち切られたこともあり、100人規模の認可保育所で試算すると、建設した場合に公立で約2億5000万円、民間で約5000万円、年間の運営費で公立は約1億3000万円、民間は約4000万円の市費の持ち出しが必要という結果となった。そのため本市では、公立保育所の新設や建て替えではなく、民間の認可保育所の誘致を中心に整備を進め、民間保育所誘致による財政的効果を活用し、待機児童対策や各

種の子育て支援政策を推し進めることとした。

保育士確保支援 近年、首都圏を中心に保育士不足が深刻な状況となっている。その改善策として本市では、保育士の処遇改善のための保育士給与調整事業補助金を支給している。

保育の充実には、人材の育成を図りながら、保育ニーズを的確に捉えた保育園の健全運営の支援と質の高い保育の維持向上が不可欠である。人材の育成には、小学校との連携や専門的支援や研修などの充実、さらに適切な人材配置に努める必要がある。

しかし、保育士の確保に課題があることから、本市では、ハローワーク川越との合同保育士就職面接会を開催したり、近隣の大学や専門学校にチラシを送付したりして保育士の確保を支援している。

このほか、保育士確保に関する本市独自の取り組みとして、認可保育所に対する土地賃借料の助成を行っている。これは認可保育所の経営状態を安定させるために最も効果的な支援であり、この継続で生まれた財源を保育士確保などに充てることができる。

■ 切れ目のない子育て支援の拡充

本市の人口は合併後の平成17（2005）年10月から令和6（2024）年3月までに1万人以上増加した。しかし、これは市域全体一律

ではなく、地域によって増減にかなりの差があった。本市の将来人口は、令和12（2030）年には11万7900人と総人口数がピークとなり、その後は減少に転じていくと推測されている。それに応じて年少人口（0～14歳）も、令和7（2025）年の1万5633人をピークに減少傾向となる見通しとなっている。

本市では、これまで充実させてきた子育て支援に引き続き、若い世代が子どもを安心して産み育てることができる、選ばれるまちづくりを進めている。こうしたまちづくりの中で、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、保育サービスの充実を通じて出産や育児にかかる保護者の負担を軽減し、男女ともに子育てしやすい環境を整備している。

子育てふれあい広場

生後6か月以上から小学校入学前の子どもがいる家庭を対象に、子育てに関する拠点として「子育てふれあい広場」を開設し、交流の場や情報の提供、相談業務などを行っている。利用は無料であるが、有料で乳幼児（生後6か月以上）の一

時預かりも行っている。

当広場は平成18（2006）年9月、ふじみ野市サービスセンター1階（上福岡駅西口コネ上福岡）にオープンし、当初から指定管理者による運営が行われている。

およこふれあい広場「つどいの広場」では、0歳から小学校入学前までの子どもが保護者と一緒に遊ぶことができ、親子リズム・あかちゃん体操、絵本の読み聞かせなどの催しや子育てサークルのサポートも行っている。

子育てサロン 小学校入学までの児童とその保護者を対象にした親子の遊び場や交流の場として、鶴ヶ丘小学校、東原小学校、駒西小学校



子育てふれあい広場



子育てサロン利用風景

の放課後児童クラブを活用して「子育てサロン」を実施している。乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合う場所として、また、子育てに関する相談や情報提供などを行う常設の子育て支援拠点として、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的に、平成23（2011）年10月から始まった。子育てサロンは、3施設合計で年3～4000人前後の親子に利用されている。

子育てコンシェルジュ事業

子育てコンシェルジュ事業は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師による「母子保健サービス」と保育士による「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細やかな相談支援などを行うものである。子育てに関する情報の提供や相談対応のみならず、保健センターなど関係機関へつなぎ、同行するなどして個別ニーズを把握するとともに、妊娠期から子育て期まで寄り添い型の支援を行い、妊娠、出産、子育ての不安軽減に努めている。

平成28（2016）年4月にふじみ野市子育て支援センター条例を制定し、上野台子育て支援センターにおいて子育てコンシェルジュ事業による支援を開始した。妊婦や子育て中の人、本市で子育てを考えている人が対象で、妊娠・出産・子育てに関する相談、子育て支援サービスの情報提供などを行っている。平成29（20

17）年4月からは保健センターも加わり「子育て世代包括支援センター」として相互に連携を図りながら、同30（2018）年4月からは、大井子育て支援センターも新規開設し、子育て中の家庭が安心して子育てできるよう事業を実施。現在は「子育て世代包括支援センター」機能をこども家庭センター型として有し、こども家庭センターと連携を図り事業を展開している。

地域子育て支援拠点 市内には以下に挙げる13か所の子育て応援の拠点施設がある。

- ・霞ヶ丘子育て支援センター（平成12年4月開設）
- ・上野台子育て支援センター（平成18年8月開設）
- ・大井子育て支援センター（平成30年4月開設）
- ・風の里子育て支援センター（平成11年4月開設）
- ・子育てふれあい広場（平成18年9月開設）
- ・第2鶴ヶ丘子育てサロン（平成23年10月事業開始）
- ・東原子育てサロン（平成29年4月東台子育てサロンが統合）
- ・東児童センター（平成25年6月開設）
- ・西児童センター（平成25年8月開設）
- ・駒西子育てサロン（平成26年10月事業開始）
- ・鶴ヶ岡すまいる保育園子育て支援センター

（平成28年4月開設）

- ・ふじみ野どろんこ保育園子育て支援センター
ちきんえつぐ（平成28年4月開設）
- ・ふじみのかびら保育園子育て支援センター
（令和4年10月開設）

これらの施設は、育児不安の相談を受けたり、親子の居場所を提供したりするほか、子育てサークルの育成や子育て講座の開催など、地域全体で子育てを支援する環境づくりを目的としている。市立3施設（霞ヶ丘・上野台・大井）の令和6（2024）年の利用状況は6781組1万4280人に及んだ。

拠点施設のうち、上野台と大井子育て支援センターでは、電話や面接による子育て相談のほか、「ねえねえの会（多胎育児の会）」、「たんぼの会（複数育児の会）」、「おひさまの会（ダウン症育の会）」（平成30年4月から保健センターへ移行）、「さくら会（外国人親子のつどい）」など、同じ立場の家庭同士で情報交換しながら、子育ての悩みを共有する集まりや、「子育て講座」「食の講座」などの学習会、子育てサークルの育成や交流会などの事業を実施している。また、子育て中の親が実行委員になって企画する「子育て支援センターまつり」や「ワクワク手作りおもちゃ実行委員会」も大きな行事の一つになっている。

さらに、自宅が遠くにあり、なかなかセンター

に來られない人たちのために、子育て支援センターが保健センターや児童センターなどと連携して地域に出向く「出前子育てサロン」を実施している。

病児・病後児・緊急サポート事業

本事業は子育て家庭を支援するために、病気または病気の回復期にある子どもの預かりや夜間などの緊急時の預かり、また、宿泊を伴う預かりや送迎等の援助を受けた人（利用会員）と援助活動を行いたい人（サポート会員）が相互に助け合えるよう、開始された事業である。

平成22（2010）年7月1日より、2市1町（ふじみ野市・富士見市・三芳町）の相互利用が始まり、組織化した運営を同23（2011）年度から「緊急サポートセンター埼玉」に委託している。具体的な事業内容としては、活動に際して利用会員がサポート会員に謝礼を支払う有料サービスで、原則0歳から小学生までの子どもを援助対象としており、中学生以上は要相談となる。サポート会員（所定の講習会受講者）の対応可能な日時であれば年中利用できる。なお、預かり場所は原則利用会員宅かサポート会員宅となるが、双方合意の上であればそのほかの場所でも預かることができる。

加えて、本市では、平成17（2005）年からファミリー・サポート・センター事業も実施している。ファミリー・サポート・センターは、

子育ての手助けが必要な人（依頼会員）と子育ての手助けができる人（提供会員）が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティア活動である。主な活動内容は、通園・通学時および習い事の送迎付き添いや、下校後等の預かりのほか、冠婚葬祭や保護者の病気・外出・就労時の預かり等であり、子育てでお困りの人をサポートする体制を整えている。

放課後児童クラブの創設

本市では全ての就学児童が放課後などを安全に安心して過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう整備・充実を図っている。

放課後児童クラブ 放課後児童クラブは、保護者が就労などで昼間保育できない就学児童に対し、放課後に遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業である。本市では合併から3年が経過した平成20（2008）年時点で、大井地区の学童保育（7か所・有料）と上福岡地区の児童館方式（7館・無料）との相違を早急に統一する必要があった。また、施設の収容能力不足が深刻化していたこと、さらに、平成22（2010）年度以降は県による補助対象施設の要件（70人以下）を超過する施設があったことから、放課後児童クラブへの移行が検討されることとなった。この時期、児童館方式は施設管理上（物的・人的）の問題や



放課後児童クラブ

保育の質の問題が生じてきており、放課後児童クラブへ指定管理者制度を導入する市町村が多かった。

そのため、両地区の放課後児童クラブと児童館の今後の方向性と一元化についての検討を重ね、地区の児童館機能分離による放課後児童クラブ事業の統合を図ることとした。検討の結果、公の施設として条例を整備し（平成22年9月「ふじみ野市立放課後児童クラブ条例」制

定)、児童クラブの運営に必要な経費の一部を保護者負担とすること、運営については指定管理者制度を導入することとした。

こうして平成23(2011)年4月までに、放課後児童クラブの全市域での実施が開始された。同年度の施設数は17か所で平均登録児童数は677人であった。その後、施設数・登録児童数とも増加傾向が続き、令和6(2024)年度では29か所の放課後児童クラブが、2つの法人(指定管理者)によって運営されている。各クラブでは、研修を積んだ専任の支援員が保育にあたっており、異年齢集団の「あそび」を取り入れるなどして、一人一人の「居場所づくり」を心がけている。

市内の放課後児童クラブは、平成21(2009)年3月の東台放課後児童クラブ、同23(2011)年3月の第2西・第2鶴ヶ丘放課後児童クラブに始まり、施設の建て替えや移設が順次進み、令和4(2022)年3月の大井放課後児童クラブの建設工事等を経て、同7(2025)年4月には、東台小学校と東原小学校の統合に伴い、第4東原放課後児童クラブを建設した。福岡・駒西小の校外に設置されていた施設は建設時に全て小学校敷地内に移設され、元福・三角・西各小学校については校舎の余裕教室を活用した。これら一連の事業は、登録児童の増加により、施設を増やして希望者全てを受

け入れるという方針に基づくものであった。

■ 発育・発達支援への取り組み

近年の保育や教育の現場で、発育・発達に問題がみられる子どもの増加が社会的な問題となっている。本市では、こうした発育・発達に不安のある児童の早期発見、早期療育が重要であるとの認識から、関係機関との協働による支援および地域とのコーディネートを行い、支援が必要な児童への切れ目のない支援の拡充に努めている。

児童発育・発達支援センター 平成24年(2012)度に児童福祉法が改正され、児童発達支援が創設された。本市において、発達支援のサービスを受けている児童数は、平成24(2012)年度の延べ利用人数が331件から同26(2014)年度には1240件と増加した。増加の背景としては、発育・発達の概念が広まり発育・発達支援が身近になったことなどが考えられる。

本市は、障がい児の通所・相談支援や発育発達に不安がある児童に関する相談支援のため、平成27(2015)年4月に「ふじみ野市児童発育・発達支援センター」を開設し、社会福祉法人と連携して運営してきた。令和4(2022)年4月には同センターの児童発達支援の中核施設としての役割や基幹的機能を強化するこ

とを目的に、公の施設として「ふじみ野市立児童発育・発達支援センター」の運営を開始した。

センターでは以下に挙げる支援事業を通じて、地域の発育発達に心配のある子ども、または障がいのある子どもとその保護者に寄り添いながら発育・成長段階の相談に応じ、子どもへの関わり方などの情報提供を行っている。また、就学前の子どもへの専門的訓練や日常生活における基本的動作、集団生活への適応のための訓練を行っている。

①発達総合相談支援(発育発達についての総合相談)、②巡回相談支援(保育園・幼稚園・小学校などで、支援者支援の視点からのアドバイスを行う)、③地域支援(講演会・講座、関係機関による連絡会の開催、保護者間グループを活用した支援)、④専門個別支援(専門家による発育発達に心配のある子どもと保護者への



児童発育・発達支援センター

面談を通じた相談・個別訓練）、⑤親子療育支援（さくらんぼ教室…子どもの特性などを見出し、保護者に子どもへの関わり方のアドバイスを行う）、⑥専門発達相談（専門家による発達検査と診察のサポート）、⑦児童発達支援（ふじみたんぼ園・障害福祉サービスの支給決定を受けた就学前の子どもに対し、日常生活の基本動作の指導と集団への適応訓練を行う）、⑧保育所等訪問支援（障害福祉サービスの支給決定を受けた子どもに対し、訪問支援員が状況に合わせた訓練を行い、所属先の職員に関わり方などをアドバイス）、⑨障害児相談支援・特定相談支援（ふじみたんぼ相談支援室…障害福祉サービスの支給決定を受けた子どもに対し、専門の相談員が障害児支援利用計画を作成、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援）

■ ともに考え寄り添う支援

家庭での養育に関する悩みや経済的困難に対し、相談しやすい体制の確立や生活の安定と自立へ向けた支援を積極的に進める必要がある。実情を十分把握し、適切な相談・指導・支援などにより家庭の自立を促進させる取り組みが必要である。

家庭児童相談室

本市の家庭児童相談室は、家庭での養育などに問題を抱えている世帯に対

し、適切な養育ができるよう専門的な助言と援助を行うことを目的としている。18歳未満の子どもに関するさまざまな心配事や悩み、家庭環境に関する相談（面談相談・電話相談）に応じている。社会福祉士や教員などの資格を有する家庭児童相談員が、発育・発達に課題のある子どもの相談、家庭における養育技術や家庭内における家族や人間関係に関する事項などの相談を受け、一緒に解決方法を考え、相談者に寄り添いながらサポートや援助を行うとともに、必要に応じて他の機関を紹介している。

相談室は、昭和48（1973）年に旧上福岡市福祉事務所に設置され、平成17（2005）年10月の合併時に旧大井保健センター内に設置した。その後、平成25（2013）年9月にふじみ野市商工会大井支所、同27（2015）年4月にフクトピア2階、同31（2019）年4月からは市役所第2庁舎1階において相談業務を行っている。

ひとり親家庭等支援

ひとり親家庭は、母親・父親の就労や住居について、また、子どもの養育などさまざまな困難に直面するケースが多い。

本市では、国や県との連携のもと、こうした状況にあるひとり親家庭の自立に向けた支援を行っている。ひとり親家庭に対する相談体制の充実、医療費助成制度の充実、ひとり親家庭の

就労や生活支援を通じた経済的な自立の促進に努めている。

ひとり親家庭については、戦後になって大きく社会問題視され、以後さまざまな法律や制度が整えられていった。大きな転換点となったのが、平成14（2002）年策定の「母子家庭等自立支援大綱」で、従来の所得保障に重点をおいた政策から、「就労による自立促進」を主眼とする政策へと転換した。また、平成22（2010）年前後の時期からは、子どもの貧困に対して大きな関心が向けられるようになった。子どもの貧困は、子どもの権利を脅かすものであり、また、高等教育を受ける機会を奪うことから、貧困の連鎖を招くことになるため、平成25（2013）年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定された。

このような社会的背景を受け、本市ではひとり親家庭等資金支援事業として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金および高等職業修了支援給付金、ひとり親家庭等児童高校等入学準備金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の扶助事業を実施している。また、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援するため、保護者および子どもに関わる医療費を助成している。令和5（2023）年1月には、医療機関などの窓口でひとり親家庭医療費受給者証を提示して、保険診療一部負担金を

窓口負担することなく受診できる医療機関などの範囲を、2市1町（ふじみ野市・富士見市・三芳町）から埼玉県内全域に拡大した。また、住民税が課税されている父・母または養育者と、その15歳年度末以降の子どもが負担していた自己負担金（通院・1か月1000円、入院・1日1200円）を廃止した。

子育て支援の情報発信

子育て環境の充実に注力してきた本市では、利用できるサービスの情報を適正に伝え、支援を必要とする家庭や児童生徒に確実につなげるため、広報と情報発信に努めてきた。

子育てガイドブック 本市では、「もっと子育て情報を活用して、親子で楽しい毎日を送っていただきたい」との趣旨のもと、平成28（2016）年5月に、子育てに関する総合情報冊子として、『ふじみ野市子育てガイドブック』を作成配布した。

本ガイドブックには、主に市の子育て関係のサービスを網羅的に掲載し、子どもの遊び場や子育てカレンダー、妊娠・出産から健診・予防接種、手当・助成、子育て支援・相談など、妊娠・出産・育児などの子育てに関する情報が多岐にわたって盛り込まれている。

また、同年6月には「わが街事典」ふじみ野市子育てガイドブック（電子書籍版）もリリースした。



『ふじみ野市子育てガイドブック』と『ふじみ野市子育て YELL』

スした。

子育て応援手帳『子育て YELL』 『ふじみ野市子育て YELL（エール）』は、家族で子育てする上で参考となる子育て術などのさまざまな情報を掲載した「家族のための子育て参考書」である。主に乳幼児を育児する上で有用な知識、テクニックを掲載し、両親や祖父母で子育てを共有して、お互いの理解を深め、よりよい子育て環境をつくることができるよう、市から子育て世代の市民へエールを送る意味も込め

て平成30（2018）年3月に作成した。電子ブックを公開しているため、携帯電話・スマートフォン、パソコンでも閲覧することができる。
子育て親育ちガイド『FUJIMINO』 平成30（2018）年5月に発刊した『子育て親育ちガイド『FUJIMINO』』は、子ども自身に成長発達する力があること、その成長発達を見守ったり、促したりするために保護者ができることをまとめた冊子である。母子保健事業に関するサービスや妊娠から出産、乳幼児や子育てに関する情報を分かりやすくまとめている。妊娠中の過ごし方や体調管理について、健診・相談などの情報を掲載し、子育てについては離乳食や歯の健康、予防接種、子育てのヒントなどの内容を充実させ、毎年見直しを図り発行している。

第2節 健やかな成長をみんなで見守る

子育て支援事業計画と条例の制定

本市では、子どもの未来や健やかな育ちを見守り、保護者の子育てを社会全体で支援する取り組みをさまざまな制度や施策として進めている。その取り組みの指針となるのが、具体的な施策を示した各種の計画である。そして、子どもの権利擁護と体力向上を図るために「こどもの未来を育む条例」を制定した。

子ども・子育て支援事業計画（第1期、第2期）

本市では、子育て支援を重点施策に位置付け、子ども優先のまちづくりを推進してきた。合併以前の旧上福岡市および旧大井町ともに、平成15（2003）年に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、少子化の流れを変え、次代を担う子どもが健やかに育成されるとともに、子育てに喜びを感じる社会を目指して、同17（2005）年3月に「次世代育成支援行動計画」を策定した。その後合併に伴い、それぞれの旧行動計画の統合・見直しを行い、平成19（2007）年3月に「ふじみ野市次世代育成支援行動計画」（前期）として策定し直した。

平成22（2010）年3月には、前期行動計

画の計画期間の終了に伴い「ふじみ野市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、市民、地域、行政の協働による環境の整備に取り組んできた。しかし、少子高齢化や世帯規模の縮小、さらなる教育・保育のニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境が変化していることを受け、学識経験者や関係団体のほか、子育て世代の代表者や公募市民などで構成する「ふじみ野市子ども・子育て会議」を設置して意見を集約し、平成27（2015）年3月に「ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。この計画では、本市に住む全ての子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「子どもも大人もみんなが笑顔 子育てに優しくあったかいまち ふじみ野」を基本理念に掲げた。また、家庭・地域・関係機関などが互いに連携し、子どもと子育てに優しいまち、子育て世代に選ばれるまち、子どもたちの笑顔があふれるあったかいまちふじみ野を目指すこととした。

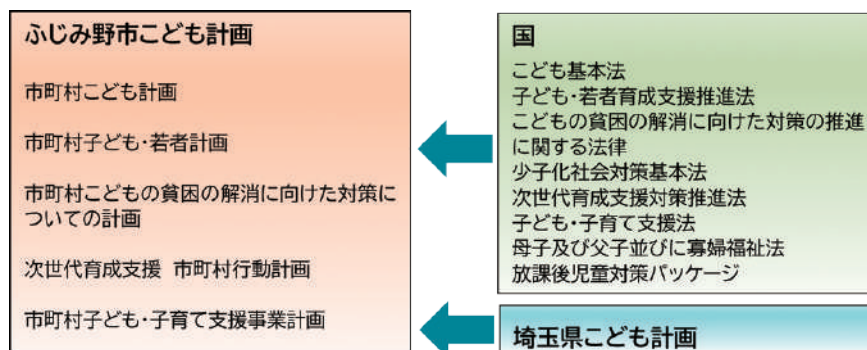
本市では同計画に基づき、幼稚園・保育所（園）における教育・保育、子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、子どもたちの健やかな育成を図るとともに、全ての人が子ども・

子育て支援についての関心

や理解を深め、協力しながら役割を果たし、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進してきた。

令和2（2020）年3月には、子ども・子育て支援施策のさらなる充実と推進を目的に、パブリック・コメントの実施やアンケート調査結果などを踏まえた上で「第2期ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。本計画の計画期間は、令和6（2024）年度までの5か年であった。

図3-3 「ふじみ野市こども計画」と国・県の計画との関係



その後、こども家庭庁の創設や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の策定等、国による子育て支援施策を踏まえ、「ふじみ野市こども計画」（令和7年（11年度））を策定した。この計画では、「第2期ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画」と「第2期ふじみ野市子どもの未来応援プラン」を統合し、オールふじみ野でこども・若者および子育て家庭を支援する体制を整えるとともに、こども施策の総合的な展開を図り、こどもにやさしいまちの実現を目指している。

子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）

子どもの貧困は、さまざまな問題が複合的に絡み合って発生するため、関係部署が連携し、包括的に支援していくことが必要である。そのため本市では、貧困の連鎖を防ぐための切れ目のない支援と実効性の高い施策を総合的・効果的に推進するため、平成30（2018）年3月に「ふじみ野市子どもの未来応援プラン（ふじみ野市子どもの貧困対策推進計画）」（平成30（令和2年度））を策定した。

同プランに基づき、行政と地域が一体となり子どもの貧困対策を推進する本市では、令和3（2021）年3月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正と「子どもの貧困対策に関する大綱」の見直しを踏まえ、「第2期ふじみ野市子どもの未来応援プラン」（令和3（6

年度）を策定した。

本計画では、子どもや若者が現在から未来にわたって夢と希望を持てる地域共生社会実現のため、切れ目のない支援と実効性の高い施策を総合的・包括的に推進するために、市が取り組むべき方向性を定めている。

「子どもの生きる力、子どもの未来を育むまち ふじみ野」を基本理念に、①教育の支援、②生活の支援、③就労の支援、④経済的な支援、⑤包括的な支援の5つの基本方針のもと、子どもの貧困対策を推進する。

なお、令和7（2025）年度以降は、前述の「ふじみ野市こども計画」に統合された。

こどもの未来を育む条例

現在、こどもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、共働き家庭の増加、地域のつながりや人間関係の希薄化、児童虐待、有害情報の氾濫等、さまざまな要因によって日々変化しているが、特にこどもの権利に関するものとして、児童虐待が深刻な状況となっている。また、近年、こどもにとって身近で自由な外遊びの場が減少していることにより、豊かな成長を支えるはずの体力が低下している状況にある。本市においても、小学生女子を除き体力の低下が見受けられ、国全体でこどもの体力の低下が深刻な問題となっている。

本市では、このような昨今のこどもを取り巻く環境の変化と、それに伴うこどもが持つ権利

の危機およびこどもの体力低下という現状に鑑み、こどもの権利擁護と体力向上に向けた取り組みをより一層推進し、オールふじみ野でこどもおよび子育て家庭を支援する体制を整え推進していくため、「ふじみ野市こどもの未来を育む条例」を令和4（2022）年3月に制定した。

条例の目的は、こどもの権利をしっかりと守り、健やかな成長を支える大切な要素である体力の向上を図ることにより「こどもにやさしいまち」を実現し、こどもにとって可能性に満ちあふれた未来を育んでいくことである。そのためには、こどもに関わる全ての人や施設による連携・協働が不可欠であることから、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設・事業者それぞれ役割を持たせるとともに、それらの先頭に立ち、取り組みを推進するための責務を市に課している。

条例の制定後、本市では、周知・啓発のためのシンポジウムをはじめとして、こどもの権利擁護の一環として意見表明および体力向上の支援のための「ふじみ野市福岡中央公園のボール遊びについて考えるワークショップ」の実施や、ワークショップで出された意見に基づくボール遊びのためのエリアとルールの設定、こどもの社会参加を促進するための職業体験イベント「ふじみ野キッズランド」の実施など、地域を

巻き込みながらさまざまな取り組みを推進している。

協働による子育て支援

本市は、「子ども・子育て支援事業計画」の理念に基づき、家庭・地域・関係機関などが互いに連携することで子育て支援を進めてきた。そのために推進しているのが、地域で子育てを応援する機運の醸成と子育て支援ネットワークの強化である。地域におけるさまざまな子育て関連団体との連携と活動を通じて、青少年の健全育成に取り組んでいる。

青少年育成ふじみ野市民会議 昭和40（1965）年12月の第15回青少年問題協議会全国会議において青少年育成国民運動の決議がなされ、翌年に青少年育成国民会議が結成された。県民運動の推進主体としては昭和41（1966）年12月に青少年育成埼玉県民会議が結成され、県および市町村、青少年育成市町村民会議、関係団体が一体となって青少年育成県民運動を展開してきた。

昭和55（1980）年8月には「青少年を健全に育てるための上福岡市民会議」が、同56（1981）年5月には「大井町青少年健全育成推進協議会」が設立され、青少年の健全な育成を図ることを目的として活動してきた。

両団体は、合併を経て平成19（2007）年

7月に統合し「青少年育成ふじみ野市民会議」となった。同市民会議は、市内の小中高校とそのPTA、自治組織連合会、地域青少年指導員連絡協議会、青少年相談員協議会、子ども会育成団体連絡協議会（市子連）などで構成されている。専門家や著名人を講師に迎え「青少年健全育成講演会」を毎年開催するほか、「少年の主張」では市内の小中高校の代表者が熱き思いを発表する市民の大会となっている。

青少年相談員 青少年相談員は、青少年の健全な成長を助けることを目的として、昭和40（1965）年度に埼玉県が設けた制度である。地域と連携し、遊友隊（レクリエーション事業）やキャンプなどの活動を続けてきた。現在は相談員の減少によって活動が縮小傾向になっているが、市報やホームページ、SNSなどを活用して、活動の意義や周知に努めている。

青少年相談員は、カウンセラーのような資格を必要とせず、本市では令和7（2025）年3月現在9人の相談員がボランティアとして活動している。スポーツ大会やものづくり体験、サマーキャンプ、クリスマス会などのさまざまな活動を通し、小中学生のよきお兄さん・お姉さんとして、相談や指導にあたっている。

子ども会育成団体連絡協議会（市子連） 子ども会は、地域を基盤とした異年齢の集団による「遊び」や「豊かな体験」を通して、子どもた

ちの健やかな成長発達を促し、「子どもの夢」と「生きる力」を育む活動集団であり、子どもたちが地域の人々とのふれあいの中で社会性を身に付け、仲間集団の中で喜びを分かち合うことにより豊かな人格を築くとともに、自主性を育むことができるよう、活動を行っている。

合併前の旧市町では、上福岡市子ども会育成団体連絡協議会（昭和54年5月20日創立）と大井町子ども会育成連絡協議会（同57年5月16日創立）が活動していた。各旧市・町子連では、少子化による子ども会員の減少や単位子ども会の減少を経ながらも、各旧市町の公民館事業との連携や、独自の行事・イベントを実施するなど、異年齢集団の活動を通じた子どもの育成を目的として活動していた。合併後は2年間の合併準備委員会を経て、平成20（2008）年5



市子連の活動風景

月に両地区が融合し、「ふじみ野市子ども会育成団体連絡協議会（市子連）」が設立された。

市子連では、単位子ども会・育成会相互の連絡・協調を図りながら、「彩の国21世紀郷土かるた大会」や「ふじみ野つ子まつり」のほか、市制10周年を記念してつくられた「ふじみ野郷土カルタ」の体験会を実施するなど、青少年健全育成の啓蒙・啓発活動などを行っている。

地域青少年指導員連絡協議会 本市では平成19（2007）年に地域青少年指導員を設置するとともに、相互の連絡協調により向上発展を図ることとして連絡協議会を組織した。

指導員は青少年健全育成活動を推進し、その活動を通して地域コミュニティの醸成を図るための活動を行っている。任期は2年で、定数は原則1区域（自治組織単位）で2人以内である。

市主催の青少年事業に協力するほか、青少年の組織活動や相談に応じての指導および助言などの役割を担っており、非行防止パトロールを年2回（7・8月、12・1月）行っている。令和6（2024）年度は夏151回（延べ781人）、冬138回（延べ656人）のパトロールを実施した。

子育て支援者研修会 本市では、平成20（2008）年度から子育て支援に関わる人や子育て中の人を対象にした「子育て支援者研修会」を実施している。大学教授、教育ジャーナリス

ト、心理士などを講師に迎え、子どもの権利や支援のあり方、支え合う子育て、乳幼児の心身の発達などのテーマについて学びを深める機会となっている。

地域子育て応援タウン 埼玉県は、「日本一の子育て県」を目指して、県内のどの地域でもサービスの充実を感じられるような環境づくりに取り組んでいる。その取り組みの一つが「地域子育て応援タウン」認定制度である。これは、適切な子育て支援サービスを受けられる市町村を県が認定する制度で、本市は、平成19（2007）年から認定に向けての取り組みを開始し、以下の3要件を満たしたとして同23（2011）年度に認定された。

①子育て支援に関する総合窓口を設置すること
本市では、子育て支援課に総合支援窓口が設置されている。総合支援窓口の業務として、市の子育てサービスに関する情報を提供している。

②子育て支援拠点を中学校区におおむね1か所設置すること

市内に子育て支援センター、児童センター、子育てサロンなど13か所の地域子育て支援拠点を設置している。

③市町村子育て支援ネットワークを構築すること

■ 子どもの学習・生活支援、居場所づくり

本市はこれまで、子育て支援を重点的な施策に据え、地域や関係団体との連携のもと、子育て世代に選ばれる市を目標に子どもの健全な育成と子育て世代の支援を推進してきた。そして令和4（2022）年に「ふじみ野市こどもの未来を育む条例」を制定し、子どもの健やかな成長を支援するため、仲間との遊びや交流・学習機会を通じて豊かな心を育む「居場所づくり」としての施設の充実を図っている。

児童センター 本市における児童センターは、0歳から18歳未満の児童などを対象とした施設



児童センター利用風景

で、児童が遊びを通して心身ともに健やかに成長することを目的として、平成12（2000）年にはフクトピア3階に東児童センターを、同年（2013）年には大井総合支所3階に西児童センターをそれぞれ開館した。センターには身体を動かすことができる遊戯室やさまざまな本が読める図書室、親子でゆっくりできる乳幼児室などがあり、目的や年齢に応じた利用ができる。また、親子で参加することで、乳幼児・未就学児の子育てを支援するとともに、子育ての輪の創出にもつながる事業や、小学生を対象とした、学校ではできない体験へ参加することや思い切り身体を動かすことができる事業、また、中高生の居場所づくりの一環として優先的に運動できる時間や夜間にセンターを利用できる機会を設ける事業など、多岐にわたる事業を実施している。設備や事業の充実に基づくさまざまなニーズのもと、幅広い年齢層の人が利用することから、子どもたちの遊びの場であると同時に、学年や校区を越えた交流の場、さらには親同士の交流の場にもなっている。

放課後子ども教室 平成19（2007）年度から始められた「放課後子どもプラン」事業において、国は厚生労働省の放課後児童健全育成事業と文部科学省の放課後子ども教室推進事業を一体的あるいは連携して実施する計画とした。核家族化が進み共働き世帯が増える中で、



放課後子ども教室でのマーケット

放課後に市内小学校施設を活用して子どもたちの安全で安心な居場所を確保し、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを進めることを目的としている。

本市では平成21（2009）年度に、西原小学校と東台小学校をモデル校としてスタートし、同27（2015）年度には市内全小学校（13校）に設置された。放課後や週末などに小学校の余裕教室を活用しており、地域の人たちの協力を得て、週1回、学習やスポーツ・文化活動、地域との交流活動などに取り組んでいる。

教室の運営で課題となっていたのは人員の確保である。教室開催の案内や地域の協力者ほか

関係団体などとの調整、プログラムの企画などを行う「コーディネート」に加え、「安全管理員」や「学習アドバイザー」といったスタッフ、そのほか、子どもたちに昔の遊びや伝統芸能などを教えるボランティアなどが必要になる。そのため、PTA関係者や退職教員、大学生、青少年・社会教育団体関係者などに向けた研修を実施し、保護者向けの説明会も開くなど協力を呼びかけた。

令和7（2025）年3月末現在、「コーディネート」を中心に、「教育活動推進員」や「教育活動サポーター」のほか、特別な支援を要する児童のサポートを行う「特別支援サポーター」を配置し、より充実した放課後の居場所づくりを進めている。

子どもの学習・生活支援事業 本市では生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づく子どもの学習・生活支援事業として、平成28（2016）年度から「子どもの学習支援教室」を業務委託により始めた。家庭の経済的な事情などにより学習が進んでいない中高生を対象とした学習支援に加え、進学や進路、生活習慣に関する支援なども行っている。また、学習以外にも季節に合わせてみんなで教室の飾りつけやイベントを実施するなど、楽しい思い出となる行事も行っている。

平成30（2018）年度には開催回数や募集

人数が増えたほか、保護者への専門的情報提供や悩みや問題を抱える子どもに対する相談、訪問が受けられるようになった。

こうした生活面にまで及ぶ支援の充実や関係機関との連絡調整などの強化により、令和元（2019）年度から事業名が「子どもの学習・生活支援事業」となった。

ふじみ野寺子屋 近年、家庭の経済的理由等、さまざまな理由で十分な教育環境を得られない子どもたちが増えている。そこで本市では、経済的な理由等で学習塾に通えない子どもたちにも目を向け、学校の復習をはじめとする自学自習の場を提供し、基礎学力の向上を図ることを目的に、平成24（2012）年度から「ふじみ野寺子屋」を開設した。

初年度は、小学5・6年生の希望者を対象として夏季休業中に5日間（その後、夏休み期間中の10日間と月1回）、上福岡公民館と大井中央公民館の2か所を会場に実施した。寺子屋には、責任者として教室コーディネーターを会場に1人ずつ配置、全体の統括や安全管理に教員経験者があたった。また、学習アドバイザーを各会場に5人ずつ配置し、児童の学習支援にあたった。算数や国語を支援する学習アドバイザーには、教員を目指す大学生を採用した。

平成27（2015）年度からは中学校3年生を対象に加え、自学自習の場を提供し、自ら学



ふじみ野寺子屋（上：中学校、下：小学校）

ぶ力を養うとともに、基礎学力の向上を図ることを目的に学校以外の学習の場として提供した。

なお、令和2（2020）年度から市内全小中学校に地域協働学校が設置されることから、中学校の寺子屋についても、同年以降は、各校の地域協働学校の取り組みに移行した。ふじみ野寺子屋には8年間で小学生延べ677人、5年間で中学生延べ219人が参加した。

少年の主張 in ふじみ野 平成19（2007）年1月、勤労福祉センターホールで、「少年の主張 in 上福岡」が行われた。未来のふじみ野市を担う青少年が日常生活を通じて考えていることを発表する催しで、翌年からは「少年の主張 in ふじみ野」となった。

青少年育成ふじみ野市民会議が主催する大会



少年の主張 in ふじみ野

で、令和7（2025）年2月の開催で46回を数える。この大会では小学校5年生から高校生までの児童生徒20人が登壇した。この大会は「青少年を健全に育てるための市民大会」として開催されている。

子ども大学ふじみ野 「子ども大学」と呼ばれる取り組みは、2002年にドイツのチュービンゲン大学が始まり、ヨーロッパを中心に広がった。日本では平成21（2009）年3月、川越市で「子ども大学かわごえ」が誕生し、その後県内外の各地に広がった。

本市では、平成24（2012）年度に近隣市



子ども大学で海外のおやつをつくる子どもたち

町とともに「子ども大学ひがしいるま」を開校したのが始まりである。「子ども大学ふじみの」は平成25（2013）年度から始まり（令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止、同3年度はオンライン開催）、子どもの学ぶ力や生きる力の向上と地域の教育力の向上を図ることを目的に、小学校4年生から6年生までを対象に開催している（令和元（2019）年度から「子ども大学ふじみ野」に改称）。「はてな学」「ふるさと学」「生き方学」の分野の内容について、文京学院大学ふじみ野キャンパスを会場に20人前後の児童が参加し開催している。

主催は、子ども大学ふじみ野実行委員会（文京学院大学・東人間青年会議所・ふじみ野市）

で、「まなびでつながりひろがる人と地域を育むまち ふじみ野」を基本理念としている。地域や関係団体との連携のもと、子どもの知的好奇心を刺激する講義や体験活動を行っている。

子どもの居場所づくり 身近な相談相手や解決方法にたどり着けない家庭や、支援の輪からこぼれて困窮する家庭の問題が広がっている。課題を抱える家庭や子どもを発見して支援につなげるため、さまざまな団体が運営する子ども食堂や多世代交流の場、学習の場など、子どもの居場所づくりが全国で展開されている。

「子どもの居場所」とは、食事の提供や学習支援などを通して、子どもや保護者が地域の人たちと触れ合い、安心して自分らしく過ごせる場のことである。人とのつながりや教育・体験の機会を通じて子どもの自己肯定感を育み、貧困や孤独の解消、コミュニティの再生などの役割も担っている。平成20年代中頃から子どもや保護者の孤立や孤食を防ごうとする活動として話題に上るようになった。

活動自体は互助や奉仕活動として以前からあるもので、公的な福祉施策も広い意味では「居場所づくり」ともいえるが、ボランティアやNPO法人などによるおのおのに自主的な活動の場に多世代の人が集まることで、地域交流の場としても機能している。

本市では、平成27（2015）年からNPO



こども食堂を紹介するパネル

子どもの居場所（手伝えたい人・寄付したい人向け）

このページは、子どもの居場所（子ども食堂など）の運営を希望する人や食材や物資などを寄附したい人向けのページです。

利用したい場合は、利用したい人向けのページをご覧ください。

手伝えたい人

市内の各団体では、運営にお手伝いいただける方を募集している場合があります。

「子どもの居場所」チラシに掲載された各団体の連絡先にご確認ください。

[子どもの居場所チラシ（PDF）](#)（A4・横・150）

寄附したい人

市内団体への寄付

市内の各団体では、運営にお手伝いいただける方を募集している場合があります。子どもの居場所チラシに掲載された各団体の連絡先にご確認ください。

[子どもの居場所チラシ（PDF）](#)（A4・横・150）

フードバンク埼玉

企業、団体、ご家庭で余ってしまった食品等提供し、困窮する子どもや高齢者などの困窮や食糧問題を通じて生活に困窮する世帯へ支援で提供している団体です。

詳しくは、フードバンク埼玉のホームページをご覧ください。

お問い合わせは、フードバンク埼玉（048-822-0115）へお問い合わせください。

[フードバンク埼玉](#)

こども食堂・未来応援基金【埼玉県社会福祉協議会】

次世代を担う子どもを育むための活動、社会全体で子どもを育む活動として広く取り組むために、埼玉県社会福祉協議会が、「こども食堂（未来基金）」を創設し、みなさまからの寄付を受付付けています。寄付金は、埼玉県子どもの居場所づくりに使われます。

詳しくは、埼玉県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

お問い合わせは、埼玉県社会福祉協議会（048-822-1436）にお問い合わせください。

[こども食堂・未来応援基金](#)

法人やボランティア団体が「子どもの居場所づくり」の活動を始め、運営者の創意工夫により多様な形で展開されている。令和6（2024）年現在15か所の子どもの居場所があり、主に次のような内容で実施されている。

○子ども食堂 子どもが一人でも安心して利用できる無料または低額の食事を提供している場所が、市内に9か所ある。食事の提供だけ

でなく学習支援や体験の機会を提供する場所も増えている。本市では、市民や企業等から寄付のあった食料品を各団体へ配布するなど、活動支援を行っている。

○学習支援 経済的に苦しい家庭の子どもへの学習支援のほか、就職支援なども行い、子どもが安心して過ごせる居場所を確保しながら実施している。

本市は、多くの市民に活動に参加・協力してもらうため、関心のある人をつなぐ取り組みを通じて「子どもの居場所」を支援している。

子ども議会の開催

将来のふじみ野市を担う子どもたちが議会体験を通して地方自治の仕組みや議会の役割を学び、市政に対する関心や理解を深めるため、また、子どもたちの意見を今後の市政運営の参考とするために、市議会からの提案を受けて令和元（2019）年10月6日、市役所議場で「子ども議会」を開催した。

市内13校を代表して小学6年生25人の子ども議員たちが、子どもの視点で考えたさまざまな一般質問を行い、市長と教育長が答弁した。質問内容は地域の交流イベント、公園利用、交通安全、SNSの影響、地産地消・ものづくり、自然環境の維持など多岐にわたっていた。



子ども議会風景

第3節 確かな成長を見つめて

■ 教育行政の役割と教育委員会

学校と地域が連携して教育環境の向上に努め、次世代を育むまちづくりに取り組むことは教育行政の使命である。本市では、「教育振興基本計画」の理念のもとに、地域との協働を進め、全ての子どもたちの健康と成長を促す質の高い教育環境の充実を図っている。

教育委員会は、地域の学校教育、社会教育などに関する事務を担当する機関である。首長から独立した行政委員会として教育における政治的中立性と継続性、安定性を確保するとともに、地域住民の意向を反映した教育行政の中心的な担い手として、その役割を果たすことが求められている。

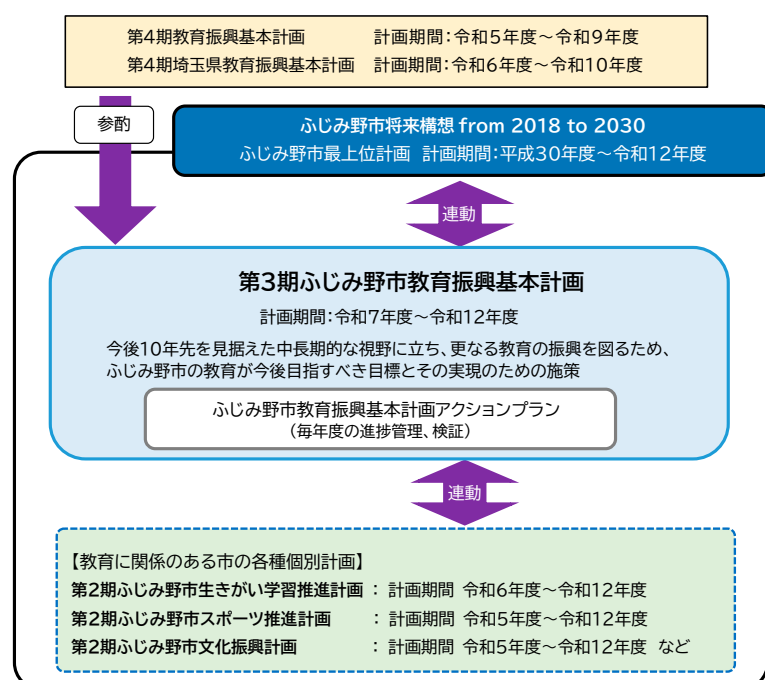
教育振興基本計画 近年の少子高齢化や核家族化の一層の進行などに伴い、人々を結ぶ絆と地域コミュニティの希薄化が懸念されている。また、不登校や個別の課題がある児童生徒の増加、複雑・深刻化するいじめなど、教育・子育てをめぐるさまざまな課題への対応が求められている。こうした課題は、学校あるいは家庭や地域の力だけでは解決が困難な場合が多く、市全体で解決に向けた取り組みを進めていく必要

がある。そのため本市では、家庭、学校、地域それぞれの役割を明確にするとともに、有機的な連携のあり方を示し本市教育の推進を図るため、平成28（2016）年2月に「ふじみ野市教育振興基本計画」を策定した。同計画は、中長期的な視野に立った本市における教育の目標と、教育を振興するための基本的な方針を定めたもので、平成28（2016）年度から令和元（2019）年度までの第1期、令和2（2020）年度から6（2024）年度までの第2期、同7（2025）年度から12（2030）年度までの第3期計画からなる。

第1期計画では、おおむね10年先を見通して、「あったかな絆で育む『共育』を目指して」を基本理念として掲げた。子どもと大人がともに学び合い、その学びの成果が次の学びへとつながる好循環を生む『共育』という考え方から、一方向の教育ではなく、「自立」「協働」「創造」を柱とした生涯学習を進め、市民一人一人が互いの絆を強めながら、本市

が目指す教育施策を推進してきた。第2期計画では第1期の基本理念を継承しつつ、地域協働学校の機能を活かし、地域や保護者と「子供たちの未来の姿」を共有しながら、生涯にわたって能動的に学び続けることができる児童生徒の育成に取り組んできた。

図3-4 各種教育関係計画の体系図・相関（時系）図



第3期計画では、新たに「あったかな絆で未来を紡ぐふじみ野の『共育』」(Fujimino Well-being)を基本理念とし、これまでの基本理念を継承しつつ、子どもを中心として、教育に関わる全ての人が相互に幸福や生きがいを感じられ、さらに家庭や地域、社会にまで広がる、社会全体のウェルビーイングの実現に取り組むこととした。そして市民一人一人が豊かで幸せな人生を送り、持続的に発展する社会の作り手となることを目指し、「多様性」「協働」「包摂」の3つの視点に立ち、地域協働学校を核として、子どもたちの生きる力を育む『共育』を推進している。

ふじみ野市総合教育会議 平成27(2015)年度に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、全ての地方公共団体で「総合教育会議」が開催されることになった。

本市では同年12月に第1回目の総合教育会議を開催し、「ふじみ野市総合教育会議運営要綱」を決定、引き続いて、「ふじみ野市教育振興基本計画(案)」、「ふじみ野市子どもいじめ防止条例」についての協議を行った。

総合教育会議は市長と教育委員会で構成され、教育行政の大綱の策定のほか、教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策などについて協議・調整を行うことで、市政や

教育行政のさまざまな問題に対して効率的に取り組むこととしている。会議はおおむね1回開催し、次期教育基本計画案について、また、「子どもの未来を育む条例」の制定、子どもの貧困と学習支援などについて協議してきた。

ふじみ野市教育大綱 前述の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の施行により、各地方公共団体の長は、教育、学術および文化の振興に関する総合的な大綱を定めることとなった。本市では、平成27(2015)年度第2回総合教育会議において、「ふじみ野市教育振興基本計画」を大綱とすることについて決定がなされ、「ふじみ野市教育大綱」が策定された。

その後、最上位計画である「ふじみ野市将来構想(From 2018 to 2030)」を平成30(2018)年度に策定したことなどから、教育大綱を改訂することになった。新たな「ふじみ野市教育大綱」は、ふじみ野市将来構想の教育分野に掲げている理念や方針を踏襲し、また、具体的な取り組みは「第2期ふじみ野市教育振興基本計画」に基づくこととして、令和2(2020)年3月に開催した総合教育会議の場で了承された。

新たに策定された「ふじみ野市教育大綱」では、学校と地域が連携した教育環境の向上、次世代を地域が育むまちづくり、誰もがいつでもどこでも学ぶことができる環境整備などを掲げ、

成長ができる学びのまちづくりを目指すこととした。

令和7(2025)年には「第3期ふじみ野市教育振興基本計画」の策定に伴い教育大綱を見直し、具体的な取り組みにおける基本理念を「あったかな絆で未来を紡ぐふじみ野の『共育』」(Fujimino Well-being)とし、子どもを真ん中に置きながら、教育に携わる者だけでなく、さらには地域や社会までもが精神的な豊かさや健康までを含めた幸福や生きがいを実感できるよう取り組むこととした。

■ 学校教育支援の拡充

本市は「教育大綱」の理念に基づき、さまざまな教育機会を捉え、教育体制の整備と施策を実践している。子どもたちの個々のニーズに対する教育支援として、相談体制や施設環境の充実、国際化・情報化教育の推進など、教育力を高める取り組みを進めている。

教育相談室 本市では、平成17(2005)年10月に「ふじみ野市教育相談室」を設置し、常任の相談員が小・中学生の教育上のさまざまな悩みに応じた助言や支援を行っている。そのほかにも学校と連携して、医療相談などの相談機関への案内、通室による適応指導や不登校児童生徒の登校に向けての支援も行っている。合併前は上福岡教育相談室および大井教育相

談室が旧市町に設置されていたが、合併に伴い名称を変更し設置することとなった。合併後も2か所で相談活動を行っていたが、令和4（2022）年4月に統合し、現在は1か所の設置となっている。

相談は児童生徒だけでなく、保護者または教員など学校関係者も対象としており、現在は教育心理相談員（5人）・適応指導員（1人）のスタッフ6人が相談・支援を担当している。

特別支援学級 小・中学校などにおいて障がいのある児童生徒に対し、学習上または生活上の困難を克服するために設置される特別支援学級では、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者および身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症者・情緒障がい者を対象としている。本市では合併当初、障がいのある児童を通級によって数校で受け入れていた。

平成28（2016）年4月、共生社会の実現に向けた「障害者差別解消法」が施行され、埼玉県では「埼玉県障がいのある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」が施行された。特別支援学級に在籍する児童生徒の大幅な増加に対し、平成30（2018）年には「埼玉県特別支援教育環境整備計画」が策定され、各自治体に対し支援学級設置の働きかけがなされた。令和4（2022）年3月には「埼玉県特別支援教育推進計画」が策

定され、障がいの有無にかかわらずともに教育を受けられる環境整備と、多様な学びの場の一層の充実を図ることとされた。

こうして、障がいのある児童を地域で育てるとの方針のもと、本市の特別支援学級は、令和4（2022）年度以降、全小中学校に設置されており、同6（2024）年現在、小学校に155人、中学校に46人が在籍している。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対しては、家庭の経済状況などに応じて教育費用の一部を援助する「特別支援教育就学奨励費」制度を実施している。

学び育ちサポーター 本市では、個別の課題がある児童生徒に対し、個別に支援・補助をする支援員として「学び育ちサポーター」を配置している。これは、学校生活に適応できない児童生徒の学習や生活の支援をするために平成17（2005）年に配置した「生徒指導支援員」と、いじめの未然防止のため同25（2013）年度から全ての中学校に配置していた「いじめ等対応支援員」を統合して、令和元（2019）年度に新たに創設したものである。多様化した支援ニーズに対して弾力的で効果的な対応を図ることとして、小中学校19校に2人ずつ計38人を配置している（令和7年度から東台小学校の休校により18校、36人）。

サポーターは市立の小中学校に勤務し、教育

相談担当職員、特別支援教育コーディネーター、学級担任などと連携を図りながら、児童生徒や学級への支援を行うとともに、学級担任の補助を行う。また、学級の円滑な運営を支援する必要がある場合、学級集団の健全な成長と個に合ったコミュニケーション能力の育成や学習環境の整備を図ることとしている。

■ 学校新設・統合

本市は、合併以前から住宅需要に伴う大規模マンションや住宅の建設により人口が増加し、子育て世代の転入増により児童・生徒数が急増した。その一方で、開発制限などにより人口が



統合した上野台小学校の校門前

減少した地区も生じ、市域での児童数の偏在が顕著となったことから、学校の統合という課題に対処することとなった。

旧上福岡市立第2・4小学校の統合 平成14（2002）年4月、旧上福岡市立第2小学校と旧上福岡市立第4小学校が統合し、「上福岡市立上野台小学校」が開校した（その後、平成17年の市町合併により「ふじみ野市立上野台小

図3-5 市内小学校の児童数・学級数の推移

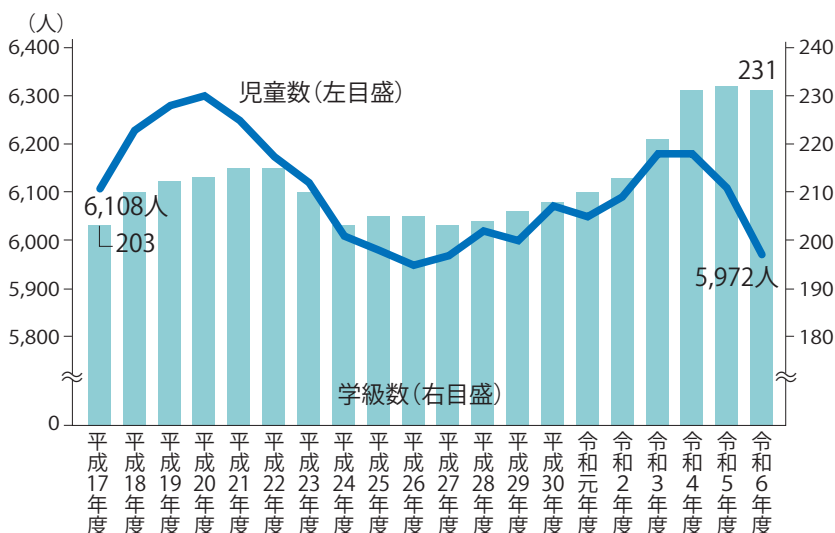
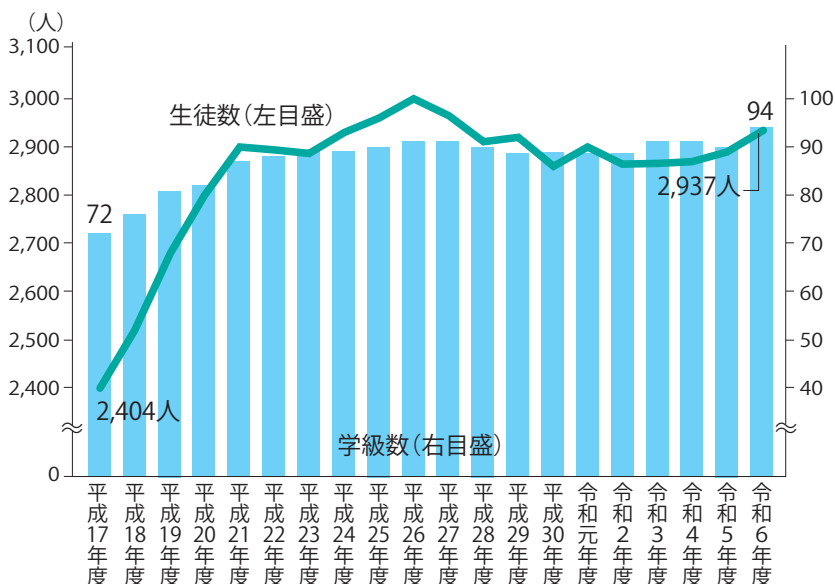


図3-6 市内中学校の生徒数・学級数の推移



学校」となる。

この地区では、昭和34（1959）年6月、旧火工廠敷地内に造られていた分教場の独立を求める声が上がリ、プレハブ仮校舎3教室を増築して同36（1961）年4月に町立第2小学校として開校した。その後も昭和47（1972）年の市制施行を経て児童数は増加したが、同52（1997）年頃をピークに徐々に減少傾向と

なった。同時期には市立第3小学校のように過密な学校がある一方、上福岡駅周辺の学校では空き教室が出るなど児童数の地域差が目立ち始めた。こうして平成14（2002）年に、隣接した第2小学校と第4小学校が統合されたが、同時に市内小・中学校全校の校名変更が実施された。

東台小学校、東原小学校の分離統合 大井・苗間地域は、土地区画整理事業の進展などにより人口の増加が進み、通学区域の東原小学校は、分離前年にあたる平成20（2008）年度の児童数が1163人、学級数が35に達する大規模校となっていた。児童の適切な教育環境として、学校規模は12・18学級が標準とされており、大規模校の弊害として、学校行事などで児童一人一人の活躍の場や機会が少なくなること、異学年交流の機会が設定しにくくなること、児童間の人間関係が希薄化すること、教員による児童の行動把握やきめ細かい指導が難しくなることなどが指摘されていた。

大規模校解消のため小学校の新設が求められた市は、新校開設に伴い、平成18（2006）年6月に学区審議会を設置し、地区説明会などで保護者や住民の意見を踏まえた上で、同年8月に教育環境の充実を図るための通学区のあり方について教育長へ答申した。同年10月には新設小学校の校名が「ふじみ野市立東台小学校」

に決定し、同校は平成21（2009）年4月に16学級474人で開校した。東原小学校は19学級613人となった。

その16年後、東台小学校は再び東原小学校と統合することになった。その理由は、令和7（2025）年4月には児童数が100人を下回る見込みであること、複式学級（複数学年が1学級、基準2学年の合計8人以下）の可能性を避けるためである。

東台地区一帯は新たに建築物を建てたり増築したりすることを極力抑える市街化調整区域であることから、児童の減少につながったと考えられる。小規模校の課題として、多様な考え方に触れることや学び合いの機会が少なくなりやすく、学校行事など集団教育活動に制約が生じやすいこと、多様な学習・指導形態をとりにくいこと、クラス替えが困難なことから人間関係や相互の評価が固定化しやすいことなどが挙げられる。

以上のような点を受けて、本市と市教育委員会では、東台小学校の小規模校化の課題を解決するため、児童や保護者、地域住民、教職員の意見を参考に検討を進め、解決策として、小規模特認校制度、学区再編、小中一貫校、東原小学校との統合の4案を示していた。

その後、児童と保護者へのアンケート、ドリム会議（学校運営協議会）や地域懇談会などを

実施、市立小・中学校学区審議会での審議・答申を踏まえ、令和6（2024）年3月の教育委員会会議において、同7（2025）年4月1日に東台小学校と東原小学校を統合することが決定した。

統合に向けて市と教育委員会は、学校やPTAと連携し、子どもたちを見守る体制づくり、通学路の安全対策、保護者の経済的負担軽減、学校施設などの環境改善を進めた。また、子どもたちが安心して統合後の東原小学校に通えるよう、児童の交流を図るための合同運動会・音楽会の開催や交流授業、授業参観を実施した。保護者や地域住民に向けては、統合に向けた準備への参加を依頼し、交流活動などを企画・運営することとした。

■ 改修・耐震工事

学校施設は、学校教育活動を行うための基盤となることから、安全・安心で良好な施設の確保、多様な学習内容に応じた教育環境の整備が求められている。また、校舎の建築から約60年を経過する学校も出てきており、継続的に大規模改造工事を実施していくなど、計画的な更新が必要となってきた。



耐震化工事を行った学校

小中学校の大規模改修・耐震工事 本市では都市基盤整備の実施や大規模マンションなどの建設により、前述したように児童生徒数が急増し、教室不足解消が課題となっていた。加えて、学校施設は昭和30年代から40年代における人口急増時期に建設されたものが多く、計画的な維持保全のため大規模改修事業などによる施設整備が急がれた。

そのため、昭和39（1964）年から同57（1982）年にかけて建設された校舎については、平成22（2010）年から計画的に大規模改造工事を順次実施し、児童・生徒の学習環境の改善とともに、トイレの改修も同時に進めている。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づく学校施設環境改善交付金を活用して、耐震補強や大規模改造などの事業を進めている。市が所有する建築物の耐震改修については、全ての小学校および中学校の耐震化を優先的に進め、平成24（2012）年度には耐震化工事が完了した。

エアコン設置

近年の異常気象とも呼べる夏季の気温上昇に警戒が呼びかけられるようになり、平成19（2007）年には猛暑日や熱中症が天気予報の用語として使われるようになった。こうした危険な暑さから子どもを守るため教室へのエアコンの設置が急速に進み、全国の公立小中学校教室へのエアコン設置率（普通教室）は、平成22（2010）年の19・3%から令和4（2022）年には95・7%にまで達した。

本市でも、良好な学習環境を確保するため、平成25（2013）年度から教室へのエアコン設置を開始し、翌26（2014）年度には全小中学校での設置を完了した。特別教室（要望室）についても、平成28（2016）年度から2か年計画で設置した。埼玉県内で小中学校の設置率100%を達成したのは、本市が3番目であった。



教室に設置されたエアコン



タブレットで学ぶ小学校の授業風景

（2021）年度には全ての小中学校の体育館に空調を設置した。加えて、避難所としての利用も考慮し、非常用発電機の設置や調光式LED照明への更新、トイレ改修などを実施した。さらに、令和6（2024）年度には福岡中学校、葦原中学校および花の木中学校の武道場に空調を設置し、教育環境の充実を図った。

情報化への対応

タブレット端末配備 本市では、文部科学省のGIGAスクール構想（教育ICT環境の充実を図り、教員や子どもたちの力を最大限に引き出すことを目指す取り組み）を実現するため、

児童生徒への1人1台の端末配備や高速大容量ネットワーク環境の整備を計画的に進めている。構想では、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質や能力が確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指すとしている。

令和2（2020）年にタブレット端末1900台を購入し、家庭学習を支援するためとして、小学校6年生と中学校3年生に貸し出した。当初は令和5（2023）年度までに児童生徒約9000人全員にタブレットを整備する方針だったが、前倒しで年度内にさらに6200台を購入して1人1台の配備達成を図った。

こうして令和3（2021）年度に1人1台のタブレット端末の整備が完了し、授業での端末の活用に加えて、家庭学習などにおいても端末の活用ができるようになった。新型コロナウイルス感染症のまん延による学級・学年閉鎖の時期には、学校からオンライン授業を生配信することができた。また、ドリルソフトを活用した家庭学習にも活かされた。

協働による学校支援

教育活動の実践や環境の整備は、むしろ教育行政のみによるものではない。本市が「教育振興基本計画」や「教育大綱」に掲げる理念や目標においても、その整備と実現のためには、共育の考え方に基づき、学校・家庭・地域など

が一体となって子どもの学びと育ちを見守る視点が重要となる。

核家族化や地域コミュニティの希薄化が進行する中にあるのは、地域力を再興する目論見のもとに、教育振興と支援にはますます協働の観点が求められている。

ふじみ野市PTA連合会 PTA (Parent-Teacher Association) は、学校・家庭・地域社会における子どもたちの健やかな成長を願って、保護者と教職員が互いに協力し合い、ともに学び、活動することを目的として組織された任意団体である。PTAの活動には、教育的な活動のほかにも子どもたちの安全を守る活動があり、保護者と教職員、地域の人たちが協力・連携して、子どもたちの日々の安心・安全を見守り支えている。

ふじみ野市PTA連合会は、上福岡市PTA連合会と大井町PTA連絡協議会が解散した上で、平成18(2006)年10月に新たに設立された。

学校応援団 保護者と地域の人たちによるボランティア組織として「学校応援団」が活動している。これは、埼玉県が平成17(2005)年から実施した「元気な学校をつくる地域連携推進事業」による取り組みで、本市では同18(2006)年度にさぎの森小学校で開始した。現在は全校で学校応援団推進事業を実施している。

学校応援団の活動は、教育活動の支援を通じて家庭や地域の教育力の向上を目指し、学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組むことを目指している。活動内容の例として、実技や補習など学習活動への支援、通学路の見守りなど安心・安全確保への支援、除草や花壇の整備など学校の環境整備への支援、実技指導や大会引率など部活動・クラブ活動への支援などがある。

おやじの会 子どもの成長や安全を見守る思いや、家庭教育で果たす役割に性差はない。子どもの健やかな成長を願う父親の思いを学校や教育の場に向けたかという思いが、「おやじの会」結成につながった。



おやじの会 (上野台小学校)

は会の象徴となっており、卒業記念の餅つき大会や運動会のお手伝い、除草作業などでも活躍している。

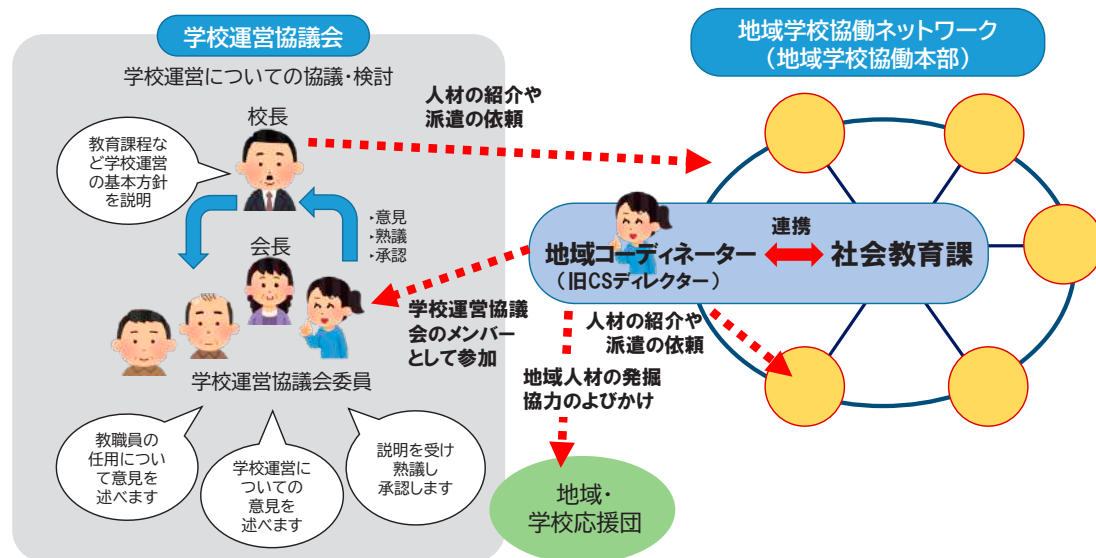
東原小学校では平成25(2013)年におやじの会が発足した。毎月のあいさつ運動や夏休みのラジオ体操、運動会のサポート、そして地区の祭りやソフトボール大会などにも積極的に参加することにより、学校、地域、保護者相互の協働の一翼を担っている。

また、平成26(2014)年におやじの会が発足したさぎの森小学校では、運動会のサポートや卒業式前の「十二祭」などでおやじの会が活躍している。令和5(2023)年7月には「夕涼み会2023」を4年ぶりに開催し、200人余りの参加者があった。事前の準備から当日の運営までおやじの会が主催し、水鉄砲合戦や靴飛ばし大会、ピニャータ割の競技などで盛り上がり、最後は花火大会で夏の夜を楽しんだ。

そのほかの学校においても、行事のサポートや学校の環境整備、学校の支援等、それぞれの学校の実態に応じ活躍している。

学校運営協議会 平成16(2004)年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会が指定する学校ごとに「学校運営協議会」を置くことができると規定された。この改正は、公立学校の運営について、地域の

図3-7 地域コーディネーターの役割



住民や保護者等のニーズが多様化、高度化している状況から、これらのニーズを学校運営により一層的確に反映させる仕組みの導入が必要で

あるとされたことによる。また、平成29（2017）年の同法の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化された。本市では、平成29（2017）年度より上野台小学校と東台小学校がモデル校となり、令和元（2019）年度に小学校全校と大井西中学校、同2（2020）年度に市内全小中学校19校に学校運営協議会が設置された。協議会は、学校長や教諭、PTA、学校応援団、地域住民、行政職員などが委員となり、学校運営について協議・検討を行う。地域協働学校づくりにあつては、地域学校協働ネットワークとともに連携・協働して「地域とともにある学校づくり」を推進していくものである。

また、学校運営協議会と地域学校協働ネットワークをつなぐ地域コーディネーターを配置して地域学校協働活動の推進体制づくりを進めているが、本市では地域だけでなく、行政の各部署が地域学校協働活動に参加しているのが特徴である。

これまでの教育活動の積み重ねの上に、さまざまな団体や組織が地域学校協働活動のもとに連携・協力することで、地域の特性を活かした独自の取り組みが進められている。この仕組みによって、本市の教育の基本理念である「あったかな絆で育む『共育』」を目指している。

地域協働学校 本市では、PTAの活動に加

え学校応援団やおやじの会などの地域の団体や住民と連携した取り組みで、子どもたちの学びと育ちを見守り応援してきた。平成30（2018）年度からは新たに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を明確にして、学校と連携・協働する仕組みとして、学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）を中心に、地域の教育力を活用した人づくり・まちづくりを推進する「地域協働学校」の取り組みがスタートした。

この取り組みは、PTAや学校応援団、さまざまな地域の団体や住民が「地域学校協働ネットワーク」をつくり、学校と目標やビジョンを共有することで、一体となって「地域とともにある学校」づくりを進めるものである。

令和4（2022）年度からは、地域のさまざまな主体と学校をつなぐことを目的とした「地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）」を各小中学校に配置し、地域の力と連携を活かした教育活動の実現を目指している。

また、地域学校協働活動の充実に向けて、コーディネーター同士のつながりができるよう、「地域コーディネーターカフェ」を定期開催している。取り組み紹介や少人数で話し合う時間を設けるほか、地域コーディネーター全員を対象とした情報交換会や研修会を開催し、各学校の取り組みや課題を共有している。

給食と食育

本市は、「教育振興基本計画」において、全ての子どもたちの心身の健康と成長を促す質の高い教育環境をその目的の一つに掲げている。

学校給食は、適切な栄養の摂取により、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するもので、給食の時間は、義務教育の9年間で食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることを目標に、食育の場としての役割も果たしている。

本市の学校給食は、令和6（2024）年度で毎日約1万食を市内の小学校13校、中学校6校に提供している（令和7年度からは、東台小学校と東原小学校の統合により、小学校12校、中学校6校に提供）。

PFIによる学校給食センターの建て替え・運営

本市の学校給食は、旧大井町で昭和45（1970）年4月（大井町立第1給食センター）に、旧上福岡市では同46（1971）年1月（福岡町学校給食共同調理場）に共同調理方式により完全給食を開始した。その後の児童・生徒の増加に伴い、調理能力の拡大や新センターの建設などで対応してきたが、老朽化により大井学校給食センターは、平成17（2005）年9月、新たにドライシステム方式で開設した。

上福岡学校給食センターは、平成6（1999

4）年から同8（1996）年にかけて大規模なりニューアルを行ったが、築40年が経過しウエットシステム方式（床が常に水で濡れたままになっている方式で衛生面での問題があると考えられる）の施設であることから、「学校給食衛生管理基準」への対応が困難になっていた。そのため平成23（2011）年に、「安心・安全な好ましい学校給食の提供」を理念とした「ふじみ野市学校給食施設更新事業基本計画」を策定し、新センターの設立に着手した。施設の形態は費用対効果に優れる共同調理場方式とし、PFI方式（民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設などの設計・建設・改修・維持管理・運営を行う公共事業の手法）の導入を計画した。なお、献立作成や食材の調達・検収、検査や食育については、引き続き市が責任を持って実施するものとした。

新調理場はドライシステムの施設となり、1日7000食の調理能力に対し当面の提供食数は約5300食を想定した。調理員数は約40人とし、民間委託することにより市事業より約1割の費用低減が見込まれた。また、アレルギー除去食を調理するための専用の調理室を設置するほか、見学コースや会議・研修・調理実習なども行える会議室、多目的室なども備える施設とした。なお、災害時の調理に適した調理機器の選定や熱源の多様化を図り、炊き出しにも対

応可能な施設とした。

平成28（2016）年4月、上福岡学校給食センターを廃止し、新しい給食センターとして「なの花学校給食センター」が稼働した。また、平成17（2005）年に開設された大井学校給食センターは現状を維持した上、「あおぞら学校給食センター」と名称を変更した。給食で使用する食器は同センターの稼働に合わせ、市内全校でふじみん絵柄を施した3点食器（飯椀、汁椀、皿）に変更した。



なの花学校給食センター

食物アレルギー対応食 学校における子どもの健康管理の中でも食物アレルギーについては細心の注意を払うことが求められている。

平成24（2012）年12月に、東京都調布市で食物アレルギーのある児童が学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が発生した。これを受けて文部科学省は、平成26（2014）年3月に「今後の学校給食における食物アレルギー対応について（通知）」を发出した。本市教育委員会では、食物アレルギーによる事故防止を最優先するという視点に立つて実態調査を行い、平成27（2015）年11月に「ふじみ野市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を策定した。そして、学校および学校給食センターの状況と食物アレルギーのある児童生徒の実態を総合的に判断し、医師の診断と指示に基づいた食物アレルギー対応を実施するものとした。これに基づき本市では、平成28（2016）年度から卵か乳のみをアレルギーにもつ児童に対して食物アレルギー対応食（卵乳除去食）を提供してきた。令和元（2019）年度の2学期からは、卵か乳およびそのほかのアレルギーをもつ児童も対象とした。

食物アレルギー対応食（卵乳除去食）は、なの花学校給食センターが調理・配送しており、医師の診断に基づく食物アレルギー対応食を1

日最大80食を限度として提供している。開始当初に約10食だった提供数は、令和2（2020）年度に26食になり、同6（2024）年度には43食を提供している。また、飲用牛乳のお茶への代替やメニューごとの原材料が分かる献立表を全児童生徒に配布するなどして、安全性の確保を最優先した対応を行っている。

食育 「食育」とは、食に関するさまざまな



教室の給食風景

知識と食を選択する判断力を身に付けるための学習や取り組みのことである。近年、偏った栄養摂取や間食、朝食欠食など食生活の乱れによる肥満・痩身傾向など、子どもたちの食習慣を取り巻く問題が深刻化している。また、食を通じて地域への関心や食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解する側面についても重要視されるようになった。

わが国では平成17（2005）年に食育基本法、同18（2006）年には食育推進基本計画が策定され、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組むことが定められた。

本市では、平成30（2018）年9月策定の「ふじみ野元気・健康プラン」において、「食育推進計画」が基本目標の一つとして位置付けられた（令和6年3月に「第2期ふじみ野元気・健康プラン」策定）。食育の実施例としては、給食の使用食材から食品の持つ栄養とその働きを学習したり、食べ残しの問題から食品ロスについて学んだり、子どもたちの発達段階に応じた取り組みがある。また、食育で学んだことが家庭生活や将来の食習慣に活かされるために、食育を通じた学校と家庭の連携に努めている。



ふじみ野市子ども会育成団体連絡協議会会長
山城 いづみさん

昭和42（1967）年、群馬県吾妻郡中之条町生まれ。子ども小学校入学を機に旧上福岡市に転入。小中学校のPTA役員、ふじみ野市子ども会育成団体連絡協議会副会長（平成20年度～25年度）、平成26（2014）年度から会長。そのほか青少年育成ふじみ野市民会議役員、ふじみ野市児童センター運営委員会副会長、ふじみ野市子ども・子育て会議副会長などを務める。

● かるた大会やまつりを通じた活動を中心に

子ども会は、小学校1年生から6年生までの全学年からなる異年齢の集団です。その中での行事を通して、大きい子が小さい子の面倒を見るとか、気にかけてあげること、おのずと優しさなどが育ち受け継がれていく大切な場になっていると考えています。

ふじみ野市子ども会育成団体連絡協議会（市子連）では、そんな各地域の単位子ども会に加入し

ていただき、お互いに助け合って活動を行っています。その中の主な行事の一つに、県主催の「彩の国21世紀郷土かるた県大会」への参加があります。毎年12月にふじみ野市大会があり、優勝者は翌年3月の県大会に出場します。

大会の開催にあたっては、各子ども会から選ばれた市子連の委員が審判などを務めていましたが、その練習や準備の負担が多かったことも、子ども会が市子連を脱退する一因となっていました。そこで、他市の例にならない中高生に募集をかけたところ20人前後が集まり、中高生たちが審判をやってくれました。しかしそれもコロナ禍を経て途切れてしまい、この数年は数人の応募しかない状況となっています。今、かるた大会に参加してくれている小学生が中学生になった時に、審判としてたくさん参加してくれることを願っています。

そのほかには、市制10周年を記念してできた「ふじみ野郷土カルタ」の体験会を年1回開催しています。教育委員会主催で始まったのですが、子どもたちの郷土愛を育くむためにと市子連が引き継いで行っています。

9月の「ふじみ野つ子まつり」も市子連にとつて大きな行事です。こちらは旧大井町の子ども会で行っていた行事で、地域の人たちやホンダ学園の学生さんにもお手伝いいただいています。こうしてふじみ野市の誕生以降も、かるた大会とふじみ野つ子まつりを中心に活動を続けています。

● 組織を継続するための工夫とこれから

20数団体が加入していた25年くらい前に比べて子ども会の加入数が少なくなってしまうことが、組織を継続させていくため、加入している子ども会の委員さんの負担がなるべく少なくなるように工夫しながら運営しています。また、今後は中学生も支援していきたいと思っています。将来的にはジュニアリーダー（*）という組織を作り、地域で活躍できる場をつくれなかと考えています。たとえば、東日本大震災の時にジュニアリーダーが非常に活躍したといわれていますが、そのような時に向けて防災教育などを行い、地域の中の役割を通じた自信の醸成や、学びにつながっていければいいかなと思います。

*子ども会活動のサポートや子どもたちの活動を手助けする中高生たちのこと

● 世代交代に向けて

今後の活動に限らず、世代交代に向けて人員の充実が課題ですが、とはいえず子ども会の親御さんたちはまだ現役で忙しい。そこで、子育てが終わったら市子連に戻っておいでとか、いつでも待っているよとか声かけをしています。また、かるた大会をお手伝いするために残ってくださいという方々もいるので、そういうつながりを広げていければよいのではと考えています。